

函館市監査公表第 8 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 37 第 5 項の規定に基づき，包括外部監査人高地保之から次の報告書の提出があったので，同法第 252 条の 38 第 3 項の規定により，これを公表する。

なお，当該報告書は，函館市監査事務局に備え縦覧に供する。

平成 27 年 4 月 3 日

函館市監査委員 渡 辺 宏 身

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 北 原 善 通

函館市監査委員 茂 木 修

平成 26 年度包括外部監査結果報告書

平成26年度

包括外部監査報告書

平成27年3月

函館市包括外部監査人

税 理 士 高 地 保 之

目 次

I 包括外部監査の概要

1 監査の種類	1
2 選定した特定の事件(テーマ)及び監査対象期間	1
(1) 選定した特定の事件(テーマ)	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3 事件(テーマ)を選定した理由	1
4 包括外部監査の方法	1
(1) 使用料及び手数料の収納事務について	1
(2) 使用料及び手数料の算定について	2
(3) 監査方針について	3
5 包括外部監査人及び補助者	3
6 包括外部監査の監査期間	3
7 外部監査人の独立性(利害関係)	3

II 監査対象の概要

1 函館市の概要	4
(1) 函館市の概況	4
(2) 一般会計歳入決算額の推移	5
2 使用料及び手数料の概要	6
(1) 使用料及び手数料の内容	6
(2) 使用料及び手数料に関する過料・罰則	7
(3) 使用料及び手数料の債権管理事務等	7
(4) 行政財産及び公の施設の概要	10
ア 公有財産の内容	10
イ 行政財産の内容	11
ウ 函館市の行政財産の目的外使用について	11
エ 公の施設の内容	16

III 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免等について

1 目的外使用している団体	25
(1) 現状および法人の概要	25

(2) 公益法人制度改革	-----	28
(3) 他都市の減免基準	-----	31
(4) 監査結果(意見)	-----	36
2 自動販売機の設置に係る使用料について	-----	38
(1) 現状および使用料の検証	-----	38
(2) 平成22年度包括外部監査(社会教育施設に設置されている自動販売機について)の結果に基づく措置	-----	40
(3) 公共施設に設置する自動販売機の設置者公募(試行)について(平成25年2月)	-----	42
(4) 自動販売機設置に係る使用料免除の取扱変更について(通知)(平成25年2月4日)	-----	44
(5) 自動販売機業者の公募(試行)について	-----	44
(6) 平成23年度及び平成25年度決算における自動販売機に係る使用料	-----	45
(7) 平成23年度決算における自動販売機に係る使用料及び手数料	-----	48
(8) 措置後の取組み	-----	50
(9) 自動販売機設置者の対応	-----	51
(10) 監査結果	-----	53
3 通勤用自動車の駐車での施設利用料について	-----	57
(1) 有料化の考え方	-----	57
(2) 使用料等の減免等	-----	59
(3) 減免規定による考察	-----	59
(4) 監査結果(意見)	-----	64
資料 平成24年度 部局別駐車使用料調定額(決算)	-----	66
資料 部局別駐車使用台数実績表(平成24年度決算)	-----	69

IV 公の施設の利用料金の算定および減免等について

1 函館市の公の施設の使用料について	-----	78
(1) 函館市の貸館施設の使用料についての算定状況	-----	78
(2) 公の施設の暖房料金の徴収規定について	-----	78
(3) 公の施設の減免・免除規定について	-----	79
(4) 監査結果(意見)	-----	83
資料 部局別施設一覧	-----	86

2	墓地・墓苑使用料及び墓苑手数料について	130
(1)	現状	130
(2)	各条例の比較	132
(3)	墓地の維持に係る歳出について	133
(4)	墓地使用者の管理状況等	134
(5)	監査結果(意見)	134
3	駐車場の使用料	137
(1)	駐車料金および減免について	137
(2)	現状での問題点	143
(3)	監査結果(意見)	143
V	監査総括	144

I. 包括外部監査の概要

1. 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）及び監査対象期間

（1）選定した特定の事件（テーマ）

使用料及び手数料等の事務の執行について

（2）包括外部監査対象期間

平成23年度から平成25年度の3年間（平成23年4月1日～平成26年3月31日）。

ただし、必要に応じて過年度及び平成26年度の一部についても監査対象とした。

3. 事件（テーマ）を選定した理由

函館市の歳入における使用料及び手数料を監査することとし、そのうち特に不動産利用に関するものについて、適切な管理運営がなされているか重点的に監査することとした。

4. 包括外部監査の方法

使用料及び手数料等の監査にあたっては、各施設や事業の歳入・歳出を踏まえた監査を心がけた。これは、現状の使用料等の設定が、市民負担や受益者負担の公平性及び施設運営や事業遂行面での経済性の視点から一定の合理性があるかどうかを検証する。

（1）使用料及び手数料の収納事務について

・使用料及び手数料の収納事務は関係法令条例、規則等に準拠しているか。

- ・使用料及び手数料の収納事務は効果的かつ効率的に行われているか。
- ・減額・免除にかかる事務は関係法令、条例、規則等に準拠しているか。
- ・上記の取扱いや規定は、公の施設ごとや部局により異なっていないか。

(2) 使用料及び手数料の算定について

- ・使用料及び手数料の算定は関係法令等に準拠し、適切に行われているか。
- ・使用料及び手数料の水準は施設の維持管理コストや人的コスト、稼動状況等を勘案しても適切な水準となっているか。受益者負担割合は妥当な水準となっているか。
- ・使用料及び手数料の設定に公平性が保持されているか。
- ・使用料及び手数料の定期的な分析及び見直しが行われているか。

主な監査手続

・一般会計について、歳入より『使用料及び手数料』を抽出



・抽出した歳入のうち、不動産に関する『使用料及び手数料』について、その対応状況を中心に検証した

- ① 使用料及び手数料にかかる関係法令、条例、規則等の根拠規定の確認
- ② 使用料及び手数料の概要につき、次の項目の調査・質問
 - ・使用料及び手数料の概要
 - ・減免・免除の有無
 - ・現行の使用料及び手数料の決定根拠・方針
 - ・直近の見直し時期
 - ・収納体制、収納方法
 - ・近隣他市の同種の使用料及び手数料の水準



・『使用料及び手数料』を一定の使用目的で区分し、特性に応じて検証した

- ① 関係書類の閲覧及び所管課へヒアリング
- ② 必要と認めた使用料・手数料についての現地調査
- ③ 使用料及び手数料の申請、減免についてのサンプル調査
- ④ 使用料及び手数料にかかる受益者負担割合の検討
- ⑤ 施設の利用状況等の確認

(3) 監査方針について

各手数料については、関係法令に基づき定められ、特に不動産に係る「墓園手数料」以外のものについては監査を省略する。

使用料については、今後、行政財産の統廃合が検討されていく中、監査において特に必要があると認められた個別の使用料について検証するとともに、全体的な視野から使用料や減免・免除規定が、市民負担や受益者負担の公平性、施設運営等での経済性などの視点から一定の合理性があるかについても検証する。

5. 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

税 理 士 高 地 保 之

(2) 包括外部監査補助者

税 理 士 蛸 島 一 伸

税 理 士 野 呂 豊

若 山 愛

6. 包括外部監査の監査期間

平成26年5月19日～平成27年3月20日までの期間

7. 外部監査人の独立性（利害関係）

函館市と包括外部監査人および包括外部監査補助者との間には、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 監査対象の概要

1 函館市の概要

(1) 函館市の概況

函館市は国から中核市に指定されており、平成26年3月31日現在における状況は次のとおりである。

なお、函館市の変遷を見ると、大正11年に市制が施行され、昭和14年に湯川町、昭和41年に銭亀沢村、昭和48年に亀田市、平成16年に戸井町・恵山町・楳法華村・南茅部町と合併しており、いずれの地域にも市役所の支所が存在する。

各支所管内別人口・世帯数

(単位:世帯、人)

地 域	世 帯 数	人口・計	男 性	女 性
総数	143,360	272,530	124,262	148,268
本 庁	47,715	83,671	37,314	46,357
湯 川	26,666	49,532	22,324	27,208
銭 亀	3,588	7,442	3,460	3,982
亀 田	59,230	118,547	54,839	63,708
戸 井	1,368	2,962	1,390	1,572
恵 山	1,638	3,412	1,637	1,775
楳法華	512	1,103	521	582
南茅部	2,643	5,861	2,777	3,084

※外国人を含む

(住民基本台帳 平成26年3月末日現在)

年 齢 別 人 口

(単位:人、%)

区 分	男 性	女 性	合 計	割合
年少人口 (0～14歳)	14,750	13,895	28,645	10.5
生産年齢人口 (15～64歳)	77,128	84,432	161,560	59.3
老年人口 (65歳以上)	32,384	49,941	82,325	30.2
総 数	124,262	148,268	272,530	100.0

※外国人を含む

(住民基本台帳 平成26年3月末日現在)

(2) 一般会計歳入決算額の推移

函館市の一般会計歳入決算額の推移は次のとおりである。平成25年度の歳入に占める使用料及び手数料の割合は約2.5%程度となっている。

(単位:千円)

	事業区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
	総額	130,778,517	126,840,873	131,897,367	125,127,965	134,308,490
1	市税	32,651,875	32,343,487	32,399,121	31,899,281	32,494,168
2	地方譲与税	915,594	889,320	811,529	975,461	878,186
3	利子割交付金	121,298	115,466	91,749	74,862	75,472
4	配当割交付金	22,894	29,157	30,895	32,015	65,796
5	株式等譲渡所得 譲与税	10,001	9,381	8,070	8,796	89,764
6	地方消費税交付金	3,042,246	3,037,022	2,935,938	2,888,136	2,863,521
7	ゴルフ場利用税 交付金	25,801	25,141	24,261	19,701	19,202
8	自動車取得税 交付金	176,205	170,393	131,070	156,518	178,853
9	国有施設等所在市 町村助成交付金	15,143	10,340	7,660	6,159	4,473
10	地方特例交付金	321,228	349,192	304,898	107,008	105,136
11	地方交付税	34,523,174	36,460,847	35,844,069	36,148,599	35,899,681
12	交通安全対策特別 交付金	69,330	65,565	63,778	61,936	58,604
13	分担金及び負担金	812,291	815,223	834,064	858,211	886,464
14	使用料及び手数料	3,125,458	3,199,066	3,048,566	3,263,092	3,336,141
15	国庫支出金	28,363,385	25,354,065	26,147,734	25,608,610	27,738,813
16	道支出金	4,648,909	5,458,744	5,627,770	5,099,764	5,707,581
17	財産収入	242,572	292,258	445,510	366,151	468,802
18	寄付金	238,741	188,291	216,960	500,599	260,077
19	繰入金	589,504	314,262	4,096,272	1,809,757	1,887,320
20	繰越金	932,710	937,230	1,109,408	1,053,246	1,245,533
21	諸収入	7,210,435	6,285,923	6,131,345	5,235,963	6,299,903
22	市債	12,719,723	10,490,500	11,586,700	8,954,100	13,745,000

2 使用料及び手数料の概要

(1) 使用料及び手数料の内容

使用料及び手数料については、地方自治法に徴収することができる旨、規定されているものである。

① 「使用料」とは

次表に掲げる使用又は利用の対価として徴収するものである。(地方自治法第225条ほか)

本監査の対象となる「使用料」は、市が所有する不動産に係るものとしていることから、次表のア及びイに係るものについて監査を実施することとなるが、函館市においては、イに係る案件はなかった。

使用料の内容

ア	地方公共団体の行政財産の目的外の使用又は公の施設の利用の対価として徴収されるもの
イ	旧慣による市町村の公有財産（山林、ため池等）の使用の対価として徴収されるもの
ウ	地方公営企業の利用の対価として徴収される料金
エ	地方公共団体の管理に属する国の営造物の使用の対価として徴収されるもの

② 「使用料」に関する規定

「使用料」に関する事項は、地方自治法の規定（第228条）に基づき、条例で定める必要がある。

このため、函館市では、公の施設の利用については、公の施設ごとに設置条例を制定し、行政財産の目的外使用については、「函館市財産条例」により「使用料」に関する事項を定めている。

③ 「手数料」とは

地方公共団体が、その地方公共団体の事務で特定の者のためにするものについて徴収する料金である。(地方自治法第227条)

④ 「手数料」に関する規定

「手数料」に関する事項は、地方自治法の規定（第228条）に基づき、条例で定める必要がある。

ただし、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる事務

のうち、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」に規定されているものについては、この政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないこととなっている。

このため、函館市では、「函館市手数料条例」を制定し、「手数料」に関する事項を定めている。

なお、本監査の対象となる「手数料」は、市が所有する不動産に係る「墓園手数料」以外に該当するものは、確認されなかった。

(2) 使用料及び手数料に関する過料・罰則

地方自治法第228条第2項及び第3項では、使用料及び手数料の徴収を免れた者に対して、条例で過料を科することができることとなっている。

函館市では、「手数料」の徴収を免れた者に対しては、「函館市手数料条例」第5条において、詐欺その他不正の行為によりその徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することとしている。

次に、「使用料」の徴収を免れた者に対する「過料」の規定については、「函館市財産条例」第11条（過料）において、詐欺その他不正の行為により、第3条第1項（行政財産の目的外使用許可による使用料の徴収規定）または第3条の3第1項（行政財産である土地を市の施設に勤務する職員等が通勤用の自家用車を駐車するために許可した場合の使用料の徴収規定）の使用料の徴収を免れた者に対して、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（その5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することとしている。

また、「函館市駐車場条例」第18条の4に「割増金」の規定があり、偽りその他不正の手段により料金の徴収を免れた者について、その徴収を免れた金額のほか、その徴収を免れた金額の2倍に相当する金額を割増金として徴収する規定があった。

なお、公の施設の利用料に関するものでは、「函館市都市公園条例」第25条ないし第27条、「函館市入港料条例」第8条、「函館市港湾施設管理条例」第21条ないし第22条などに過料又は罰則の規定がある。

(3) 使用料及び手数料の債権管理事務等

「使用料」及び「手数料」は、「公法上の債権」に該当するが、函館市

の当該債権管理に関する規定は、「函館市債権の管理に関する条例」に規定されており、事務処理に当たっては「函館市債権管理事務処理要領」に従って行われている。

「函館市債権の管理に関する条例」及び「函館市債権管理事務処理要領」の内容については、概ね次のとおりである。

- ① 債権とは、市が財産として管理の対象としている債権は、金銭の給付を目的とする権利であり、この債権は、その発生原因により、「公法上の債権」と「私法上の債権」に分類され、「公法上の債権」については、地方自治法第231条の3第3項の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することのできる「公債権」とそれ以外の債権に分類され、「公債権以外の公法上の債権」と上記「私法上の債権」を合わせて「私債権」と呼ばれている。
- ② 函館市では、「函館市債権の管理に関する条例」第4条において、次に掲げる事項を記載した台帳を整備するものとしているが、台帳記載に当たっては、次の項目全てを網羅して記載し、納付状況については、償還予定、償還実績、元金残高等を一覧できるよう整備し、償還実績については、誰が（債務者、連帯保証人、第三者）、いつ、いくら納付したのかがわかるように記載するとともに、督促、処分内容（法的措置、差押え、履行延期の特約等）、交渉経過についてもその年月日、措置の方法、担当者等を記載することとしている。
 - ア 債権の名称
 - イ 債務者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および代表者の氏名ならびに主たる事務所の所在地）
 - ウ 債権の金額、発生年月日、当初の履行期限等
 - エ 納付および督促の状況
 - オ 処分内容および交渉経過等
 - カ その他必要と認める事項
- ③ 地方自治法第231条の3第1項では、使用料、手数料及び過料その他の普通地方公共団体の歳入で納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならないこととなっており、地方自治体が発する督促については、地方自治法第236条第4項の規定により絶対的な時効の中断効がある。（最初の督促に限る。）

公法上の債権にあっては、督促を発することにより、地方自治法第231条の3第2項の規定により条例で定める延滞金等を徴収することができるようになることから、函館市の場合は、使用料及び手数料の滞納があった際、督促が行われるとともに、特別の事情が存在しない限り、滞納額が2,000円未満を除いて、延滞金が徴収されることとなっている。

また、公債権にあっては、督促は滞納処分的前提要件となっており、督促がなされない限り、滞納処分手続に入ることができないこととなっている。

- ④ 上記③の督促を受けた者が督促状で指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、催告、納付交渉等を経て（港湾使用料、下水道使用料など）地方自治法第231条の3第3項の規定に該当する公債権については地方税の滞納処分の例による処分を、私債権については、地方自治法施行令第171条の2の規定に基づく強制執行等の手続きを取る事となる。

それぞれの具体的な手続きについては、公債権については地方税法、国税徴収法等の規定により行うこととなり、私債権については地方自治法施行令第171条の2ないし第171条の7までの規定により行うこととなる。

- ⑤ 「函館市債権の管理に関する条例」第6条（放棄）において、債権管理者（市長及び公営企業管理者）は、市の債権（時効による権利の消滅に、時効の援用を要するものに限る。）について、次のいずれかに該当する場合は、当該市の債権およびこれに係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができるとしている。

ア 当該市の債権について消滅時効が完成したとき（債務者が時効の援用をしない特別の理由があると認められる場合を除く。）。

イ 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該市の債権につきその責任を免れたとき（当該市の債権につき保証人の保証がある場合を除く。）。

ウ 債務者が死亡し、またはその所在が不明となり、徴収の見込みがないとき。

(4) 行政財産及び公の施設の概要

ここで、前述した本監査の中心となる「使用料」については、地方公共団体の行政財産の目的外使用及び公の施設の利用の対価として徴収されるものであることから、「行政財産」及び「公の施設」について次のとおり確認する。

行政財産の概要

ア 公有財産の内容

地方自治法第237条において、地方公共団体の「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金とされている。

上記のうち、「公有財産」とは、次表に掲げるものであり、これらの財産は、「行政財産」と「普通財産」とに分類され、「行政財産とは、普通地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいい、普通財産とは、行政財産以外の一切の公有財産をいう。」と規定している。

公 有 財 産	
行政財産	普通財産
公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産	行政財産以外の一切の財産
①：不動産、②：船舶・浮標・浮桟橋・浮ドック・航空機、③：①及び②の従物、④：地上権・地役権・鉱業権等、⑤：特許権・著作権・商標権等、⑥株式・社債券・地方債証券・国債証券等、⑦出資による権利、⑧信託受益権	

函館市の公有財産(一般会計分)のうち、土地及び建物については、平成24年度の「函館市財産に関する調書(明細書)」で確認したところ、概ね次表のとおりである。

行政財産	公用財産	本庁舎	市役所本庁舎
		消防施設	消防署
		職員住宅	消防職務住宅、学校職務住宅
		その他の施設	支所
	公共用財産	学校	幼稚園、小学校・中学校、旧恵山高等学校
		公営住宅	市営住宅、特定公共賃貸住宅、
		公園	函館山緑地、公園、湯川黒松林、函館オートキャンプ場、すずらの丘公園パークゴルフ場

	その他の施設	臨海研究所、斎場、火葬場、老人福祉センター、デイサービスセンター、保育園、児童館、公衆便所、リサイクルセンター、熱帯植物園、緑地広場、墓園、共同墓地、恵山シーサイドゴルフ場、公民館、市民会館、箱館奉行所、図書館、バス待合所、ゲートボール場
普通財産	職員住宅	教職員住宅、職員住宅
	山林	植林地、貸地
	その他の施設	記念碑用地、貸建物、貸付予定地、貸地、用途未定地

イ 行政財産の内容

上記のとおり、行政財産は、更に「公用財産」と「公共用財産」に分類される。

一般に「公用財産」とは、普通地方公共団体がその事務又は事業を執行するため直接使用することをその本来の目的とするものをいい、たとえば、庁舎、試験場、研究所である。

次に、「公共用財産」とは、住民の一般的共同利用に供することをその本来の目的とする公有財産をいい、公の施設を構成する物的要素たる場合が多い。たとえば、道路、病院、福祉施設、学校、公園等の敷地及び建物等がこれに当たると考えられている。

地方公共団体の行政財産は、原則としてこれを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することはできずこの制限に違反する行為は無効とされる（自治法２３８の４①⑥）。

ウ 函館市の行政財産の目的外使用について

行政財産は、たとえば、庁舎に食堂や売店等を設置するなど、その用途又は目的を妨げない限度において、例外的にその使用（行政財産の目的外使用）を許可することができ、（自治法２３８の４⑦⑧） 函館市の行政財産の目的外使用に関する取扱いについては、「行政財産の目的外使用の許可に関する事務処理要綱」及び「行政財産の目的外使用許可の取扱いについて」による。内容は次のとおりである。

（ア） 目的外使用の許可に対する考え方

行政財産の本来の用途または目的外に使用させても、その行政

財産の本来の用途または目的を妨げないばかりか、場合によっては、行政財産自体の効用を高めることもあることから、実情に応じて、行政財産の本来の用途または目的を妨げない限度において、特例的に使用を認めようというものである。

(イ) 使用許可の基準

A) 直接または間接に市の事務事業の便宜となる時、または当該行政財産の機能を増進すると認める時。

- 例1 職員および病院における入院患者等のため、食堂、売店等の福利厚生施設を設置する場合
- 例2 市民および利用者の利便のため庁舎等の一部を使用させる場合(ATMなど)
- 例3 直接または間接に市の事務、事業の遂行に関連ある団体に使用させることが、市の事務、事業の円滑な運営が期せられる場合(社協など)

B) 国、地方公共団体または公共的団体が市の事務事業に関連のある事項を処理するための施設の用に供するとき。

C) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するために特に必要と認められるとき。

D) 災害その他の緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき。

E) その他市長が特に必要と認める時。

- 例1 使用期間が一時的、かつ、使用目的が営利を目的としない場合
 - ① 公共的講演会、研究会等のため使用させる場合
 - ② 施設の一部を町内会等が主催するレクリエーション活動に使用させる場合
- 例2 公共的見地等から当該施設の使用を認める場合
 - ① 市の施設を使用しなければ試験、研究等が困難な場合
 - ② 市の施設を使用しなければ隣接地の建物の修繕等のための資材の搬入、足場、材料置場等の確保が困難な場合
- 例3 指定金融機関等の事務室として、施設の一部を使用させる場合

例4 その他上記に掲げる事由に準ずる場合であつて、市の施設の一部を使用させることが特に必要やむを得ない場合

(ウ) 使用許可の期間

使用の期間は1年以内であるが、期間の更新は可能である（財産条例施行規則第9条）。

(エ) 使用料の算定

使用料は月額とし、算定基準に基づいて算定している（財産条例施行規則第10条、同別表第1）。

[参考] 財産条例施行規則別表第1

区分		算定基準
土地	(1) 住宅用	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によつて算出した価格×(1.8/100)×(1/12)
	(2) 非住宅用	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によつて算出した価格×(4.5/100)×(1/12)
	(3) (1)と(2)との併用	前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によつて算出した価格×(3.2/100)×(1/12)
建物		前年度の市の固定資産税の評価額を算定する方法によつて算出した価格×(4/100)×(1/12) ＋土地の使用料または貸付料相当額
自動販売機設置に係る土地または建物	(1) 屋内に設置する場合	1台につき800円
	(2) 屋外に設置する場合	1台につき400円
土地、建物および自動販売機設置に係る土地または建物以外のもの		取得価格、評価額等を基準とし、耐用年数等を考慮して算出した額

現在の土地の使用料の算定基準は、平成12年4月1日から施行されたものであり、それ以前については下表のとおり改正された経

緯がある。

昭和 3 9 年度 ～	取得価額又は固定資産税課税標準額×8. 3/1000 (月額) ※当時の国の基準料率年額10/100を、月額に置き換えたものと同等						
昭和 5 4 年度 ～	次のとおり改定 <table border="1"> <tr> <td>住宅用</td><td>前年度の固定資産税仮評価額の4/100</td></tr> <tr> <td>非住宅用</td><td>前年度の固定資産税仮評価額の8/100</td></tr> <tr> <td>併用</td><td>前年度の固定資産税仮評価額の6/100</td></tr> </table> ※3年毎の固定資産税評価替えの際には急激な負担増を抑えるため、負担調整措置に合わせ、使用料等の調整を行ってきた。	住宅用	前年度の固定資産税仮評価額の4/100	非住宅用	前年度の固定資産税仮評価額の8/100	併用	前年度の固定資産税仮評価額の6/100
住宅用	前年度の固定資産税仮評価額の4/100						
非住宅用	前年度の固定資産税仮評価額の8/100						
併用	前年度の固定資産税仮評価額の6/100						
平成 6 年度～	平成6年度の評価替えにおいて、公的な土地評価相互間の均衡化・適正化を図るべく、評価額は地価公示価格の7割程度に引き上げられ、バブルの影響もあり、前年度に比べ約4倍に上昇したため、使用料等も4倍に上昇することになり、使用者および借受人（以下「使用者等」という。）の負担が著しく大きくなることや、民間貸付料における便乗値上げの口実になることが予想されたことから、固定資産税同様の負担調整措置を講じてきた。						
平成 9 年度～	平成9年度の評価替えにおいて、バブル崩壊後の地価下落の影響により、市内の一部地域でも評価額の下落が見られるようになったが、いくら評価額が下落したとはいえ、地価公示価格7割水準まで引き上げられたものが平成3年度以前の水準まで下がることはなく、逆に使用料等は上昇を続けることになるため、ここでも固定資産税と同様の負担水準に応じた負担調整措置を取り入れた。						
平成 1 2 年度 ～	現行の算定基準～ 極めて複雑化している土地の使用料等の算定方法を簡素化するとともに、これまでの固定資産税の評価替えや、この評価替えに伴う急激な負担増を抑えるための固定資産税の負担調整措置の関係で、算定基準の基礎となる「市の固定資産税の評価額を算定する方法によって算出した価格（「仮評価額」）」に対する負担割合に不均衡を生じている点を是正するために改正された。						

次に現在の建物の使用料の算定基準は、平成17年4月1日に施行されたものであり、次の表のとおり函館市と旧4町村との建物使

用料の不均衡を解消するために、現行の算定基準に改正された経緯がある。

なお、「自動販売機設置に係る土地または建物の使用料」と「土地、建物および自動販売機設置に係る土地または建物以外のものの使用料」についてはこの章では省略する。

[建物の使用料の率]

	平成16年度まで	平成17年度以降
函館市	前年度仮評価額の10/100	前年度仮評価額の4/100
旧戸井町	木造：108円/㎡～2,160円/㎡ 非木造：768円/㎡～2,772円/㎡	
旧恵山町	600円/㎡～1,800円/㎡	
旧楡法華村	前年度仮評価額の4/100	
旧南茅部町	前年度仮評価額の4/100	

(オ) 使用料の徴収

行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用を許可する場合は、使用料を徴収する。(財産条例第3条第1項)。

(カ) 使用料の減免

国または地方公共団体その他公共的団体(以下「公共団体等」という。)が、行政財産を公用・公共用または公益のために使用する場合は使用料を減免できる(財産条例第3条第3項)。

この場合には、使用する団体の性格、使用目的の公共性、使用の態様、本市の事務事業に及ぼす効果等を考慮し、特に減免の必要がある場合に限って適用される。

(キ) 行政財産の貸し付け又は私権の設定

行政財産はこれを貸し付け私権を設定することができないが、次の場合には、例外として、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権を設定できる(自治法238の4②～④、自治令169～169の5) こととなっている。

- A) たとえば、空港ターミナルビルの底地の貸付など、行政財産である土地の本来の目的を効果的に達成することに資する堅固な建物等を所有する者に対する貸付
- B) 国、他の地方公共団体又は公社などの一定の法人と一棟の建

- 物を区分して所有（合築）するため行政財産である土地の貸付
- C) 行政財産である土地とその土地の隣接地の上に他の者と合築するための土地の貸付
 - D) 行政財産である庁舎その他の建物及びその附帯設備並びにこれらの敷地に余裕（庁舎等の床面積又は敷地のうち、普通地方公共団体の事務又は事業の遂行に関し現に利用され、又は使用されることが確実であると見込まれる部分以外の部分）がある場合に、他の者にこの余裕がある部分を貸し付ける場合
 - E) 行政財産である土地について、国、地方公共団体又は電気・ガス・水道・鉄道など公共的事業を行う法人の施設の用に供する場合の、地上権や地役権の設定

なお、この行政財産の貸し付け又は私権の設定は、「行政財産の用途又は目的を妨げない限度において」という部分で、「行政財産の目的外使用」と全く同じ要件であるが、歳入科目としては「使用料及び手数料」ではなく、「財産収入」となる。

また、「行政財産の目的外使用」は、行政行為としての使用許可処分であり、借地借家法や民法の適用はないのに対し、「貸し付け又は私権の設定」は契約行為であり、借地借家法や民法の適用を受け、相手方に借地権や借家権が発生する。また、契約期間中の解除は、公用・公共用に供する場合であっても損失補償を行わなければならない（自治法238の4⑤）という点で異なるものである。

エ 公の施設の内容

（ア）公の施設の意義

公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいう（自治法244）。

ここでいう「住民」とは、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者であり、主として地域外の者が利用することを目的とする観光宿泊施設や物産販売施設などは公の施設に該当しない場合があり得る。

「福祉を増進する目的をもって」とは、住民の利用に供する目的が、直接住民の福祉を増進するためであって、利用そのものが福祉の増進となるものでなければならず、競輪場、競馬場のような地方公共団体の財政上の必要のために住民の利用に供する施設、留置場のように社会公共秩序を維持するために設けられる施設は公の施設ではない。

「その利用に供するため」とは、たとえ、公の目的で設置されたも

のであっても、純然たる試験研究所など住民の利用に供することを目的としないものは公の施設ではない。

「地方公共団体が設ける施設」とは、物的施設であり、地方公共団体以外の公共団体が設置するものは自治法上の公の施設ではない。

(イ) 公の施設の設置、管理及び廃止に関する権限

公の施設の管理に関する事項は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、条例でこれを定めなければならないこととなっている。(地方自治法第244条の2)

条例で定める事項は、利用の許可及びその取り消し・使用料の額及び徴収方法・使用料の減免・利用の制限・指定管理者の管理・罰則などがある。

公の施設の設置、管理及び廃止に関する権限は、地方公共団体の長が持っているが、教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関することは、教育委員会の権限である。

(ウ) 指定管理者制度

地方自治法第244の2第3項において、地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該地方公共団体が指定するものに当該公の施設の管理を行わせることができることとなっており、この地方公共団体から指定された者を「指定管理者」と呼んでいる。

指定管理者は、「公の施設を利用する権利に関する処分」をすることができる前提になっているが、使用料の強制徴収、過料の賦課などは除かれるものと解されている。

また、指定管理者は、「法人その他の団体」となっていることから、個人が単独で「指定管理者」になることはない。

指定管理者に施設の管理を行わせる際には、指定の手続き、管理の基準及び業務の範囲のほか、公の施設の目的や態様に応じたその他必要な事項を条例で定めなければならないこととなっており、さらに指定管理者の指定をしようとするときは、議会の議決を経なければならないこととなっている。

このような点で、業務委託とは異なる。

指定管理者制度と業務委託との違い

	指定管理者制度	業務委託
1. 受託主体	法人、その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可	限定はない ※議員、長についての禁止規定あり（地方自治法第92条の2、142条）
2. 法的性格	「管理代行」 指定（行政処分的一种）により、公の施設の管理権限を、指定を受けたものに委任指定処分は請負契約と異なるため入札手続きの対象とならない	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託
3. 公の施設の管理権限	指定管理者が有する ※「管理の基準」「業務の範囲」は、条例で定めることが必要	設置者たる地方公共団体が有する
(1) 施設の使用許可等	指定管理者が行うことができる	受託者はできない
(2) 管理の基準及び業務の範囲の規定方法	条例で定める	契約で定める
(3) 指定管理者（受託者）の決定	施設ごとに、議会の議決を経て決定	議会の議決は不要
(4) 指定管理者（受託者）に管理を行わせる期間	施設ごとに、議会の議決を経て決定	施設ごとに契約で定める
(5) 基本的な利用条件の設定	地方公共団体（指定管理者はできない。）※条例で定めることが必要	地方公共団体（受託者はできない）
4. 公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	地方公共団体
(1) 利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる場合がある	地方公共団体にも責任が生じる場合がある
5. 利用料金制度	採用することができる ※条例で定める範囲内で料金設定が可能	採用することはできない

函館市における指定管理者制度を導入する公の施設については、原則として公募することとしているが、施設の設置目的や性格、また、これまで管理委託を行ってきた市の出資団体等の活動実績等を考慮し、特定の団体に管理を行わせることが適当と判断される場合は、特例として公募しない場合もある。（前者を「公募施設」、後者を「特例措置施設」と称している。）

函館市の指定管理者導入施設は、次表のとおり平成26年4月1日現在では546施設あり、うち、公募施設が52施設で特例措置施設が494施設となっている。

なお、指定する期間は原則として公募施設を5年、特例措置施設を3年としている。

● 指定管理者導入施設（公募施設）

施設名	所管部局	施設数	指定管理者	備考 指定期間等
青函連絡船記念館摩周丸	企画部	1	特定非営利活動法人語りつぐ青函連絡船の会	23～27 利用料金制
地域交流まちづくりセンター	総務部	1	NPOサポートはこだてグループ	22～26 利用料金制
消費生活センター	市民部	1	特定非営利活動法人函館消費者協会	24～28
女性センター	市民部	1	につぼん生活文化楽会	24～28
梁川公園内交通公園施設	市民部	1	函館中央交通安全協会	24～28
函館市斎場 函館市戸井斎場 函館市榎法華斎場 函館市南茅部斎場	保健福祉部	4	株式会社マルゼンシステムズ	23～27
湯川老人福祉センター 谷地頭老人福祉センター 美原老人福祉センター	保健福祉部	3	セントラル警備株式会社	25～29
根崎生活館	子ども未来部	1	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	24～28
勤労者総合福祉センター	経済部	1	公益社団法人函館市シルバー人材センター	24～28
産業支援センター	経済部	1	公益財団法人函館地域産業振興財団	24～28
はこだてグリーンプラザ	経済部	1	株式会社はこだてティーエムオー	24～28
元町観光駐車場 (広場式・立体式)	観光部	2	株式会社マルゼンシステムズ	24～28
五稜郭観光駐車場	観光部	1	セントラル警備株式会社	24～28

空港ふれあい菜園	農林水産部	1	アキタ造園株式会社	22～26
亀尾ふれあいの里	農林水産部	1	特定非営利活動法人亀尾年輪の会	23～27 利用料金制
棧橋駐車場	土木部	1	セントラル警備株式会社	24～27
函館駅前広場駐車場	土木部	1	セントラル警備株式会社	23～27
空港緑地志海苔ふれあい広場	土木部	1	田中潦風園・道南園芸コンソーシアム	24～28
すずらんの丘公園	土木部	1	株式会社桔梗造園	24～28
白石公園	土木部	1	株式会社マルゼンシステムズ	24～28 利用料金制 (パークゴルフ場、オートキャンプ場)
恵山シーサイドパークゴルフ場	土木部	1	株式会社桔梗造園	24～28
東山墓園	土木部	1	株式会社田中潦風園	22～26
戸井ウォーターパーク	土木部	1	株式会社吉田事業所	22～26 利用料金制
熱帯植物園	土木部	1	特定非営利活動法人函館エコロジークラブ	23～27
昭和公園	土木部	1	一般財団法人函館市住宅都市施設公社	26～28
港町ふ頭コンテナヤード施設	港湾空港部	1	株式会社函館国際貿易センター	23～27 利用料金制
恵山海浜公園	恵山支所	1	恵山地域振興推進協会	25～29
灯台資料館	鍛法華支所	1	株式会社函館市鍛法華振興公社	24～28
南かやべ保養センター ホテルひろめ荘	南茅部支所	2	道南温泉株式会社	24～28 利用料金制
市立函館博物館（郷土資料館）	教育委員会	1	市立函館博物館友の会	24～28 博物館法適用外
青年センター		1	函館市青年サークル協議会グループ	24～28
亀田青少年会館		1	一般社団法人はこだて子どもの広場を創る会	24～28
西桔梗野球場		1	函館軟式野球連盟	22～26
千代台公園弓道場		1	函館市弓道連盟	24～28
青少年研修センター		1	NK函館地域教育グループ	22～26
亀田福祉センター		1	特定非営利活動法人ワーカーズコープ茜	22～26 利用料金制
箱館奉行所		1	名美興業株式会社	22～26
日吉市民庭球場 日吉サッカー場		2	函館サッカー協会	24～26

南茅部スポーツセンター 南茅部プール 南茅部運動広場 南茅部市民庭球場 白尻スキー場 南茅部ふるさと文化公園		6	南茅部地域教育施設等管理共同企業体	23～27
---	--	---	-------------------	-------

● 指定管理者導入施設（特例措置施設）

施設名	所管部局	施設数	指定管理者	備考 指定期間等
産学官交流プラザ	企画部	1	国立大学法人北海道大学	24～26
総合福祉センター	保健福祉部	1	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	24～26
デイサービスセンター入舟		1	社会福祉法人函館共愛会	24～26 利用料金制
デイサービスセンター港		1	社会福祉法人函館松寿会	24～26 利用料金制
デイサービスセンター花園		1	社会福祉法人函館厚生院	24～26 利用料金制
デイサービスセンター谷地頭		1	社会医療法人高橋病院	24～26 利用料金制
デイサービスセンター戸井		1	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	24～26 利用料金制
夜間急病センター		1	公益社団法人函館市医師会	25～29 利用料金制
日乃出いこいの家	環境部	1	函館市日乃出町会	24～26
職業訓練センター	経済部	1	渡島地方技能訓練協会	24～26
旧イギリス領事館	観光部	1	一般社団法人函館国際観光コンベンション協会	24～26 利用料金制
写真歴史館		1		24～26
漁村センター	農林水産部	1	函館市漁業協同組合	24～26
青果物地方卸売市場		1	函館青果管理株式会社	24～26
水産物地方卸売市場		1	函館魚市場株式会社	26～28
都市公園	土木部	343	一般財団法人函館市住宅都市施設公社	26～28
五稜郭公園		1		26
市営住宅等	都市建設部	74		26～29
特定公共賃貸住宅等		4		26～29
原木会館	戸井支所	1	原木二見町会	24～26
館町会館		1	館町町内会	24～26
泊町会館		1	泊町町内会	24～26
弁才町会館		1	弁才町町内会	24～26
瀬田来会館		1	瀬田来町内会	24～26

汐首東会館 汐首西会館	戸井支所	2	汐首町内会	24～26
釜谷会館		1	釜谷町会	24～26
小安西会館 小安中央会館 小安東会館		3	小安町会	24～26
日浦会館ほか	恵山支所	7	恵山地区町会連合会	24～26
恵山コミュニティセンター		1	恵山地区町会連合会	25～27
元村会館ほか	楢法華支所	6	楢法華地区町会連合会	24～26
楢法華高齢者福祉総合センター		1	社会福祉法人函館市社会福祉協議会	24～26 一部利用 料金制
ホテル恵風		1	株式会社函館市楢法華振興公社	24～26 利用料金制
古部会館ほか	南茅部支所	1 5	古部町内会ほか	24～26
南茅部青少年会館	教育委員会	1	安浦町内会	24～26
古部体育館 古部グラウンド		2	古部町内会	24～26
千代台公園野球場		1	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団	24～26
千代台公園陸上競技場		1		24～26
千代台公園庭球場		1		24～26
千代台公園		1		24～26
函館市重要文化財旧函館区公会堂		1		24～26
北方民族資料館		1		24～26
文学館		1		24～26
北洋資料館		1		24～26
函館市民会館		1		24～26
芸術ホール		1		24～26
函館市民体育館	教育委員会	1	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団	24～26
函館市民プール		1	公益財団法人函館市文化・スポーツ振興財団	24～26

● 直営施設

施設名	所管部課	施設数	備考
臨海研究所	企画部	1	
はこだて療育・自立支援センター	保健福祉部	1	
総合保健センター	保健福祉部	1	
桔梗福祉交流センター	子ども未来部	1	
花園保育園 湯浜保育園 白尻保育園	子ども未来部	4	

尾札部保育園			
つつじ保育園	子ども未来部	1	
中島児童館ほか23館	子ども未来部	24	
古川母と子の家	子ども未来部	1	
函館湯川漁港交流広場	農林水産部	1	
河川	土木部	1	
道路	土木部	1	
船見町共同墓地ほか8共同墓地	土木部	9	
函館市港湾施設	港湾空港部	13	水域施設, 外郭施設, 係留施設, 臨港交通施設, 荷さばき施設, 旅客施設, 船舶役務用施設, 港湾環境整備施設, 港湾管理施設, 港湾施設用地, 移動式施設, 港湾役務提供用移動施設, 港湾管理用移動施設
小安共同墓地ほか	戸井支所	7	
恵山市民センター	恵山支所	1	
恵山福祉センター	恵山支所	1	
日浦共同墓地ほか	恵山支所	5	
楯法華共同墓地	楯法華支所	1	
函館市港湾施設	楯法華支所	1	楯法華港
古部共同墓地ほか	南茅部支所	13	
根崎公園サッカー場 根崎公園野球場 根崎公園アーチェリー場 新川公園野球場	教育委員会	4	
函館市立学校	教育委員会	77	小学校46, 中学校28, 高等学校1, 幼稚園2
函館市南北海道教育センター	教育委員会	1	
函館市図書館	教育委員会	8	中央図書館1, 図書室5(湯川, 旭岡, 千歳, 港, 美原) 配本所1, 移動図書館1
戸井郷土館	教育委員会	1	
恵山郷土博物館	教育委員会	1	
戸井生涯学習センター 戸井総合学習センター 楯法華総合センター 南茅部総合センター	教育委員会	4	
函館市公民館 函館亀田公民館 函館市戸井公民館	教育委員会	3	
戸井青少年会館	教育委員会	1	
戸井埋蔵文化財展示館 大船遺跡埋蔵文化財展示館	教育委員会	2	
青柳市民庭球場	教育委員会	1	

市立函館博物館（本館）	教育委員会	1	
戸井運動広場 恵山運動広場 恵山総合体育館 恵山プール	教育委員会	4	
縄文文化交流センター	教育委員会	1	
函館市助産施設（市立函館病院内）	病院局	1	
市立函館病院	病院局	1	
市立函館恵山病院 市立函館南茅部病院	病院局	2	
市立函館病院高等看護学院	病院局	1	
水道施設	企業局	6	貯水施設, 取水施設, 導水施設, 浄水施設, 送水施設, 配水施設
温泉供給施設	企業局	4	源泉, 管理施設, 導湯施設, 供給関連施設
下水道施設	企業局	3	管渠施設, ポンプ場施設, 処理場施設
軌道事業施設	企業局	1	

（エ） 利用料金制度

公の施設の利用に係る料金（利用料金）は、公の施設の利用の対価であり、本来、地方公共団体の「使用料」として収入に計上されるものであるが、地方公共団体が適当と認めたときは、地方公共団体の収入ではなく、指定管理者の収入とすることができることとなっており、この制度を「利用料金制度」という。

「利用料金」として、指定管理者の収入とする場合は、当該地方公共団体が条例で定めることとなっている（自治法２４４の２⑧～⑪）。

したがって、本来は、市の「使用料」収入となるべきものであるのだが、この利用料金制度を採用している施設の利用に係る料金は、市の予算・決算には、計上されないこととなる。

Ⅲ 行政財産の目的外使用に係る使用料の減免等について

地方公共団体の行政財産は、原則として、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、出資の目的とし、若しくは信託し、又はこれに私権を設定することはできず、この制限に違反する行為は無効とされるが、行政財産である庁舎に食堂や売店等を設置するなど、その用途又は目的を妨げない限度において、例外的にその使用を許可することができることとなっている。

そして、行政財産の使用を許可する場合には、使用料を徴収することとなっている。

なお、行政財産を公用・公共用または公益のために使用する場合は使用料を減免でき、この場合には、使用する団体の性格、使用目的の公共性、使用の態様、本市の事務事業に及ぼす効果等を考慮し、特に減免の必要がある場合に限り適用されることとなっている。

次の団体について、当該監査において、目的外使用許可の趣旨及び基準等の検討をした。

1 目的外使用している団体

(1) 現状および法人の概要

行政財産の目的外使用許可のうち、使用目的が一般社団・財団法人の事務室である主たるものは、次のとおりである。

① 一般財団法人 函館市住宅都市施設公社

(ア) 使用場所	函館市亀田支所庁舎 2階事務室 (468.72㎡)
	2階物品庫 (12.81㎡)
	2階電話交換室 (23.89㎡)
	車庫 (66.00㎡)

(イ) 使用目的

一般財団法人函館市住宅都市施設公社の事務室および車庫として使用するため。

(ウ) 使用許可理由

当該公社は、函館市民の住生活環境の向上のため必要な事業および住宅団地その他の公的施設の管理に関する事業を行い、市民の福祉の増進を図ることを目的とした法人で、直接または間接に市の事務事業の便宜となる団体であるため。

(エ) 使用許可期間

平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

(オ) 使用料免除理由

当該公社は、函館市からの委託を受けて事業を実施する市営住宅使用料収納業務や市営住宅、都市公園等の維持管理等、市民へのサービス向上を図る業務を遂行している団体であるため（函館市財産条例第3条第3項(注1)）。

(カ) 移転時期

平成3年4月1日

(キ) 移転理由

当該公社は、当初、「財団法人 函館市住宅管理公社」として市役所本庁舎（都市建設部内）にあり住宅関連の業務を取り扱っていたが、公園管理など土木関連の事務も取り扱うこととし、名称を「財団法人 函館市住宅都市施設公社」に改めた。これに伴い組織が拡大し、手狭となったため、亀田支所の2階の空きスペースへ移転した。

なお、施設の使用料については、移転当初から、当該団体は公益性のある業務をしている団体として、都市建設部からの副申もあったことから函館市財産条例第3条第3項（注1）を適用し免除している。

(ク) 組織変更

公益法人制度改革により、平成25年4月1日から「一般財団法人 函館市住宅都市施設公社」へ移行登記。

定款に定めた基本財産300万円について、函館市から出えん金として受領（移行前の基本財産2,000万円については、相当額を平成26年3月26日に函館市に返却）。

② 一般社団法人 函館国際観光コンベンション協会

(ア) 所在地・名称 函館市元町33番14号
函館市旧イギリス領事館（開港記念館）

(イ) 使用面積 1階 レストラン、喫茶、売店 206.97㎡
2階 観光コンベンション協会事務室
84.53㎡
計 291.50㎡

(ウ) 許可理由

当該団体は、本市の観光振興・発展を目的とする公益性の高い団体であり、また、行政財産の使用目的については、入館者および観光客の利便に供するためであり、本市の観光産業の振興が図られることから使用を許可している。

(エ) 使用期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(オ) 使用料 レストラン、喫茶、売店 282,708円
事務室 免除

(カ) 減免理由

当該団体は、当該施設を管理・運営ならびに本市の観光振興・発展を目的とする公益性の高い団体であり、その事務室として使用することから、函館市財産条例第3条第3項（注1）の規定に基づき使用料を免除している。

③ 一般財団法人 函館国際水産・海洋都市推進機構

(ア) 所在地・名称 函館市弁天町20番5号
函館市国際水産・海洋総合研究センター

(イ) 使用面積 1階事務室 30.93㎡

(ウ) 許可理由

当該団体は、本市の重要施策である「函館国際水産・海洋都市構想」の推進母体として設立されたものであり、構想の中核的施設である標記センターにおいて執務を行うことは、構想を

さらに推進していく上でも有意義であり、施設の管理上も特に問題ないことから使用を許可している。

(エ) 使用期間 平成26年4月1日～平成27年3月31日

(オ) 使用料免除理由

同団体から申請のあった使用料の減免についても、上記(ウ)の理由により、これを承認することとしている。

(カ) 設 立 日 平成21年4月3日

(注1) 函館市財産条例第3条第3項

市長は、国または地方公共団体その他公共的団体(以下「公共団体等」という。)が、行政財産を公用、公共用または公益のために使用する場合は、第1項の使用料を減免することができる。

(2) 公益法人制度改革

① 概要

平成18年6月に公布された「公益法人改革3法」(注2)が平成20年12月1日に施行され、同時に移行認定・移行認可申請の受付が開始された。

新制度の施行により現行の社団・財団法人は特例民法法人となり、以後5年間の経過期間内に公益認定を受けて公益社団・財団法人に移行するか、あるいは認可申請を行い一般社団・財団法人へ移行するかを選択することになった。

(注2) 公益法人改革3法

- ・ 一般社団及び一般財団法人に関する法律
「一般社団・財団法人法」
- ・ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
「公益認定法」
- ・ 一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団

法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

「整備法」

② 事業等の比較

(ア) 特例民法法人（従来の公益法人）

適法であれば制限なし。

ただし、従来の主務官庁に認められた事業に限る。

(イ) 公益社団・財団法人

- ・ 公益目的事業を主たる目的として実施しなければならない。
- ・ 公益目的事業比率が100分の50以上でなければならないなど、公益認定基準を遵守して事業を行うことが必要。なお、事業変更に当たっては、変更の認定が必要となる場合がある。

(ウ) 一般社団・財団法人

- ・ 公益目的支出計画実施中は、公益目的支出計画に定めた「実施事業等」を着実に実施することが必要。
- ・ 実施事業以外については、法人の創意工夫により公益的な事業はもとより柔軟な事業の展開が可能。

③ 公益目的事業

公益認定法第2条第4号に定める公益目的事業の定義は、「学術、芸術、慈善その他の公益に関する別表各号に掲げる種類の事業（ア）であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの（イ）」とされており、公益目的事業か否かについては、（ア）の要件を満たし（イ）に合致しているかどうかを判断することとなる。

(ア) 公益認定法 別表

個々の事業が別表各号のいずれかに該当しているかを検討。

- 一 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- 二 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- 三 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- 四 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- 五 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業

- 六 公衆衛生の向上を目的とする事業
- 七 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- 八 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- 九 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し
または豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- 十 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- 十一 事故又は災害の防止を目的とする事業
- 十二 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止
および根絶を目的とする事業
- 十三 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重ま
たは擁護を目的とする事業
- 十四 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推
進を目的とする事業
- 十五 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対す
る経済協力を目的とする事業
- 十六 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする
事業
- 十七 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- 十八 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- 十九 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- 二十 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその
活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- 二一 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を
目的とする事業
- 二二 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- 二三 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令
で定めるもの

(イ) チェックポイント

個々の事業が特定多数の者のみの利益の増進になっていないか
どうかの観点から「公益的事業のチェックポイントについて」に
沿って検討。

※ 事実認定に当たって留意すべき点であり、これらを勘案
して委員会で審議の上、判断することとなる。

(3) 他都市の減免基準

大阪市において、「行政財産使用許可等・普通財産貸付けをする場合の減免基準 平成19年1月31日制定」が定められている。行政財産使用許可に関する部分のポイントは、次のとおりである。

(基準の趣旨)

財産条例の規定に基づき行政財産使用料等（以下、「使用料」という。）の全部又は一部を免除するときの、その対象となる相手方、用途、減免率等の基準を定めている。

なお、行政財産使用許可相手方を公募方式一般競争入札等により選定するときは、本基準の適用を受けないものとしている。

① 減免することができる使用許可相手方区分の認定方法

使用許可相手方は、別表「相手方・指定用途区分別減免率基準表」に掲げる者とし、法人税法別表第一に掲げる「公共法人」など、同表左欄の第1類又は第2類に区分している。

② 減免することができる土地・施設の用途

使用料の全部又は一部を免除するときの、その対象となる土地・施設の用途については次に掲げるとおりとしている。

(ア) 施設整備又は経常的な業務運営に対し国庫補助金又は本市補助金等（以下「補助金」という。）が交付されているもの（交付予定を含む。）の用途に供するとき。

(イ) 本市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途として本市が緊急に又は特別に整備する必要性があると認められるものに供すると本市が認めるとき。

(ウ) 補助金の交付がなされているもの又は本市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途等。

③ 指定用途区分の認定方法

上記②の(ア)、(イ)又は(ウ)の用途について、事務事業との関連性又は施策における重要度の観点から、次により第1種及び第2種に区分している。

- ・ 本市事務事業と関連が極めて密接である場合又は本市施策における重要度が非常に高い場合…第1種

- ・ 本市事務事業と関連が密接である場合又は本市施策における重要度が高い場合…第2種

(注) 上記、指定用途区分を認定する際には次の点を留意し、事業主管局において総合的に判断し決定するものとし、その指定用途については事業名若しくは施設名を公開することによって、市民にその監視を求めながら、減免基準適用の適正性・公平性・透明性を図るものとする。

(ア) 減免することの必要性

長期に渡って使用料を減免しているものについては、現時点においても明確な「公益性」が認められるか検証し、既得権化・常態化しているものについては原則本基準を適用しないものとする。

(イ) 減免することの妥当性

減免を受けようとする用途について、その収益性の程度を検証し収益性のあるものについては、第1種に区分できないものとし、営利を目的とした用途については原則本基準を適用しないものとする。

(ウ) 減免することの有効性

補助金等事業における補助対象経費に対する補助率、本市の税制度における軽減措置等から総合的に勘案し、その用途の公共性・公益性を検証し、その度合いによって減免することの有効性を判断し、無償にしなければその用途の政策目的が達成できないものについてのみ第1種に区分するものとする。

(エ) 減免することの公平性

事業所管局により、同じ用途で指定用途区分の適用に差異が生じないようにするとともに、本基準を適用する際には、その他の相手方との間で公平性が保たれるよう適正な運用を行うものとする。

④ 減免率及び減免使用料の算定方法

(ア) 減免率

- ・ 減免する必要があると認めるものに限り、別表「相方・指定用

途区分別減免率基準表」に基づく減免率を上限として減免することとしている。

- ・ 公有財産は市民の貴重な財産であり、使用料は、原則、有償であるべきであることから、減免率の適用に当たっては、減免率の上限を直ちに適用するのではなく、相手方の収益性の程度を検証し、減免率の削減に努めるものとする。

(イ) 減免使用料の算定方法

財産条例の規定により算定した使用料に④(ア)による減免率を乗じたものを減免使用料とする。なお、減免率を乗じる前の使用料について許可書に明記するよう努めること。

⑤ 適正規模

減免使用料を適用することができる財産の規模は、施設を維持運営するのに必要な最小規模面積及び必ずしも必要ではないがあることが望ましいものであるときの規模面積とする。

⑥ 減免状況の公表

「行政財産目的外使用許可等、普通財産貸付けにおける減免状況の公表に関する指針」に基づき、公表するものとする。

⑦ 減免の見直し

(ア) 見直しの基本的な視点

既に減免を行っている使用許可について、行政からの財政的支援にあたる場合には、原則として3年に1度、「減免見直しチェックシート」により次の事項に留意して減免の見直しが必要かどうか検証を行うものとする。

- ・ 社会経済情勢等の変化

本基準が求めている公益性、非収益性、本市事務事業との関連性の内容は、社会経済情勢等に応じて変化していくものであることに鑑み、現時点においても減免が大阪市政策の実現に寄与しているかどうか。

- ・ 公と民の役割分担

民間において成立している事業については民間に任せることを基本としている「市政改革プラン(平成24年7月策定)」の考え方にに基づき、民間でできるものを本市が支援していないか。

(イ) 事務所用途の減免見直しの視点

公と民の役割分担において民間でできるもの」という視点で、事務所用途は、政策目的があいまいで団体のための便宜供与となっていないか検証するとともに、次の点に留意すること。

- ・ 団体として利益を上げている(賃料の支払能力がある)
→原則減免しない
- ・ 団体の維持管理に必要な事務
→原則減免しない
- ・ 団体維持の必要性…本市の団体への関わり方
(補助の必要性)
→上記2点を含めて減免を判断

(ウ) 見直しにおける収益性の考え方

年度単位で収支状況を確認した結果、当該資産の利用等により得た収益から事業に要した費用を差し引いた利益が直近3か年程度、費用の概ね2割を超えている事実が判明した場合は、減免の必要性及び減免率について検証を行うこと。ただし、事業の性質によっては2割を超えない残余利益がある場合であっても見直しを行うものとする。

⑧ その他

本基準により難しい場合は、本基準を適用しない特別の事由を明確にするとともに、その決定に際しては、契約管財局及び財政局と協議を行った後、原則として市長決裁とすること。

- ・ 減免を受けようとする者からは、所定の事項を記載した減免申請書を提出させなければならない。また、財団法人及び社団法人については、定款又は寄付行為並びに決算書類若しくは事業状況報告書を提出させその収支状況、公益的事業費の比率等を確認するものとする。

別表 相手方・指定用途区分別減免率基準表				
使用許可相手方	指定用途区分	補助金の交付がなされているもの又は本市行政を補完・推進する事務事業で公共性・公益性を有する用途等		第1種及び第2種以外又は営利を目的とする用途
		第1種	第2種	第3種
第1類	① 法人税法別表第1に掲げる「公共法人」 ② 法人税法別表第2に掲げる「公益法人等」 ただし、宗教法人を除く ③ ②に掲げるもの以外の一般財団法人・一般社団法人のうち、公益的事業費が原則、全事業費及び管理費の合計額の半分以上であるもの ④ 「特定非営利活動法人（NPO法人）」 ⑤ 出資金に係る本市の出資比率が25%以上であり、かつ、その比率が最も大きい株式会社 ⑥ 「地縁による団体」 ⑦ 「人格のない社団等」 ただし、公共性・公益性を有すると本市が認定したものに限る	▲100%	▲50%	▲0%
第2類	① 第1類に掲げるもの以外の一般財団法人及び一般社団法人 ② 第1類⑤に掲げるもの以外の株式会社（ただし、本市の出資する法人に限る） ③ 法人税法別表第3に掲げる「協同組合等」	▲50%	▲0%	▲0%
第3類	個人・普通法人（第1類⑤又は第2類②に該当する普通法人を除く）	▲0%	▲0%	▲0%

（注1） 廃止前の地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条（国や独立行政法人等に対する寄付金等の支出禁止の規定）の趣旨に鑑み、国や独立行政法人等に対する行政財産使用料の減免は、慎重に行うこと。なお、第1類①には、国を含むものとして取り扱うものとする。

（注2） 法令等で減免とすることの定めがあるものについては、この限りでない。

(4) 監査結果（意見）

① 一般財団以降における使用料の徴収

公益法人改革により平成25年4月1日に一般財団化された「一般財団法人 函館市住宅都市施設公社」における事務室等の使用料は、従前のおり免除されている。

しかし、公益目的事業比率が50%未満であり、法人の創意工夫により柔軟な事業展開が可能な組織なので、函館市財産条例第3条第3項（注）における「公共的団体」が「公益のために」使用するには該当しない。

したがって、一般財団化された以降の事務室等の使用料については、今後、函館市財産条例施行規則別表第1により算定される額を徴収していただきたい。

② 減免率の方針

「一般社団法人 函館国際観光コンベンション協会」および「一般財団法人 函館国際水産・海洋都市推進機構」も、事務室の使用料は免除されている。

団体の設立等の経過を踏まえると、市との密接な関係性については理解するものの、公益財団法人とは異なり行政財産使用料を免除する明確な理由は見つからない。

現状では、行政財産使用許可の相手方を公募方式等により選定するときは、民間業者に不利な状況になりかねない。

函館市財産条例第3条第3項（注）は「減免することができる」と定められているので、（ア）免除（100%）だけではなく、（イ）減額（1～99%）することもあるので、（ウ）減免なし（0%）も含めて、一般社団・財団法人の減免率の方針を検討してもらいたい。

③ 減免基準の作成

函館市財産条例第3条第3項（注）は、使用許可の相手方については、

（ア）国（イ）地方公共団体（ウ）その他公共的団体
としか定めておらず、特に「（ウ）その他公共的団体」の定義が曖昧である。また、指定用途区分についても、

（ア）公用（イ）公共用（ウ）公益

としか定めておらず、「(ウ)公益」の定義が曖昧である。

したがって、(3) 他都市の減免基準で紹介した大阪市の「行政財産使用許可等・普通財産貸付けをする場合の減免基準」および「公益認定法別表」等を参考として函館市においても減免基準作成を検討し、減免適用の適正性・公平性・透明性を図ってもらいたい。

(注) 函館市財産条例第3条第3項

市長は、国または地方公共団体その他公共的団体（以下「公共団体等」という。）が、行政財産を公用、公共用または公益のために使用する場合は、第1項の使用料を減免することができる。

2 自動販売機の設置に係る使用料について

(1) 現状および使用料の検証

① 現行使用料

平成12年4月1日より、屋内800円、屋外400円(1台/月)。

② 現行使用料とした目的

従来から、土地および建物貸付と同様の取扱いをしているため、極めて煩雑化している自動販売機設置料金の算定方法を簡素化するため。

③ 現行使用料とした理由

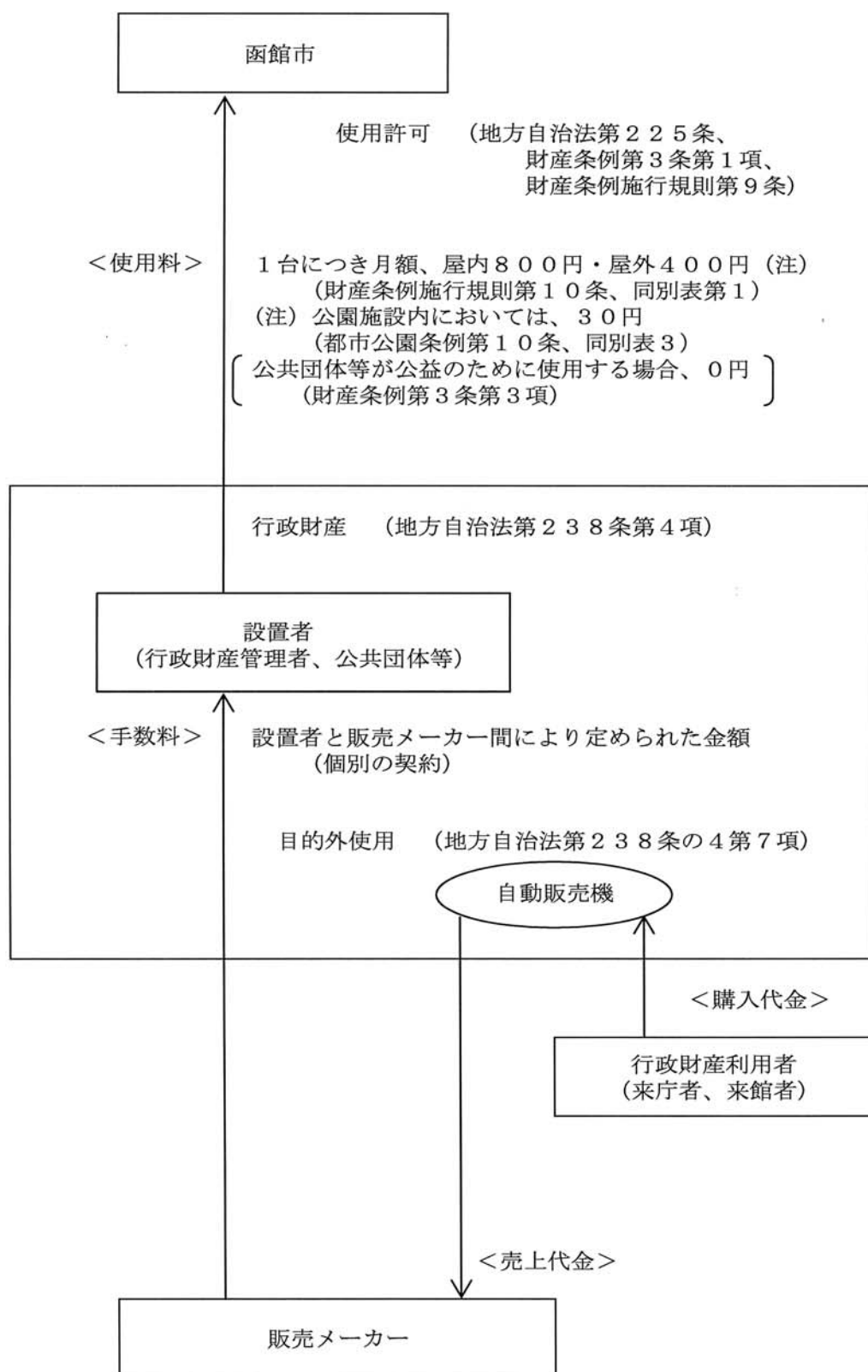
(ア) 自動販売機は、占有面積が1㎡前後と極めて小さく、搬入・搬出等の移動も比較的容易にでき、基本的には土地および建物のスペースの貸付ということにはなるが、機械器具等の物品の設置という考え方が相応しいため。

(イ) 同じ自動販売機を設置するのに地域の違いや新しい施設と古い施設によって料金が異なるのは不公平であるため。

④ 道内の主な都市の状況(月額定額の都市)

札幌市、小樽市	…	1, 500円(1台/月)
旭川市	…	1, 000円(1台/月)
帯広市	…	800円(1台/月)
苫小牧市	…	730円(1台/月)

＜各種団体等が飲料メーカーと自動販売機の保守管理等の委託契約をして設置＞（現行）



(2) 平成22年度包括外部監査（社会教育施設に設置されている自動販売機について）の結果に基づく措置（平成23年10月26日）

① 自動販売機の管理義務について

(ア) 指摘事項の概要

NPO法人A協議会は、B社と自販機設置契約書を締結し、B社はA協議会に設置場所使用料月額800円を支払うことを明記している。

これは、転貸と同じことになり、合規性に違反するものであり、是正していただきたい。

(イ) 措置の内容

当該NPO法人は、当該公の施設の指定管理者である。

市では当該NPO法人からの申請に基づき、自動販売機の設置場所として、施設の一部について、行政財産の目的外使用許可を出しており、当該NPO法人はこの許可に基づき自動販売機を設置している。自動販売機の管理に関しては、設置者（NPO法人）が直接全ての管理を行うこともあるが、効率的な管理を検討した結果、自動販売機器業者との間で、機器の設置、売上の管理、商品の補充に係る業務委託契約を締結し管理を行っている。（自動販売機の故障発生時や両替などの購入者に対する窓口対応、周辺清掃、ごみ処理、カップ式の場合の水の補給などは設置者が行っている。）

したがって、市が目的外使用許可を与えている自動販売機の設置場所については、設置者の管理下であり、管理業務の一部を自動販売機器業者に委託しているに過ぎないことから、行政財産使用の権利を委託業者に転貸しているとは言えないものである。

なお、当該NPO法人が委託業者との契約の中で、委託業者が設置者に支払う手数料についても取り決めているが、その手数料の算定において、設置者が市に納付する行政財産使用料に相当する額（月額800円）を含めることが明記されており、このような手数料の算定は、権利の転貸であるかのような誤解を招くことから、設置者である当該NPO法人に対し、契約内容を見直すよう指導し、本年度の契約から設置場所使用料の規定を削除したことを確認している。

② 使用許可の更新の終期設定について

(ア) 意見の概要

使用許可の期間は、函館市財産条例施行規則により1年であるが、多くが再許可を繰り返し、同一の者が継続している。公平性の観点からも他の業者等が参入できるよう終期を設定し、改めて公募による選定ができるよう見直しを検討されたい。また、福祉団体についても他の団体が参入できる機会を与えるよう見直しを検討されたい。

(イ) 措置の内容

目的外使用許可の期間については、財産条例施行規則により1年と定めているとともに、その期間を更新することができることとしている。なお、更新にあたっては、その都度申請を受け、内容を審査したうえで許可を与えている。

③ 自動販売機に係る減免規定について

(ア) 意見の概要

函館市財産条例では「公共団体等が、行政財産を公用、公共用または公益のために使用する場合には、使用料を減免することができる。」と定めている。

使用料を減免するに当たり、団体等の収支状況や財政状態は考慮していない。

これらを考慮したうえで、減免の要否について見直しを検討してもらいたい。

(イ) 措置の内容

使用料の減免については、設置者からの申請に基づき、公共的団体であるかということと併せて、設置場所の利用目的が公用・公共用・公益的であるかということを個別の申請ごとに審査し、減免の可否を決定しており、現在は団体の収支状況や財政状態を考慮していない。

しかしながら、自動販売機の設置については、設置者に一定の収入があることから、公募制の導入の検討と併せて、減免のあり方についても市として検討していきたいと考えている。

④ 自動販売機業者の公募等について

(ア) 意見の概要

自動販売機は施設の利用者が多い場所においては、多額の収益が生じることを考えると、更新期間を設定し、自動販売機業者による公募・入札方式を導入することにより、市有財産の有効活用の取り組みが成されるなど、新たな歳入確保の方策として効果が期待できるため、早期に公募等を実施するよう検討していただきたい。

(イ) 措置の内容

自動販売機設置者の公募については、これまでの経過や公募の方法など解決すべき課題も多くあるが、設置者選定の公平性・透明性をより高めるとともに、新たな自主財源の確保にもつながると考えており、現在、市として公募制の導入について鋭意検討を進めているところである。

(3) 公共施設に設置する自動販売機の設置者公募（試行）について (平成24年2月)

① 公共施設における自動販売機設置の現状

(ア) 設置台数（平成22年3月末）

会計区分	設 置 台 数								
	屋 内			屋 外			合 計		
	有償	減免	小計	有償	減免	小計	有償	減免	計
一般会計	63	94	157	20	38	58	83	132	215
特別会計	10	38	48	1	6	7	11	44	55
計	73	132	205	21	44	65	94	176	270

(タバコ等一部の自動販売機を除く)

(イ) 自動販売機の設置形態

- ・飲料水等メーカーが直接設置（5台、1.9%）
- ・各種団体等が自動販売機を購入して、直接設置（26台、9.6%）
- ・各種団体等が飲料水メーカーと自動販売機の保守管理等の委託契約をして設置（239台、88.5%）

② 平成24年度自動販売機設置者公募（試行）対象施設

一般会計	設置 台数	施設名	設置者（現状）	売上総額（円）			所管部局
				個別	屋内/屋外	全体	
屋内	4	はこだて療育・自立支援センター	— 新規施設 (H24.4.1～)	—	139,740	279,740	福祉部
		函館北消防署	— 新規施設 (H24.4.1～)	—			消防本部
		南北海道教育センター	㈱伊藤園函館支店	72,100			教育委員会
		南北海道教育センター	北海道コカ・コーラボトリング*㈱ 函館販売部	67,640			教育委員会
屋外	1	戸井運動広場	北海道コカ・コーラボトリング*㈱ 函館販売部	140,000	140,000		教育委員会 (戸井)

(病院・企業局を除く)

③ 自動販売機設置期間

毎年度更新し、最大3年間とする。

ただし、設置者として市が相応しくないと判断した場合を除く。

④ 今後の考え方

平成24年度の自動販売機設置者公募（試行）を通じて、公募の効果や実施方法等について検証し、その結果を基に以下のことを今後の基本的な方向性として検討を深め、新規施設および既存施設への自動販売機設置者公募について、以下のような具体的な考え方を取りまとめる。

(ア) 新規施設への自動販売機設置については、原則公募とする。

(イ) 既設の自動販売機については、

- ・当該自動販売機の必要性（販売品目、台数）
- ・設置の経過や設置者の状況
- ・設置スペース使用料の減免のあり方（見直し）

などの課題について個別ケースごとに公募化の可能性について検討を深める。

(ウ) 公募の実施にあたっては、当面、財源確保が主な目的となることから、「価格（料率）提案型」公募によることとなるが、将来的には緊急時対応などの自動販売機の付加価値についても選定の要素とする、「プロポーザル方式」の導入についても研究する。

(4) 自動販売機設置に係る使用料免除の取扱変更について（通知）
(平成25年2月4日)

① 経緯・現状

行政財産に設置する自動販売機については、設置台数や売上状況等の調査を行い、使用料の免除を含めた自動販売機設置のあり方について検討してきた。

現在自動販売機を設置する場合には、函館市財産条例第3条第1項の規定に基づき使用料を徴収しているが、そのうちの6割以上は、函館市財産条例第3条第3項を適用し、使用料を免除している状況にある。

② 変更内容・理由・年月日

本市の厳しい財政状況のなかで、受益者負担の適正化と新たな財源確保のための対応策の一つとして、自動販売機設置に係る使用料の免除については、平成25年4月1日から、原則として、函館市財産条例第3条第3項を適用しないで使用料を免除しないこととする。

(5) 自動販売機設置業者の公募（試行）について（平成26年5月）

① 案内

函館市では、自動販売機設置業者選定の公平性・透明性を図るとともに、設置者参入の機会拡大や財産の有効活用による自主財源確保のため、本格実施に向けた市有施設に設置する自動販売機の設置者を公募（試行）する。

② 使用許可の期間

（函館市自動販売機設置者募集要領 平成26年度設置分）

平成26年6月1日から平成27年3月31日までの10ヶ月間とする。

また、設置者が提案した応募価格および市が設定した公募条件を変更しないことを前提に、平成29年3月31日まで使用許可の期間を延長することができる。

③ 選定結果

国際水産・海洋総合研究センター

設置場所	設置台数	月額使用料	設置者名
1階ラウンジスペース	2台	定額 73,800円	北海道コ・ラボ トリック(株)
2階研究者ラウンジ スペース	3台	定額 90,911円	(株)函館タ・イイチ ベンディング

④ 応募価格の詳細

	物件1 (1階ラウンジスペース) 最低価格 1,600円	物件2 (2階研究者ラウンジスペース) 最低価格 2,400円
1	73,800円	90,911円
2	61,944円	90,000円
3	50,000円	57,916円
4	38,200円	
5	36,001円	
6	30,510円	

※ 応募価格は物件ごとに降順に記載している。

(6) 平成23年度および平成25年度決算における自動販売機に係る使用料

施設ごとの自動販売機に係る使用料収入の状況は、次の表のとおりである。

なお、平成23年度における使用料年額が0円の施設については、函館市財産条例第3条第3項により、免除されているものである。

番号	施設名	平成23年度			平成25年度		
		設置者数	台数	使用料年額(円)	設置者数	台数	使用料年額(円)
1	摩周丸	1	1	9,600	1	1	9,600
2	臨海研究所	1	1	9,600	1	1	26,460
3	ロシア極東大学	1	2	0	1	2	19,200
4	本庁舎	1	8	0	1	7	67,200
5	競輪場	7	19	105,600	7	18	145,186
6	女性センター	1	1	9,600	1	1	9,600
7	湯川支所	1	2	0	1	2	19,200
8	亀田支所	1	3	0	1	2	19,200
9	総合福祉センター	3	10	19,200	3	11	98,400
10	斎場	1	1	0	1	1	9,600
11	テニスコートセンター花園	1	1	9,600	1	1	9,600
12	テニスコートセンター港	1	1	9,600	1	1	9,600
13	谷地頭老人福祉センター	1	3	0	1	3	28,800
14	湯川老人福祉センター	1	3	0	1	3	28,800
15	美原老人福祉センター	1	4	0	1	4	38,400
16	療育・自立支援センター	1	1	9,600	1	1	269,082
17	総合保健センター	1	4	0	1	4	38,400
18	清掃センター	1	3	0	1	3	28,800
19	七五郎沢廃棄物最終処分場	1	2	0	1	2	9,600
20	グリーンプラザ	1	1	4,800	1	1	4,800
21	産業支援センター	1	1	9,600	1	1	9,600
22	勤労者総合福祉センター	2	5	38,400	2	5	48,000
23	元町観光案内所	1	2	0	1	2	19,200
24	元町観光駐車場	1	1	4,800	1	1	4,800
25	空港ふれあい菜園	1	1	6,575	1	1	9,600
26	水産物地方卸売市場	1	24	0	1	25	220,800
27	青果物地方卸売市場	3	18	0	3	17	163,200
28	維持課事務所	1	1	0	1	1	4,800
29	すずらんの丘公園	1	2	720	1	2	720
30	恵山パークゴルフ場	1	1	4,800	1	2	19,200
31	戸井ウォーターパーク	1	12	96,000	1	12	96,000
32	志海苔ふれあい広場	1	5	0	1	5	1,800
33	白石公園	1	10	0	1	4	1,440
34	市民の森	1	7	0	1	6	2,160
35	昭和公園	1	7	0	1	11	3,960
36	函館公園	1	4	0	1	4	1,440
37	函館山	1	1	0	1	1	360
38	見晴公園	1	3	0	1	3	1,080
39	五稜郭公園	1	2	0	1	2	720
40	旭岡公園	1	2	0	1	2	720
41	元町公園	1	2	0	1	2	720
42	根崎公園	1	2	0	1	2	720
43	石川公園	1	1	0	1	1	360
44	大川公園	1	1	0	1	1	360
45	高松ふれあい広場	1	1	0	1	1	360
46	西桔梗公園	1	1	0	1	1	360
47	本通公園	1	1	0	1	1	360
48	富岡中央公園	1	1	0	1	1	360
49	熱帯植物園	1	10	70,400	1	10	64,000
50	東山墓園	1	1	360	1	1	360
51	梁川交通公園	1	1	360	1	1	360

番号	施 設 名	平成 2 3 年度			平成 2 5 年度		
		設置者数	台数	使用料年額(円)	設置者数	台数	使用料年額(円)
52	本町改良住宅	1	1	4,800	1	1	4,800
53	消防庁舎	2	4	9,600	2	4	248,696
54	市民プール	1	14	9,600	2	14	134,400
55	市民体育館	1	7	57,600	2	9	72,000
56	日吉サッカー場	1	2	9,600	1	2	9,600
57	西桔梗野球場	1	1	4,800	1	2	8,000
58	千代台公園等	1	35	0	1	35	10,080
59	戸井運動広場	1	1	4,800	1	1	30,499
60	市立函館高校	1	4	38,400	1	5	48,000
61	公民館	0	0	0	1	1	9,600
62	亀田福祉センター	2	3	19,200	2	3	28,800
63	青少年研修センター	2	3	19,200	2	3	28,800
64	青年センター	1	5	48,000	1	5	48,000
65	亀田青少年会館	1	1	9,600	1	1	9,600
66	市民会館	1	11	0	1	11	91,200
67	北方民族資料館	1	1	0	1	1	9,600
68	公会堂	1	2	0	1	2	9,600
69	芸術ホール	2	16	0	2	16	134,400
70	湯川公園	1	2	0	0	0	0
71	榎法華総合センター	1	1	9,600	1	1	9,600
72	南茅部公民館	1	1	0	1	1	2,400
73	南茅部スポーツセンター	2	2	9,600	2	2	19,200
74	南茅部プール	1	1	0	1	1	5,600
75	白尻スキー場	1	1	0	1	1	2,400
76	南北海道教育センター	2	2	19,200	1	1	32,862
77	中央図書館	3	3	19,200	3	3	28,800
78	戸井支所	1	1	9,600	1	1	9,600
79	恵山支所	1	1	4,800	1	1	4,800
80	恵山コミュニティセンター	1	2	19,200	1	2	19,200
81	恵山市民センター	1	2	0	1	2	19,200
82	恵山海浜公園	5	9	48,000	5	9	48,000
83	灯台資料館	1	1	6,400	1	1	6,400
84	榎法華高齢者総合センター	1	1	9,600	1	1	9,600
85	南茅部支所	2	3	24,000	2	2	19,200
86	南茅部保養センター	1	7	67,200	1	10	96,000
87	ホテルひろめ荘	1	7	67,200	1	9	80,000
88	市立函館病院	19	33	297,600	19	34	303,480
89	市立函館恵山病院	1	1	9,600	1	1	9,600
90	市立函館南茅部病院	2	4	38,400	2	4	38,400
91	谷地頭温泉	2	17	163,200	0	0	0
92	企業局庁舎	1	6	0	1	6	57,600
93	赤川高区浄水場	1	1	0	1	1	9,600
94	旭岡浄水場	1	1	0	1	1	9,600
95	南部終末処理場	1	2	0	1	2	19,200
96	ダム公園	1	1	4,800	1	1	4,800
97	笹流貯水池	1	1	4,800	1	1	4,800
98	交通部	2	5	4,800	2	5	38,400
	合 計	142	432	1,491,215	141	418	3,411,465

(注1)

(注2)

(注3)

(注1) 千代台公園、千代台公園野球場および陸上競技場。

(注2) 公園廃止により、市民体育館分へ移管された。

(注3) 平成25年4月1日に民営化された。

(7) 平成23年度決算における自動販売機に係る使用料および手数料

施設ごとの自動販売機に係る使用料収入および自動販売機器業者が市の許可を得た設置者に支払った手数料の状況は、次の表のとおりである。

番号	施設名	設置者数	台数	使用料年額(円)	設置者に支払われた手数料(円)
1	摩周丸	1	1	9,600	49,330
2	臨海研究所	1	1	9,600	13,578
3	ロシア極東大学	1	2	0	90,150
4	本庁舎	1	8	0	625,972
5	競輪場	7	19	105,600	2,695,902
6	女性センター	1	1	9,600	23,373
7	湯川支所	1	2	0	43,745
8	亀田支所	1	3	0	0
9	総合福祉センター	3	10	19,200	782,387
10	斎場	1	1	0	23,979
11	テニールビエスセンター花園	1	1	9,600	0
12	テニールビエスセンター港	1	1	9,600	0
13	谷地頭老人福祉センター	1	3	0	95,271
14	湯川老人福祉センター	1	3	0	122,620
15	美原老人福祉センター	1	4	0	167,596
16	療育・自立支援センター	1	1	9,600	0
17	総合保健センター	1	4	0	913,625
18	清掃センター	1	3	0	72,747
19	七五郎沢廃棄物最終処分場	1	2	0	34,092
20	グリーンプラザ	1	1	4,800	105,203
21	産業支援センター	1	1	9,600	0
22	勤労者総合福祉センター	2	5	38,400	754,742
23	元町観光案内所	1	2	0	27,546
24	元町観光駐車場	1	1	4,800	52,396
25	空港ふれあい菜園	1	1	6,575	12,018
26	水産物地方卸売市場	1	24	0	6,174,051
27	青果物地方卸売市場	3	18	0	992,551
28	維持課事務所	1	1	0	24,928
29	すずらの丘公園	1	2	720	301,782
30	恵山パークゴルフ場	1	1	4,800	0
31	戸井ウォーターパーク	1	12	96,000	472,965
32	志海苔ふれあい広場	1	5	0	159,432
33	白石公園	1	10	0	161,495
34	市民の森	1	7	0	677,302
35	昭和公園	1	7	0	762,046
36	函館公園	1	4	0	454,220
37	函館山	1	1	0	35,580
38	見晴公園	1	3	0	267,224
39	五稜郭公園	1	2	0	267,954
40	旭岡公園	1	2	0	31,626
41	元町公園	1	2	0	182,724
42	根崎公園	1	2	0	58,172
43	石川公園	1	1	0	74,070
44	大川公園	1	1	0	55,716
45	高松ふれあい広場	1	1	0	44,272
46	西桔梗公園	1	1	0	43,008
47	本通公園	1	1	0	24,126
48	富岡中央公園	1	1	0	0
49	熱帯植物園	1	10	70,400	223,675
50	東山墓園	1	1	360	16,666
51	梁川交通公園	1	1	360	102,976

番号	施 設 名	設置者数	台数	使用料年額(円)	設置者に支払われた手数料 (円)
52	本町改良住宅	1	1	4,800	56,000
53	消防庁舎	2	4	9,600	108,353
54	市民プール	1	14	9,600	714,473
55	市民体育館	1	7	57,600	79,064
56	日吉サッカー場	1	2	9,600	162,390
57	西桔梗野球場	1	1	4,800	72,034
58	千代台公園等	1	35	0	2,180,069
59	戸井運動広場	1	1	4,800	0
60	市立函館高校	1	4	38,400	1,496,724
61	公民館	1	1	9,600	0
62	亀田福祉センター	2	3	19,200	177,380
63	青少年研修センター	2	3	19,200	159,437
64	青年センター	1	5	48,000	118,229
65	亀田青少年会館	1	1	9,600	0
66	市民会館	1	11	0	1,351,419
67	北方民族資料館	1	1	0	9,341
68	公会堂	1	2	0	111,200
69	芸術ホール	2	16	0	1,246,541
70	湯川公園	1	2	0	123,537
71	榎法華総合センター	1	1	9,600	30,468
72	南茅部公民館	1	1	0	22,989
73	南茅部スポーツセンター	2	2	9,600	228,213
74	南茅部プール	1	1	0	23,565
75	臼尻スキー場	1	1	0	17,925
76	南北海道教育センター	2	2	19,200	0
77	中央図書館	3	3	19,200	1,980,237
78	戸井支所	1	1	9,600	0
79	恵山支所	1	1	4,800	64,452
80	恵山コミュニティセンター	1	2	19,200	35,264
81	恵山市民センター	1	2	0	153,231
82	恵山海浜公園	5	9	48,000	524,630
83	灯台資料館	1	1	6,400	123,539
84	榎法華高齢者総合センター	1	1	9,600	112,920
85	南茅部支所	2	3	24,000	90,535
86	南茅部保養センター	1	7	67,200	736,697
87	ホテルひろめ荘	1	7	67,200	508,920
88	市立函館病院	18	33	297,600	5,533,003
89	市立函館恵山病院	1	1	9,600	0
90	市立函館南茅部病院	2	4	38,400	0
91	谷地頭温泉	2	17	163,200	2,267,942
92	企業局庁舎	1	6	0	263,381
93	赤川高区浄水場	1	1	0	12,062
94	旭岡浄水場	1	1	0	29,550
95	南部終末処理場	1	2	0	43,132
96	ダム公園	1	1	4,800	25,134
97	笹流貯水池	1	1	4,800	25,134
98	交通部	2	5	4,800	77,964
	合 計	142	433	1,500,815	39,411,911

(注)

(注) 千代台公園、千代台公園野球場および陸上競技場。

(8) 措置後の取組み

「(2) 平成22年度包括外部監査(社会教育施設に設置されている自動販売機について)の結果に基づく措置(平成23年10月26日)」に対して、次のように改善されてきていることは評価できる。

① 自動販売機の公募化

(ア) 措置の内容

自動販売機の公募については、これまでの経過や公募の方法など解決すべき課題も多くあるが、設置者選定の公平性・透明性をより高めるとともに、新たな自主財源の確保にもつながると考えており、現在、市として公募制の導入について鋭意検討を進めているところである。

(イ) (3) 公共施設に設置する自動販売機の設置者公募(試行)について(平成24年2月)

新規施設への自動販売機設置については原則公募とするが、既設の自動販売機については、設置の経過や設置者の状況などの課題について個別ケースごとに公募化の可能性について検討を深める。

つまり、今回の5台及び「(5) 自動販売機設置者の公募(試行)について(平成26年5月)」における5台の新規施設への自動販売機設置については、原則どおり公募されていることが確認できる。

② 使用許可の更新の終期設定

(ア) 措置の内容

目的外使用許可の期間については、財産条例施行規則により1年以内と定められているとともに、その期間を更新することができることとしている。なお、更新にあたっては、その都度申請を受け、内容を審査したうえで許可を与えている。

(イ) (3) 公共施設に設置する自動販売機の設置者公募(試行)について(平成24年2月)

毎年度更新とし、設置者として相応しくないと判断した場合を除き、最大3年間とする。

(5) 自動販売機設置者の公募（試行）について（平成26年5月）、平成26年6月1日から平成27年3月31日までの10ヶ月間とし、一定の条件により、平成29年3月31日まで使用許可の期間を延長できる。

したがって、新規施設の公募については3年以内の期間とされたが、大多数を占める既存施設の自動販売機については、再許可を繰り返し同一の者が継続している。

③ 自動販売機に係る減免規定

(ア) 措置の内容

使用料の減免については、設置者からの申請に基づき、公共的団体であるかということと併せて、設置場所の利用目的が公用・公共用・公益的であるかということを個別の申請ごとに審査し、減免の可否を決定しており、現在は団体の収支状況や財政状態を考慮していない。

しかしながら、自動販売機の設置については、設置者に一定の収入があることから、公募制の導入の検討と併せて、減免のあり方についても市として検討していきたいと考えている。

(イ) (4) 自動販売機設置に係る使用料免除の取扱変更について (通知)（平成25年2月4日）

受益者負担の適正化と新たな財源確保のため、平成25年4月1日から、原則として、財産条例第3条第3項の減免規定を適用しないで、使用料を免除しないこととした。

「(6) 平成23年度および平成25年度決算における自動販売機に係る使用料」により、平成23年度において減免されていた施設においても、平成25年度においては減免されていないことを確認できた。

(9) 自動販売機設置者の対応

利害関係者の判断を誤らせないようにする会計基準としては、次に掲げる原則がある。

① 企業会計原則（昭和24年7月9日）

(ア) 一般原則四 明瞭性の原則

企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない。

(イ) 損益計算書原則一B 総額主義の原則

費用及び収益は、総額によって記載することを原則とし、費用の項目と収益の項目とを直接に相殺することによってその全部又は一部を損益計算書から除去してはならない。

(ウ) 貸借対照表原則一B 総額主義の原則

資産、負債及び資本は、総額によって記載することを原則とし、資産の項目と負債又は資本の項目とを相殺することによって、その全部又は一部を貸借対照表から除去してはならない。

(エ) 解説

対応する費用と収益を損益計算書において相殺して、その差額である利益だけを表示した場合、利害関係者は企業が期中に行った取引の規模を把握することができなくなる。そこで、明瞭性の原則が適用され、費用と収益は総額で表示しなくてはならない。

また、資産と負債を相殺して貸借対照表に表示すると、その相殺した金額だけ貸借対照表が圧縮される。すると、貸借対照表において企業が調達している資金の総額と企業活動に投下し運用している資金の総額とが明示されない。

すなわち、財政規模が明示されず、利害関係者が企業の財政規模を誤って判断してしまう恐れがある。

② 新地方公会計制度研究会報告書（平成18年5月）

第二章：地方公共団体財務書類作成に係る基準モデル

第一部：基礎概念 財務書類の質的特性

完全性の原則

完全性の原則とは、地方公共団体の財務書類は、すべての財源とその用途に関する情報を含んでいなければならないという原則である。具体的には、ストック情報（ある一時点の財産残高）としてすべての経済資源を網羅すべきことはもちろん、フロー情報

（一会計期間の取引高）としても損益取引のみならず、純資産及びその内部構成を変動させる損益外のすべての取引（資本取引等）をも総額表示で網羅すべきことを意味する。完全性の原則は、地方公共団体の予算等の政策形成上の意思決定を住民の利益に合致させる上で、公会計において特に重要な質的特性である。

（10） 監査結果

① 指摘

都市公園における自動販売機の使用料

函館市都市公園法第5条第1項の規定により公園施設の設置または管理の許可を受けた者は、別表3に掲げる使用料を納付しなければならない（函館市都市公園条例第10条、同別表3）。

<函館市都市公園条例別表3>（現行）

区 分	施 設 名	使 用 料	
		単 位	金 額（円）
公園施設の設置	売店 軽飲食店 休憩所 児童 遊戯施設 展望台 園内移動用施設	1平方メートル 1月	30
	ボート	1隻 1月	115
	ボート格納庫、棧橋	1平方メートル 1月	30
	望遠鏡	1台 1月	880
	ゴルフ場	1箇所 1月	1,421,000
公園施設の管理	飛行塔 メリーゴーランド	1基 1月	1,470
	売店 軽飲食店	1平方メートル 1月	100
備 考			
1 使用面積が1平方メートル未満であるとき、またはその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。			
2 使用期間が1月未満であるとき、またはその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。			

「（4）自動販売機設置に係る使用料免除の取扱変更について（通知）（平成25年2月4日）」により、平成25年4月1日から原則として、減免が適用されないことになった。

そのため、「（3）公共施設に設置する自動販売機の設置者公募（試行）について（平成24年2月）」が適用されるもの以外の自動販売機に係る使用料については、1台につき月額屋内800円・屋外400円が徴収されることになる。

しかし、「（6）平成23年度および平成25年度決算における

自動販売機に係る使用料」によると、都市公園内における自動販売機の使用料のみが、1台につき1㎡あたり月額30円で徴収されている（函館市都市公園条例別表3）。土木部に確認したところ、この1㎡30円の設定時期は昭和62年4月1日であるが、1㎡30円の算出根拠は当時の地価を考慮したものと考えられる。

土木部では、都市公園法第2条第2項各号および同施行令第5条各項に規定されている「公園施設」について、函館市都市公園条例により使用料を定めているが、自動販売機については、「自動販売機は売店に含まれる。」という都市公園法逐条解説の解釈により売店と同額の徴収を行ってきたところである。

しかしながら、同じ自動販売機を設置するのに地域の違いや新しい施設と古い施設によって料金が異なるのは不公平であることから、函館市都市公園条例別表3を改正し、次のように自動販売機に関する規定を追加し、統一的な取扱いをするよう検討していただきたい。

＜函館市都市公園条例別表3＞（改正案）

区 分	施 設 名	使 用 料	
		単 位	金 額（円）
公園施設の設置	売店 軽飲食店 休憩所 児童 遊戯施設 展望台 園内移動用施設	1平方メートル 1月	30
	自動販売機		
	函館市財産条例（昭和39年条例第6号）の例による額		
	ボート	1隻 1月	115
	ボート格納庫、棧橋	1平方メートル 1月	30
	望遠鏡	1台 1月	880
公園施設の管理	ゴルフ場	1箇所 1月	1,421,000
	飛行塔 メリーゴーランド	1基 1月	1,470
	売店 軽飲食店	1平方メートル 1月	100
備 考			
1 使用面積が1平方メートル未満であるとき、またはその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算する。			
2 使用期間が1月未満であるとき、またはその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算する。			

② 意見

(ア) 既存施設への自動販売機設置者の公募化

「(6) 平成23年度および平成25年度決算における自動販売機に係る使用料」によると、使用料は平成23年度の約150万円から平成25年度において減免取扱変更により、約340万円と約2.2倍に増加した。

そして、「(7) 平成23年度決算における自動販売機に係る使用料および手数料」によると、設置者に支払われた手数料は約3,950万円と使用料約150万円の約26倍の金額である。平成25年度使用料では、約340万円(1台につき月額屋内800円、屋外400円)の約11倍の金額になる。

しかし、「(5) 自動販売機設置者の公募(試行)について(平成26年5月)」によると、公募しなければ5台で月額4,000円(1台につき月額屋内800円)の使用料が、公募した結果月額164,711円と約41倍の使用料に決定された。

大阪府でも平成19年度に公募した332台に対して、従来の使用料548万円が公募による使用料3億370万円と約55倍へと増加した実績がある。

まだ原則公募化されていない現状では、函館市財産条例施行規則による使用料に対して設置者に支払われた手数料がまだ約11倍であるが、公募された5台分について約41倍に増加した実績を考慮すると、公募されていない自動販売機についても公募により使用料がまだまだ増加すると予想できる。

したがって、公募方法などの課題については既に実績があるため問題がないので、既存施設への自動販売機設置についても、函館市が公募により販売メーカーと直接契約し、市の歳入確保に努めるよう検討していただきたい。

(イ) 原則公募化時における対応

「自動販売機の設置状況調書(平成23年度)」によると、公共団体等(福祉団体、職員厚生団体など)を現在の設置者に限定する根拠のひとつとして考えられる理由として、「自動販売機の手数料収入が当該団体の主要な活動財源となっ

ている」がある。

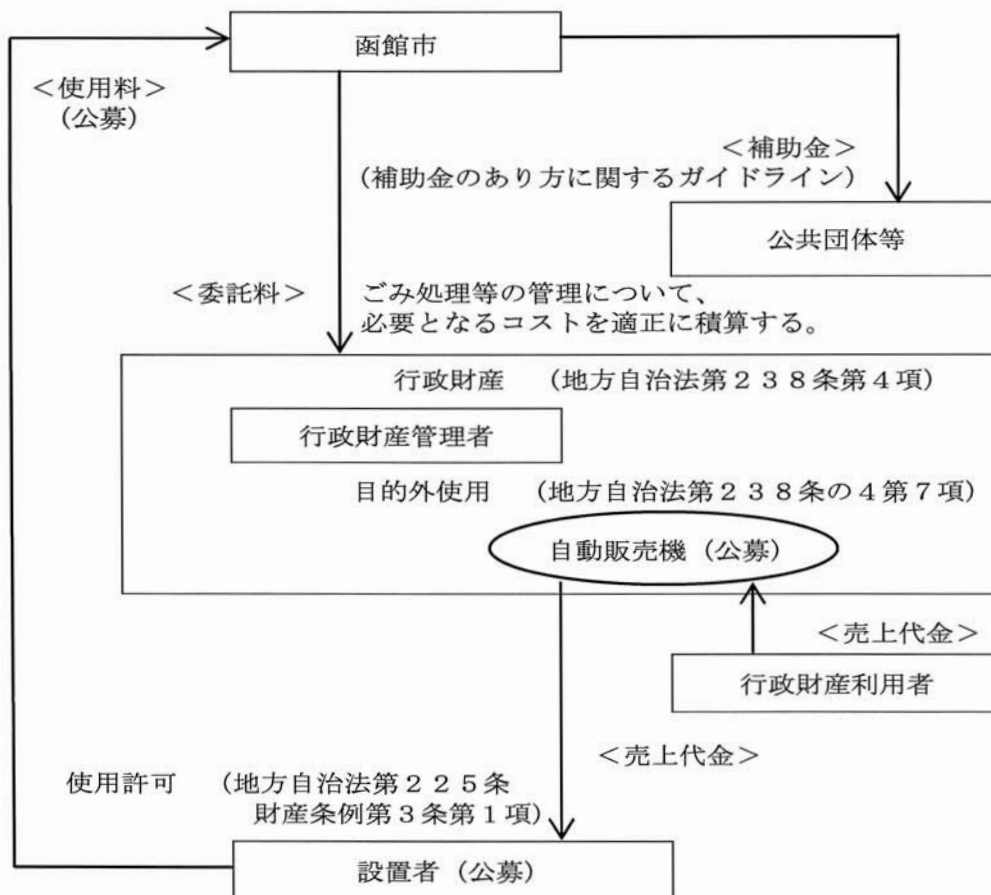
しかし、安価な支払手数料と高額な手数料収入との差額が、設置者に対し間接的に利益を供与し、結果的に「隠れ補助金」となっているとみることもできる。

「(9)②新地方公会計制度研究会報告書(平成18年5月)」においても、民間の企業会計における「総額主義の原則」と同様に、全ての取引を総額表示で網羅すべきとする「完全性の原則」が定められている。

現状では、自動販売機器業者からの自動販売機手数料によって結果的に設置者である公共団体等への支援となっており、支援している事実が明確になっていない例もある。

したがって、函館市が原則公募化する際には、設置者が変更になることに伴う影響も考慮し、公共団体等へ支援する場合は、「補助金のあり方に関するガイドライン(平成25年4月)」に基づき市費から支出するよう検討していただきたい。

<各種団体等が飲料メーカーと自動販売機の保守管理等の委託契約をして、設置 … 意見>



3 通勤用自動車の駐車での施設利用料について

(1) 有料化の考え方

市有財産の管理上の適正化を図るため、函館市財産条例に則って行政財産の目的外使用の許可をし、職員の駐車使用に伴う市有財産使用（便益）の対価として一定の負担（駐車使用料）を求め、適正な財産管理に努めることとした。

対象施設としては、通勤用自動車の駐車スペースを有するすべての市の施設を対象とした。

なお、公園、港湾施設等別の法令が適用されるものや市有地以外の土地に所在する市の施設については、函館市財産条例による有料化の対象とはならない。

関係法令

函館市財産条例第3条の3

第一項 行政財産である土地を、その用途または目的を妨げない限度において、市の施設に勤務する職員その他市長が定めるもの（以下「職員等」という。）が通勤のための自動車（道路運送車両法規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）および軽自動車（二輪自動車を除く。）をいう。以下同じ。）を駐車するために使用することの許可をする場合は、別表第2に定める額の使用料を徴収する。

第二項 市長は、次の各号のいずれかの場合においては、前項の使用料を減免することができる。

- ① 職員等の勤務日数、勤務時間、勤務形態その他の事情を考慮して特に必要があると認めるとき。
- ② 職員等が通勤のための自動車の公用のための使用を承諾されているとき。

函館市財産条例第4条の2

第一項 普通財産である土地を、職員等が通勤のための自動車を駐車するために貸し付ける場合は、別表第2に定める額の貸付料を徴収する。

第二項 市長は、次の各号のいずれかの場合においては、前項の貸付料を減額し、または無償で貸し付けることができる。

- ① 職員等の勤務日数、勤務時間、勤務形態その他の事情を考慮して特に必要があると認めるとき。
- ② 職員等が通勤のための自動車の公用のための使用を承認されているとき。

別表第2

区 分	使用料または貸付料の額
(1) 市街化区域(都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第1項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。)における市の施設(市街化区域に近接する市の施設であつて市長が別に定めるものを含む。)に係る土地	自動車1台1月につき 3,000円
(2) 前号に規定する市の施設以外の市の施設に係る土地	自動車1台1月につき 1,000円

備考 1月とは、月の初日から末日までをいう。

○ 使用料の算定について

市有地の使用料については、前述のとおり函館市財産条例施行規則の算定基準に基づき算出することとなるが、駐車使用料については、対象となる施設及び許可対象となる職員等が多く、また占有する面積も少ないことから、収納事務の効率化を図るため駐車スペース1台当たりの月額を定額と定めた。

また、函館市財産条例施行規則の算定基準に基づく土地使用料相当額を参考とし、市営住宅月極駐車場料金、企業局通勤用自動車駐車使用料金等を考慮して定めている。

(参考)

	市街化区域	市街化区域外
土地使用料相当額(規定により算出)	2,770円～512円	908円～86円
市営住宅駐車場料金	3,000円	—
企業局(元水道局・交通局関連)	3,000円	1,000円
病院局職員駐車場(独自)	3,600円	1,000円

(2) 使用料等の減免等

函館市の施設における通勤用自動車の駐車に関する要綱

第 10 条 条例第 3 条の 3 第 2 項または第 4 条の 2 第 2 項の規定により使用料を減免し、または貸付料を減額し、もしくは無償で貸し付けることができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 市の施設または国、地方公共団体その他の公共団体もしくは公共的団体の施設における 1 週間の勤務または業務の日数が 5 日未満もしくは 1 日の勤務または業務の時間が 4 時間 30 分以下の職員等が、行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合
- (2) 身体に障がいがあることにより通勤用自動車を利用しなければ通勤が困難な職員等が行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合
- (3) 勤務形態が交替制勤務となっている職員等が複数で特定の箇所の行政財産である土地または普通財産である土地を共同で使用しまたは借り受ける場合
- (4) 職員の私有車の公用使用に関する要綱（平成 2 年 11 月 21 日市長決裁）または函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱（平成 16 年 12 月 1 日教育長決裁）もしくは函館市立学校に勤務する市費負担職員等の私有車の公用使用に関する要綱（平成 16 年 11 月 29 日教育長決裁）の規定により通勤用自動車の公用のための使用を承認されている職員等であって、通勤用自動車を一定程度公用に使用する必要がある者が行政財産である土地を使用しまたは普通財産である土地を借り受ける場合

(3) 減免規定による考察

- ① 「市の施設における職員等の通勤用自動車の駐車に関する要綱」における減免規定の「4 時間 30 分以下」の取扱いについて

減免規定を定めるにあたり、教育委員会や議会等から学校給食委託調理員などの短時間労働者については、使用料の減免措置をしてほしい旨の要望があった。

通勤用自動車の駐車場所の有料化の考え方は、市有地を一定期間（時間）占有することは、施設本来の行政目的であると位置づけることは難しく、市有財産の使用の対価として一定の負担を求め、適正な財産管理に努めることとしたものである。

制度設計するにあたり、意見聴取や勤務実態を勘案し、正規職員の勤務時間の半分程度を占有している場合を境に使用料を減免することとし、1日の勤務時間が4時間30分以下の者を無償としたものである。

$$\begin{aligned} \text{※} \quad & (\text{正規職員の1日の市有地占有時間} \quad 8\text{時間}45\text{分}) \quad / \quad 2 \\ & = 4.375\text{時間} \end{aligned}$$

函館市としての雇用において、現嘱託職員や臨時職員の取扱いにおける通勤費についての基準は、

イ) 嘱託職員

- A) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃等を負担することを常例とし、交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合、その通勤距離が片道2キロメートル以上の者で、1日の勤務時間が3時間以上で、週5日以上勤務する者
- B) 通勤のため自動車及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とし、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合、その通勤距離が片道2キロメートル以上の者で、1日の勤務時間が3時間以上で、週5日以上勤務する者
- C) A) またはB) に準ずる者として、市長が認める者。

ロ) 臨時職員

- A) 通勤のため交通機関を利用して、その運賃等を負担し、雇用期間が30日以上で週5日以上勤務することを常例とする者（交通機関を利用しないで、徒歩により通勤するものとした場合、その通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- B) 通勤のため自動車および自転車（以下「自動車等」という。）を使用し、雇用期間が30日以上で週5日以上勤務すること

を常例とする者（自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

前述の嘱託職員の通勤費弁償報酬の取扱いにおいては、通勤費弁償報酬に該当しない短時間労働については３時間を基準に取り扱っており、３時間以上勤務する場合には通勤費弁償報酬が支給されている。

また、臨時職員においては、勤務日数による基準によって通勤費の支給がなされ、短時間勤務についての取扱いはない。

通勤費の支給基準では、３時間以上という概念で取り扱われているにもかかわらず、通勤における自家用車利用の駐車場の支払基準においては、４時間３０分を減免の基準としており、基準が異なっている。

また、３時間以上の勤務で、通勤費が支給されている者で、４時間３０分未満の場合、貸付料が全額免除になることとなる。

また、委託事業、指定管理事業における業者職員においては、委託事業及び指定管理者事業の事業予算において、人件費等で積算されるべきものであり、制度導入における基本的な考え方である原則的な使用料の有料化において、特例的な減免を検討する必要はないと考える。

更に、基本的に月額単位での規定で、全額減免との要綱での規定であるが、半日単位（４時間３０分以下基準）での規定の検討も必要ではないかと考える。

② 通勤用自動車の公用のための使用を承認されている職員等の減免について

減免額については、次表のとおりである。

区 分	減 免 額
（１）市街化区域（都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第７条第１項に規定する市街化区域をいう。以下同じ。）における市の施設（市街化区域に近接する市の施設であって市長が別に定めるものを含む。）に係る土地	自動車１台１月につき １，０００円
（２）前号に規定する市の施設以外の市の施設に係る土地	自動車１台１月につき ３００円

減免額については、特に教職員の自家用車の公務使用の比重が高いことから、公用使用の状況についてサンプル調査を行い、その割合を勘案し使用料の3割を減免している。

このサンプル調査については、旧市内と東部4支所管内において区域や規模別に小中学校各4校、計8校の特徴的な部分を抽出しての調査ではあるが、サンプル校数が少なく、地域的な偏り、校務の使用回数の積算における明確な基準も不明確で統計的な面からは実態を表しているとは疑問が多く残るところである。

一般の市職員で自家用車で通勤している者は、近郊の民間駐車場で賃貸契約を結んでおり、一部公用使用しても賃貸月額駐車料金への補てんはない。

○ 教職員に係る「校務」の考え方について

校務についての定義（範囲）について

函館市立学校管理規則第3条第1号では、「校務」とは、法令、条例、規則、規程等に基づく事務及び職務に関し命ぜられた事務、その他学校の行う事務としており、また、文部科学省資料における「校務」とは、学校の仕事全体を指すものであり、学校の仕事全体とは、学校がその目的である教育事業を遂行するため必要とされるすべての仕事である。その具体的範囲は、教育課程に基づく学習指導などの教育活動に関する面、学校の施設整備、教材教具に関する面、文書作成処理や人事管理事務、会計事務などの学校の内部事務に関する面、教育委員会などの行政機関、PTA、社会教育団体など各種団体との連絡調整などの渉外に関する面等がある。

また、「函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」において、

第9条（旅費の支給等）

職員の自家用車を公用に使用した場合には、次条の規定により燃料費が支給される場合を除き、通常の旅費を支給するほか、いかなる給付も行わないものとする。

第9条の2（燃料費の支給）

- （1）市長は、函館市教育委員会の主催する会議等であつて、教育長が別に定めるものに職員が出席するため、自家用車を公用に使用した場合は、その走行距離1キロメートルにつき37円の燃料費を支給する。
- （2）燃料費は、別記第4号様式に記載した走行距離のうち、前項の規定に基づく距離を月ごとに合計して翌月に支払うものとする。この場合において、合計した距離に1キロメートル未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

「函館市立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱」の運用方針において、「市町村学校職員給与負担法の適用を受ける職員については、北海道職員等の旅費に関する条例及び北海道教育委員会の任命に係る職員の旅費支給規定並びに道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の適用を受ける旅費を支給するものとする。」と定められている。

本来は、自家用車の公用使用は旅費または燃料費が支給されることとなっている。

③ 通勤用自動車の公用使用における減免事務手続きについて

現在の減免手続きについては、年度当初に「使用料減免申請書」に、同じく年度当初の自家用車の公用使用に係る申請をした自家用車登録書の写し等を添付し、減免の承認を受けることとなる。

年度当初の申請に基づき、減免承認は一年間継続して受けることとなる。

当該年度内において、車輛変更または通勤方法の変更による駐車使用を取りやめる手続きはあるが、承認した後の公用使用の状況確認等の手続きについてはない。

また、日々の公用使用願い等の書類については、サンプル校を確認した際に、外勤命令簿や公用使用願いの書類の記入方法において誤りが散見された。

原則的な規定があり、あくまでも特例として減免が規定されていることに鑑み、年度当初に申請をして承認を受ければ、ある程度無

条件に減免規定の適用を受けるのではなく、減免規定の趣旨に沿った実績や利用状況等の確認がされるべきである。

平成24年度 職員等通勤用自動車駐車使用料 収納・減免一覧

内 訳		収 納 内 訳		
		負担金額	台 数	収納金額
一 般 会 計		円	台	円
		3,000	1,916	30,961,363
		1,000	613	4,182,000
		小 計	2,529	35,143,363
特 別 会 計	港 湾	3,000	4	108,000
	競 輪	3,000	31	480,755
	水産物卸売市場	3,000	4	75,941
	青果物地方卸売市場	3,000	5	135,000
		小 計	44	799,696
合 計				
		合 計	2,573	35,943,059

一 部 減 免 内 訳				全 額 減 免 内 訳			
一部減免金額	減免区分	台 数	一部減免額合計	全額減免金額	減免区分	台 数	全額減免額合計
円		台	円	円		台	円
1,000	公 用	1,029	8,979,377	3,000	勤務事情	575	10,563,814
300	公 用	155	406,677		通勤事情	7	134,777
その他	勤務形態	270	3,511,939	1,000	勤務事情	141	1,045,888
計	公 用	1,184	9,386,054	計	勤務事情	716	11,609,702
	勤務形態	270	3,511,939		通勤事情	7	134,777
小 計		1,454	12,897,993	小 計		723	11,744,479
		0	0				
		0	0	3,000	勤務事情	16	126,926
		0	0				
		0	0				
小 計		0	0	小 計	勤務事情	16	126,926
計	公 用	1,184	9,386,054	計	勤務事情	732	11,736,628
	勤務形態	270	3,511,939		通勤事情	7	134,777
合 計		1,454	12,897,993	合 計		739	11,871,405

一般会計測定金額 35,189,563円

一般会計未納金額 46,200円

(4) 監査結果（意見）

(ア) 駐車使用料に対する減免の要綱について

前述のとおり、市有財産の管理上の適正化を図るため、函館市財産条例に則って行政財産の目的外使用の許可をし、職員の駐車使用に伴う市有財産使用（便益）の対価として一定の負担（駐車使用料）を求め、適正な財産管理に努めることとした。

対象施設としては、通勤用自動車の駐車スペースを有するすべての市の施設を対象としている。

通勤用自家用車に対し、市の施設において業務上支障がない場合において便宜上使用を許可し、駐車場所に対する一定の負担を求めることとしたもので、あくまでも市有財産の目的外使用であることが根底にある。

通常、通勤用車輛の駐車場所については、民間との賃貸契約等により自己責任において確保されるべきものであり、公務に際し

て必要がある場合には施設において駐車が許されることとなる。

また、使用時間による差異においては、使用料を月額と定めている以上、民間と同様、月単位で判断されるべきものとする。

使用料については、市有財産の使用料算定基準や市営住宅駐車場使用料等に基づき算定されていることから適正であるとするが、減免規定等については次の項目、

A) 勤務時間が4時間30分以下の場合の職員等の全額減免について

B) 教職員に対する公務使用割合30%相当額に対する減免について

C) 減免手続きについて

の三点では、

前述の考察においても述べているところであるが、勤務時間に対する減免措置に対しては、原則、月極の使用料であり、短時間に対する減免を考えた場合には、通勤手当が支給されない短時間勤務の概念として3時間を基準にすべきではないかと考える。4時間30分との基準は、通常、半日勤務の場合が網羅されることになるが、通勤手当が支給され、使用料を全額減免する合理的な理由はなく、例えば月額の半額にするなどの措置も考えられる。

また、公用使用の約30%減額については、手続き的な面において公用使用願いが年度当初に提出され、その使用願いを基本に1年間の減免措置がとられ、使用状況についての確認も規定されず、公用に実際使用されなくても減免を年間で受けられることとなる。

そもそも原則として通勤用自動車の月極使用料として負担を求めたこととしたもので、その自家用車を公用で使用する場合の手続きであり基本的に通勤用自家用車の公用使用における減免の必要性については他の行政施設の状況も踏まえると疑問が残るところである。

(イ) 減免金額の算定調査

約30%とされる減免の基準となったサンプル調査においては、全市内の平均約30%程度とした基準調査として説得力は弱く、また、公用は個々で異なることから平均として減免する方法が、特例的に定める減免の趣旨を踏まえたものかどうか疑問を感じる。

減免規定については、その後の状況を再度確認（実態調査など）のうえ、検討する必要があるとする。

平成24年度 部局別駐車使用料調定額(決算) 次葉

(単位: 件、円)

施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
1 本庁舎	3	81,000	0	0	57	1,512,000
2 函館市地域交流まちづくりセンター	4	108,000	0	0	4	108,000
総務部計	7	189,000	0	0	61	1,620,000
3 函館市斎場	9	81,000	0	0	4	36,000
4 函館市総合保健センター	7	189,000	0	0	12	324,000
5 犬抑留所	2	18,000	0	0	0	0
保健福祉部計	18	288,000	0	0	16	360,000
6 つつじ保育園	14	115,128	0	0	0	0
7 白尻保育園	4	36,000	0	0	0	0
8 尾札部保育園	9	81,000	0	0	5	45,000
9 谷地頭児童館	0	0	0	0	1	27,000
10 大川児童館	0	0	0	0	1	27,000
11 亀田港児童館	0	0	0	0	1	27,000
12 昭和児童館	0	0	0	0	1	27,000
13 神山児童館	0	0	0	0	2	54,000
14 赤川児童館	0	0	0	0	2	54,000
15 上湯川児童館	0	0	0	0	1	27,000
16 湯川児童館	0	0	0	0	1	27,000
子ども未来部計	27	232,128	0	0	15	315,000
17 函館市日乃出清掃工場	1	27,000	0	0	10	193,951
18 函館市リサイクルセンター	13	117,000	0	0	3	27,000
19 七五郎沢廃棄物最終処分場	15	135,000	0	0	13	114,700
20 函館市恵山廃棄物最終処分場	5	45,000	0	0	1	9,000
21 函館市南茅部廃棄物最終処分場	2	18,000	0	0	0	0
環境部計	36	342,000	0	0	27	344,651
22 勤労者総合福祉センター	6	162,000	0	0	17	447,000
23 計量検査所	3	81,000	0	0	2	54,000
経済部計	9	243,000	0	0	19	501,000
24 土木部維持課事務所	38	865,645	0	0	0	0
25 戸井ウォーターパーク	13	86,645	2	4,000	16	107,000
26 恵山シーサイドゴルフ場	1	5,000	0	0	4	20,000
27 緑地広場(青柳町3番23, 3番26)	3	81,000	0	0	5	135,000
28 緑地広場(昭和4丁目9番18)	0	0	0	0	3	81,000
土木部計	55	1,038,290	2	4,000	28	343,000
29 市営住宅港2丁目団地(ダイサービス港)	3	81,000	0	0	10	270,000
都市建設部計	3	81,000	0	0	10	270,000
30 東消防署本署	55	552,600	48	704,400	0	0
31 東消防署の場支署	35	169,200	35	634,800	0	0
32 北消防署本署	47	520,250	41	632,040	0	0
33 北消防署亀田本町支署	34	286,720	34	496,520	0	0
34 北消防署大縄出張所	12	110,400	12	168,600	0	0
35 北消防署桔梗出張所	14	108,000	14	198,000	0	0
36 北消防署弥生出張所	12	108,000	12	216,000	0	0
37 東消防署小安出張所	21	66,000	21	99,000	0	0
38 東消防署恵山出張所	9	32,400	9	48,600	0	0
39 東消防署本通出張所	11	108,000	11	144,000	0	0
40 東消防署南茅部支署	21	72,600	20	110,400	0	0
41 函館市消防本部整備工場	1	27,000	0	0	7	189,000
消防本部計	272	2,161,170	257	3,452,360	7	189,000

施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
42 戸井支所	25	221,000	0	0	4	36,000
戸井支所計	25	221,000	0	0	4	36,000
43 恵山支所	29	247,386	0	0	3	27,000
44 恵山コミュニティセンター	4	27,000	0	0	0	0
45 恵山福祉センター	3	18,000	0	0	0	0
46 函館市恵山海浜公園	4	36,000	0	0	0	0
恵山支所計	40	328,386	0	0	3	27,000
47 般法華支所	41	297,065	11	55,579	0	0
48 ホテル恵風	41	307,709	0	0	0	0
49 函館市灯台資料館	2	10,000	0	0	0	0
50 函館市般法華高齢福祉総合センター	17	149,000	0	0	0	0
般法華支所計	101	763,774	11	55,579	0	0
51 南茅部支所	46	392,224	0	0	8	66,612
52 函館市こんぶ加工センター	2	18,000	0	0	12	99,732
53 ホテルひろめ荘	8	72,000	0	0	24	216,000
南茅部支所計	56	482,224	0	0	44	382,344
54 函館市縄文文化交流センター	3	27,000	0	0	0	0
55 函館市戸井総合学習センター	2	6,000	0	0	0	0
56 函館市戸井運動広場	0	0	0	0	1	5,000
57 函館市恵山総合体育館	5	22,000	0	0	0	0
58 函館市南茅部公民館	5	32,000	0	0	0	0
59 函館市南茅部ふるさと文化公園	4	16,000	0	0	2	8,000
60 函館市南茅部運動広場	1	5,000	0	0	0	0
61 函館市北方民族資料館	5	135,000	0	0	0	0
62 函館市文学館	1	27,000	0	0	0	0
63 函館市亀田青少年会館	0	0	0	0	4	108,000
64 函館市青少年研修センター	6	162,000	0	0	4	108,000
65 函館市重要文化財旧函館区公会堂	9	208,838	0	0	10	205,838
66 函館市芸術ホール	19	387,174	0	0	8	180,000
67 函館市市民会館	29	638,128	0	0	17	344,370
68 函館市南茅部スポーツセンター	5	45,000	0	0	5	40,633
69 函館市市民体育館	12	324,000	0	0	19	494,322
70 函館市日吉サッカー場	1	15,000	0	0	2	30,000
71 函館市西桔梗野球場	0	0	0	0	6	30,000
生涯学習部計	107	2,050,140	0	0	78	1,554,163
72 函館市南北海道教育センター	14	200,898	0	0	2	54,000
学校教育部計	14	200,898	0	0	2	54,000
教育委員会（学校以外）計	121	2,251,038	0	0	80	1,608,163
一般会計小計（学校以外）	770	8,621,010	270	3,511,939	314	5,996,158

施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
73 弥生小学校	19	343,621	15	135,000	6	102,289
74 青柳小学校	8	152,032	7	62,516	1	27,000
75 あさひ小学校	23	409,129	18	149,064	2	53,129
76 中部小学校	21	410,000	15	124,000	6	102,289
77 北星小学校	23	354,477	11	90,000	5	50,708
78 八幡小学校	28	546,741	21	178,871	7	102,288
79 万年橋小学校	17	319,741	12	108,000	2	54,000
80 港小学校	25	489,000	19	171,000	5	62,389
81 高盛小学校	20	371,160	12	107,000	9	183,289
82 千代ヶ岱小学校	15	288,096	11	99,000	5	132,000
83 中島小学校	21	343,934	14	123,000	4	48,289
84 千代田小学校	20	321,578	11	99,000	15	141,606
85 柏野小学校	30	457,576	21	167,000	4	48,289
86 金堀小学校	23	380,156	18	146,232	5	75,289
87 駒場小学校	33	561,213	19	165,968	10	203,963
88 深堀小学校	24	426,289	18	162,000	2	54,000
89 日吉が丘小学校	28	501,580	24	206,516	13	265,289
90 北日吉小学校	21	405,000	18	162,000	5	69,189
91 湯川小学校	34	468,792	22	191,887	17	125,315
92 高丘小学校	22	377,726	16	149,886	6	102,289
93 上湯川小学校	16	319,900	11	99,000	5	75,289
94 旭岡小学校	31	449,898	16	144,000	4	43,438
95 亀尾小学校	10	73,800	6	16,200	1	9,000
96 鱒川小学校	15	97,200	14	37,800	4	36,000
97 石崎小学校	18	86,779	8	20,700	12	31,910
98 桔梗小学校	59	757,037	28	241,638	4	48,289
99 中の沢小学校	23	388,257	18	162,000	9	166,450
100 北昭和小学校	25	425,315	19	161,418	5	75,289
101 昭和小学校	35	583,982	26	229,767	23	194,762
102 亀田小学校	56	810,183	25	225,000	11	177,578
103 赤川小学校	14	315,000	7	63,000	1	27,000
104 中央小学校	26	462,966	20	180,000	7	129,289
105 北美原小学校	44	688,156	29	261,000	9	123,578
106 鍛神小学校	44	594,282	23	207,000	9	121,836
107 神山小学校	35	526,156	20	180,000	3	80,129
108 東山小学校	35	574,738	25	223,936	21	220,415
109 本通小学校	21	377,677	19	161,839	1	27,000
110 南本通小学校	20	341,160	14	119,000	6	101,418
111 戸井西小学校	8	53,100	7	18,900	1	8,709
112 日新小学校	7	46,800	6	16,200	0	0
113 えさん小学校	10	62,100	8	18,900	0	0
114 鍛法華小学校	6	40,500	5	13,500	0	0
115 磨光小学校	14	88,225	12	30,097	0	0
116 白尻小学校	10	65,700	9	24,300	2	17,000
117 大船小学校	8	48,693	5	13,500	0	0
小学校計	1,045	16,205,445	702	5,666,635	267	3,717,278

施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
118 西中学校	9	180,000	7	63,000	2	54,000
119 潮見中学校	38	494,816	18	153,000	5	69,773
120 宇賀の浦中学校	17	336,800	12	108,000	1	26,129
121 凌雲中学校	23	389,260	15	133,000	5	61,089
122 五稜中学校	17	333,000	14	126,000	6	102,289
123 大川中学校	24	346,867	12	107,000	9	94,869
124 港中学校	22	438,967	12	96,484	3	81,000
125 光成中学校	25	334,073	11	99,000	9	88,441
126 的場中学校	17	273,579	12	108,000	2	53,129
127 深堀中学校	25	478,838	18	159,000	5	125,735
128 湯川中学校	32	540,772	23	207,000	5	52,681
129 戸倉中学校	31	429,575	16	144,000	0	0
130 旭岡中学校	11	207,000	10	90,000	2	54,000
131 亀尾中学校	9	58,270	8	21,117	0	0
132 鱒川中学校	1	9,000	0	0	0	0
133 銭亀沢中学校	13	90,000	10	27,000	3	27,000
134 赤川中学校	31	571,160	23	207,000	5	75,289
135 桔梗中学校	38	586,802	26	220,968	15	139,252
136 亀田中学校	48	742,578	37	296,000	15	165,285
137 桐花中学校	25	444,000	23	195,000	8	119,998
138 本通中学校	43	740,934	37	323,387	6	102,289
139 北中学校	45	581,234	23	184,000	8	131,725
140 潮光中学校	14	89,841	11	26,933	3	6,399
141 日新中学校	7	46,800	6	16,200	2	18,000
142 恵山中学校	9	54,993	6	16,200	0	0
143 鍛法華中学校	41	143,573	11	29,700	2	4,193
144 尾札部中学校	11	68,469	9	21,630	0	0
145 白尻中学校	12	81,000	10	27,000	0	0
中学校計	638	9,092,201	420	3,205,619	121	1,652,565
146 函館高等学校	71	1,236,707	58	503,000	21	378,478
高校計	71	1,236,707	58	503,000	21	378,478
147 戸井幼稚園	5	34,200	4	10,800	0	0
幼稚園計	5	34,200	4	10,800	0	0
学校合計	1,759	26,568,553	1,184	9,386,054	409	5,748,321
一般会計合計	2,529	35,189,553	1,454	12,897,993	723	11,744,479
施設名	調定額内訳		一部減免された件数・金額		全額減免された件数・金額	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
148 港町ふ頭4号施設用地	4	108,000	0	0	0	0
港湾事業特別会計	4	108,000	0	0	0	0
149 市営函館競輪場	31	480,755	0	0	16	126,926
自転車競走事業特別会計	31	480,755	0	0	16	126,926
150 水産物地方卸売市場	4	75,941	0	0	0	0
151 青果物地方卸売市場	5	135,000	0	0	0	0
地方卸売市場事業特別会計	9	210,941	0	0	0	0
特別会計合計	44	799,696	0	0	16	126,926
総合計（一般会計＋特別会計）	2,573	35,989,259	1,454	12,897,993	739	11,871,405

部局別駐車使用台数実績表（平成24年度決算）

資料1-1（単位：件）

施設名	駐車している職員等の利用状況（週5日以上および1日4時間30分超）									左の内一部減免の利用状況
	市職員				道職員		指定管理受託業者	その他	計	
	職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
1 本庁舎								3	3	
2 函館市地域交流まちづくりセンター							4		4	
総務部計	0	0	0	0	0	0	4	3	7	0
3 函館市斎場							9		9	
4 函館市総合保健センター								7	7	
5 犬抑留所								2	2	
保健福祉部計	0	0	0	0	0	0	9	9	18	0
6 つつじ保育園	6		3	5					14	
7 白尻保育園	2		1	1					4	
8 尾札部保育園	6		3						9	
9 谷地頭児童館									0	
10 大川児童館									0	
11 亀田港児童館									0	
12 昭和児童館									0	
13 神山児童館									0	
14 赤川児童館									0	
15 上湯川児童館									0	
16 湯川児童館									0	
子ども未来部計	14	0	7	6	0	0	0	0	27	0
17 函館市日乃出清掃工場								1	1	
18 函館市リサイクルセンター	7			2				4	13	
19 七五郎沢廃棄物最終処分場	9			4				2	15	
20 函館市恵山廃棄物最終処分場	2		3						5	
21 函館市南茅部廃棄物最終処分場								2	2	
環境部計	18	0	3	6	0	0	0	9	36	0
22 勤労者総合福祉センター							4	2	6	
23 計量検査所	3								3	
経済部計	3	0	0	0	0	0	4	2	9	0
24 土木部維持課事務所	23		1	14					38	
25 戸井ウォーターパーク							5	8	13	2
26 恵山シーサイドゴルフ場							1		1	
27 緑地広場（青柳町3番23、3番26）								3	3	
28 緑地広場（昭和4丁目9番18）									0	
土木部計	23	0	1	14	0	0	6	11	55	2
29 市営住宅隣2丁目団地（デイサービス棟）							3		3	
都市建設部計	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0
30 東消防署本署	55								55	48
31 東消防署の場支署	35								35	35
32 北消防署本署	47								47	41
33 北消防署亀田本町支署	34								34	34
34 北消防署大縄出張所	12								12	12
35 北消防署桔梗出張所	14								14	14
36 北消防署弥生出張所	12								12	12
37 東消防署小安出張所	21								21	21
38 東消防署恵山出張所	9								9	9
39 東消防署本通出張所	11								11	11
40 東消防署南茅部支署	21								21	20
41 函館市消防本部整備工場	1								1	
消防本部計	272	0	0	0	0	0	0	0	272	257

資料1-2 (単位:件)

駐車している職員等の利用状況(週5日未満もしくは1日4時間30分以下)									
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	合計
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
							57	57	60
						4		4	8
0	0	0	0	0	0	4	57	61	68
						1	3	4	13
							12	12	19
								0	2
0	0	0	0	0	0	1	15	16	34
								0	14
								0	4
		1	4					5	14
						1		1	1
						1		1	1
						1		1	1
						1		1	1
						2		2	2
						2		2	2
						1		1	1
		1						1	1
0	0	2	4	0	0	9	0	15	42
							10	10	11
							3	3	16
		4					9	13	28
							1	1	6
								0	2
0	0	4	0	0	0	0	23	27	63
						15	2	17	23
		1					1	2	5
0	0	1	0	0	0	15	3	19	28
								0	38
						12	4	16	29
						4		4	5
							5	5	8
							3	3	3
0	0	0	0	0	0	16	12	28	83
						10		10	13
0	0	0	0	0	0	10	0	10	13
								0	55
								0	35
								0	47
								0	34
								0	12
								0	14
								0	12
								0	21
								0	9
								0	11
								0	21
		7						7	8
0	0	7	0	0	0	0	0	7	279

資料 1-3

施設名	駐車している職員等の利用状況（週5日以上および1日4時間30分超）									左の内一 部減免の 利用状況
	市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
	職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
42 戸井支所	23			1				1	25	
戸井支所計	23	0	0	1	0	0	0	1	25	0
43 恵山支所	24		1					4	29	
44 恵山コミュニティセンター							4		4	
45 恵山福祉センター			2	1					3	
46 函館市恵山海浜公園								4	4	
恵山支所計	24	0	3	1	0	0	4	8	40	0
47 楯法華支所	40						1		41	11
48 ホテル恵風							41		41	
49 函館市灯台資料館							2		2	
50 函館市楯法華高齢福祉総合センター								17	17	
楯法華支所計	40	0	0	0	0	0	44	17	101	11
51 南茅部支所	28							18	46	
52 函館市こんぶ加工センター								2	2	
53 ホテルひろめ荘							8		8	
南茅部支所計	28	0	0	0	0	0	8	20	56	0
54 函館市縄文文化交流センター	3								3	
55 函館市戸井総合学習センター				2					2	
56 函館市戸井運動広場									0	
57 函館市恵山総合体育館				4				1	5	
58 函館市南茅部公民館	4			1					5	
59 函館市南茅部ふるさと文化公園								4	4	
60 函館市南茅部運動広場								1	1	
61 函館市北方民族資料館							5		5	
62 函館市文学館							1		1	
63 函館市亀田青少年会館									0	
64 函館市青少年研修センター							5	1	6	
65 函館市重要文化財旧函館区公会堂							6	3	9	
66 函館市芸術ホール					12			7	19	
67 函館市市民会館							13	16	29	
68 函館市南茅部スポーツセンター	3		1					1	5	
69 函館市市民体育館							12		12	
70 函館市日吉サッカー場							1		1	
71 函館市西桔梗野球場									0	
生涯学習部計	10	0	1	7	12	0	43	34	107	0
72 函館市南北海道教育センター	5							9	14	
学校教育部計	5	0	0	0	0	0	0	9	14	0
教育委員会（学校以外）計	15	0	1	7	12	0	43	43	121	0
一般会計小計（学校以外）	460	0	15	35	12	0	125	123	770	0

資料 1 - 4

駐車している職員等の利用状況（週 5 日未満もしくは 1 日 4 時間 30 分以下）									
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	合計
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
							4	4	29
0	0	0	0	0	0	0	4	4	29
							3	3	32
								0	4
								0	3
								0	4
0	0	0	0	0	0	0	3	3	43
								0	41
								0	41
								0	2
								0	17
0	0	0	0	0	0	0	0	0	101
							8	8	54
							12	12	14
						24		24	32
0	0	0	0	0	0	24	20	44	100
								0	3
								0	2
		1						1	1
								0	5
								0	5
							2	2	6
								0	1
								0	5
								0	1
						3	1	4	4
						1	3	4	10
							10	10	19
				1			7	8	27
						3	14	17	46
		3	1				1	5	10
							19	19	31
						2		2	3
						6		6	6
0	0	4	1	1	0	15	57	78	185
							2	2	16
0	0	0	0	0	0	0	2	2	16
0	0	4	1	1	0	15	59	80	201
0	0	18	5	1	0	94	196	314	1,084

資料 1 - 5

施設名	駐車している職員等の利用状況（週5日以上および1日4時間30分超）									左の内一 部減免の 利用状況
	市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
	職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
73 弥生小学校	2				1	15		1	19	15
74 青柳小学校	1					7			8	7
75 あさひ小学校	5				1	16		1	23	18
76 中部小学校	2				1	15		3	21	15
77 北星小学校	2	1	1			10		9	23	11
78 八幡小学校	5				2	21			28	21
79 万年橋小学校	4				1	12			17	12
80 港小学校	4				1	19		1	25	19
81 高盛小学校	4		3		1	12			20	12
82 千代ヶ岱小学校	3				1	11			15	11
83 中島小学校	4		2		1	14			21	14
84 千代田小学校	2				1	11		6	20	11
85 柏野小学校	3		3	3		21			30	21
86 金堀小学校	2				2	19			23	18
87 駒場小学校	4			4	1	19		5	33	19
88 深堀小学校	1		3	1		19			24	18
89 日吉が丘小学校	2		2		1	23			28	24
90 北日吉小学校	2				1	18			21	18
91 湯川小学校			3	2	1	22		6	34	22
92 高丘小学校	2		2	1	1	16			22	16
93 上湯川小学校	1			1	1	11		2	16	11
94 旭岡小学校	1		3	1	1	16		9	31	16
95 亀尾小学校	3				1	6			10	6
96 鱒川小学校					1	14			15	14
97 石崎小学校	1				1	8		8	18	8
98 桔梗小学校	1			2	2	28		26	59	28
99 中の沢小学校	1		3		1	18			23	18
100 北昭和小学校	2		3		1	19			25	19
101 昭和小学校	2		1	3	1	25		3	35	26
102 亀田小学校	3		3		1	24		25	56	25
103 赤川小学校	2				1	11			14	7
104 中央小学校	2		3		1	20			26	20
105 北美原小学校	2				1	29		12	44	29
106 鍛神小学校	2					23		19	44	23
107 神山小学校	2				1	20		12	35	20
108 東山小学校	2		3		1	25		4	35	25
109 本通小学校	1				1	19			21	19
110 南本通小学校	2		3		1	14			20	14
111 戸井西小学校					1	7			8	7
112 日新小学校						7			7	6
113 えさん小学校					1	9			10	8
114 楳法華小学校					1	5			6	5
115 磨光小学校					2	12			14	12
116 臼尻小学校					1	9			10	9
117 大船小学校			2		1	5			8	5
小学校計	84	1	43	18	43	704	0	152	1,045	702

資料 1 - 6

駐車している職員等の利用状況（週 5 日未満もしくは 1 日 4 時間 3 0 分以下）									合計
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
			1				5	6	25
							1	1	9
							2	2	25
							6	6	27
							5	5	28
1							6	7	35
							2	2	19
					3		2	5	30
							9	9	29
							5	5	20
							4	4	25
							15	15	35
							4	4	34
1							4	5	28
							10	10	43
			1				1	2	26
			1		3		9	13	41
		1					4	5	26
							17	17	51
							6	6	28
							5	5	21
							4	4	35
							1	1	11
		1			2		1	4	19
							12	12	30
							4	4	63
1		1			1		6	9	32
			1				4	5	30
					1		22	23	58
							11	11	67
							1	1	15
			1		1		5	7	33
1							8	9	53
							9	9	53
							3	3	38
							21	21	56
			1					1	22
			1		1		4	6	26
							1	1	9
								0	7
								0	10
								0	6
								0	14
							2	2	12
								0	8
4	0	3	7	0	12	0	241	267	1,312

資料 1-7

施設名		駐車している職員等の利用状況（週5日以上および1日4時間30分超）								左の内一部減免の利用状況		
		市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他			計
		職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員					
118	西中学校	1					8			9	7	
119	潮見中学校	2		3		1	18		14	38	18	
120	宇賀の浦中学校	3		1		1	12			17	12	
121	凌雲中学校	1	1	3	1	1	16			23	15	
122	五稜中学校	2				1	14			17	14	
123	大川中学校	2				1	12		9	24	12	
124	港中学校	3		1		1	17			22	12	
125	光成中学校	1			1	1	11		11	25	11	
126	的場中学校	1		4			12			17	12	
127	深堀中学校	4		1	2	1	17			25	18	
128	湯川中学校	1		4	3	1	23			32	23	
129	戸倉中学校	2					16		13	31	16	
130	旭岡中学校					1	10			11	10	
131	亀尾中学校						9			9	8	
132	鱒川中学校	1								1		
133	銭亀沢中学校	1			1	1	10			13	10	
134	赤川中学校	2		3		1	25			31	23	
135	桔梗中学校	1			1	1	26		9	38	26	
136	亀田中学校	1	1		2	1	37		6	48	37	
137	桐花中学校	1				1	23			25	23	
138	本通中学校	1		3	1	1	37			43	37	
139	北中学校	1		3	1	1	23		16	45	23	
140	潮光中学校	1				1	12			14	11	
141	日新中学校					1	6			7	6	
142	恵山中学校			2		1	6			9	6	
143	楳法華中学校					1	11		29	41	11	
144	尾札部中学校					1	10			11	9	
145	白尻中学校			1		1	10			12	10	
中学校計		33	2	29	13	23	431	0	107	638	420	
146	函館高等学校	6	58	1	2				4	71	58	
高校計		6	58	1	2	0	0	0	4	71	58	
147	戸井幼稚園		4	1						5	4	
幼稚園計		0	4	1	0	0	0	0	0	5	4	
学校合計		123	65	74	33	66	1,135	0	263	1,759	1,184	
一般会計合計		583	65	89	68	78	1,135	125	386	2,529	1,454	

施設名		駐車している職員等の利用状況（週５日以上および１日４時間３０分超）									左の内一部減免の利用状況
		市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
		職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
148	港町ふ頭４号施設用地							4		4	
	港湾事業特別会計							4		4	
149	市営函館競輪場	9							22	31	
	自転車競走事業特別会計	9	0	0	0	0	0	0	22	31	0
150	水産物地方卸売市場	1		1	2					4	
151	青果物地方卸売市場			2				3		5	
	地方卸売市場事業特別会計	1	0	3	2	0	0	3	0	9	0
	特別会計合計	10	0	3	2	0	0	7	22	44	0
	総合計（一般会計＋特別会計）	593	65	92	70	78	1,135	132	408	2,573	1,454

資料 1 - 8

駐車している職員等の利用状況（週5日未満もしくは1日4時間30分以下）									合計
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
			1				1	2	11
							5	5	43
							1	1	18
							5	5	28
			1				5	6	23
							9	9	33
			1				2	3	25
							9	9	34
							2	2	19
							5	5	30
							5	5	37
								0	31
							2	2	13
								0	9
								0	1
		1					2	3	16
							5	5	36
							15	15	53
							15	15	63
			1				7	8	33
			2				4	6	49
							8	8	53
			3					3	17
					2			2	9
								0	9
							2	2	43
								0	11
								0	12
0	0	1	9	0	2	0	109	121	759
	8						13	21	92
0	8	0	0	0	0	0	13	21	92
								0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
4	8	4	16	0	14	0	363	409	2,168
4	8	22	21	1	14	94	559	723	3,252

駐車している職員等の利用状況（週 5 日未満もしくは 1 日 4 時間 3 0 分以下）									合計
市職員				道職員		指定管理 受託業者	その他	計	
職員	教員	嘱託	臨時	職員	教員				
								0	4
								0	4
							16	16	47
0	0	0	0	0	0	0	16	16	47
								0	4
								0	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
0	0	0	0	0	0	0	16	16	60
4	8	22	21	1	14	94	575	739	3,312

IV 公の施設の利用料金の算定及び減免等について

1 函館市の公の施設の使用料について

(1) 函館市の貸館施設の使用料の算定状況

函館市の貸館施設の使用料については、下表のとおり状況であり、原価計算等により単価を設定している施設は少なく、もっぱら、経済状況・他都市との比較により単価を設定している施設が多い状況である。

(平成23年度 使用料・手数料見直し概要より抜粋して作成)

なお、ここでの「貸館施設」とは、公の施設に設置された、会議室や研修室等のスペースを、特定の者に時間単位で使用させている施設のことをいう。

経済状況・他都市との比較により単価を設定している施設	女性センター、亀田福祉センター、生活館、桔梗福祉交流センター、児童館、母と子の家、漁村センター、産業支援センター、勤労者総合福祉センター、亀田公民館、図書館、青少年研修センター、青年センター、亀田青少年会館、戸井青少年会館、市民会館、芸術ホール、市民体育館、地域生涯学習センター、地域体育施設、地域会館、恵山市民センター、恵山福祉センター、恵山コミュニティーセンター、南かやべ保養センター
原価計算等により単価を設定している施設	総合福祉センター

(2) 公の施設の暖房料金の徴収規定について

函館市における公の施設の暖房料金の取扱い規定については、下表のとおりであり、施設ごとに統一したものとはなっていない規定となっている。

なお、条例により使用料が減免される場合、暖房料金についても減免されている。

● 条例から見る暖房料金の取扱い

規定の内容		主な施設名
暖房料の規定がない施設		地域交流まちづくりセンター、臨海研究所、女那川会館、古武井会館、恵山福祉センター、日乃出いこいの家、斎場、総合福祉センター、産業支援センター、中央図書館、市民プール、恵山プール、南茅部プール、南茅部青少年会館
利用料金に一定の倍率を徴収する施設	5割増	女性センター、恵山コミュニティセンター、勤労者総合福祉センター、公民館、亀田公民館、青少年研修センター、市民会館、芸術ホール、市民体育館、亀田福祉センター
	2割増	地域会館(旧榎法華村地区)、戸井総合学習センター、南茅部スポーツセンター
	3割増	榎法華総合センター
定額を徴収する施設		千代台公園庭球場大会運営室
時間区分により定額を徴収する施設		総合福祉センター、青年センター、亀田青少年会館
利用時間区分毎にストーブ1台につき200円徴収する施設		地域会館(旧戸井町地区)、戸井生涯学習センター、戸井公民館、戸井青少年会館
1時間当たりで徴収する施設	300円	地域会館(旧南茅部町地区)、南茅部総合センター
	50～200円	桔梗福祉交流センター
一定時間を定額とし、一定時間超過以降を1時間当たりで徴収する施設		恵山市民センター
冬期料金を設定している施設		地域会館(女那川、古武井会館を除く旧恵山町地区)、恵山総合体育館
実費負担		根崎生活会館、児童館、古川母と子の家、漁村センター

(3) 公の施設の減免・免除について

公の施設の減免の実態は、別表aのとおりである。

公の施設に関する減免・免除規定は、「小学生および中学生の公の施設の使用料の特例に関する条例」、「障がい者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例」により、次表①のとおり、市内に在

住又は在学する小学生及び中学生等、障がい者及び高齢者（65歳以上）については、特例で使用料の全額免除や2分の1の額が免除となる施設がある。

また、次表②のように、個々の施設ごとに条例で特定の利用人や、特定の曜日などを無料にする施設もある。

次に、公の施設の個々の条例の減免規定を比較したところ、施設ごとに減免規定の文言（表現）に差異があることが次表③でわかる。

資料 a 公の施設の使用料の特例に関する条例

小学生および中学生、障がい者および高齢者の公の施設の使用料の特例に関する条例			
	市の区域内の学校に在学する児童もしくは生徒等	市内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている者およびこれらの者に準ずると認められる者）	市内に住所を有する高齢者（65歳以上の者）
函館市総合保健センターの健康増進センター		基本使用料の全額	左記の1/2
函館市勤労者総合福祉センターのアリーナ，軽体育室および和室研修室	基本使用料の全額	基本使用料の全額	左記の1/2
函館市写真歴史館	入館料の全額	入館料の全額	左記の1/2
函館市灯台資料館	入館料の全額		
千代台公園陸上競技場（附属施設を除く。），根崎公園アーチェリー場，千代台公園弓道場，空港緑地志海苔ふれあい広場パークゴルフ場およびすずらんの丘公園パークゴルフ場	使用料の全額	使用料の全額	左記の1/2

函館市恵山シーサイドパークゴルフ場		使用料の全額	左記の 1/2
函館市熱帯植物園	入園料の全額	入園料の全額	左記の 1/2
旧函館区公会堂	入館料の全額	入館料の全額	左記の 1/2
函館市北方民族資料館	入館料の全額	入館料の全額	左記の 1/2
函館市文学館	入館料の全額	入館料の全額	左記の 1/2
市立函館博物館および市立函館博物館郷土資料館（旧金森洋物店）	入館料の全額	入館料の全額	左記の 1/2
函館市北洋資料館	入館料の全額	入館料の全額	左記の 1/2
箱館奉行所	入館料の全額	入館料の全額	左記の 1/2
函館市縄文文化交流センター	入館料の全額	入館料の全額	左記の 1/2
函館市恵山プール	使用料の全額		
函館市民体育館の競技場、体育室およびトレーニング室	基本使用料の全額	基本使用料の全額	左記の 1/2
函館市民プール	基本料金および超過料金の全額	基本料金および超過料金の全額	左記の 1/2
函館市南茅部プール	使用料の全額	使用料の全額	左記の 1/2

資料 b 条例で特定の利用者等に対して使用料を無料としている施設

市の区域内に住所を有する者は無料	戸井運動広場、恵山プール、南茅部運動広場、南茅部スポーツセンター、南茅部市民庭球場
市の区域内に住所を有し、または市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する女性、またはその女性で構成する団体および市の区域内において男女共同参画社会の形成の推進に関する活動を行う団体は無料とする	女性センター
市の区域内に住所を有する 60 歳以上の者及び生活保護法による被保護世帯に属する者は無料とする	恵山福祉センター

市内に住所を有する漁民およびその家族の使用料は無料	漁村センター
市の区域内に居住する幼児は無料	市民プール
小学校就学前の者その他市長が特に認める者は無料とする	熱帯植物園
小学校就学前の者、児童、生徒及び市の区域内に住所を有する70歳以上の者は無料とする	恵山シーサイドパークゴルフ場
市に在住又は在勤する勤労青少年の使用料は無料とする	青年センター
市に在住又は在勤する勤労青少年ならびに児童、生徒、学生又はそれ以外の者で青少年会館の目的に沿った会議又は集会等を行う者の使用料は無料とする	亀田青少年会館、戸井青少年会館
日曜日における入館料は無料とする	市立函館博物館

※上記網掛けした施設については、もっぱら貸館施設である。

資料c 個々の「公の施設」の条例での減免規定の比較

使用料の設定がない	南茅部青少年会館
減免規定なし	総合福祉センター、写真歴史館、灯台資料館、北洋資料館、箱館奉行所、縄文文化交流センター
市長（市長の承認を受けて定めるところによって）指定管理者）は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる	地域交流まちづくりセンター、臨海研究所、斎場、産業支援センター、戸井ウォーターパーク、東山墓園管理料、公民館、青少年研修センター、市民プール、亀田福祉センター、亀田公民館
市長は、 <u>公益上その他特に必要がある</u> と認めるときは、使用料を減免することができる	女性センター、地域会館、恵山市民センター、恵山福祉センター、恵山コミュニティーセンター、桔梗福祉交流センター、児童館、総合保健センター、勤労者総合福祉センター、空港ふれあい菜園、公園、恵山海浜公園、恵山シーサイドパークゴルフ場、南茅部ふるさと文化公園、戸井生涯学習セ

	ンター、戸井総合学習センター、榎法華総合センター、南茅部総合センター、中央図書館、市立函館博物館、青年センター、市民会館、芸術ホール、日吉サッカー場、西桔梗野球場、市民体育館、戸井運動広場、恵山総合体育館、恵山プール、南茅部プール、南茅部運動広場、南茅部スポーツセンター
市長は、 <u>特別の理由がある</u> と認めたものについては、減免することができる（ある）	根崎生活館、古川母と子の家、日乃出いこの家、漁村センター、市民庭球場

（４）監査結果（意見）

① 使用料の算定基準について

受益と負担の公平化の観点から、住民の理解と納得を得られる合理的な利用料金設定とするため、統一的な使用料の算定基準を設ける必要がある。

基本的に、公の施設の使用料については、その施設を利用する対価として徴収されることから、サービスを利用する人と利用しない人との負担の公平性を確保するため、受益者に応分の負担を求める必要がある。

次に、受益者である住民に理解されるように、使用料の積算根拠を明確にした算定方式などを定め透明性を確保する必要がある。

更に、人件費や物件費が原価算定の基礎となることから、業務内容の見直しや経費を削減し、低廉な使用料に設定する必要がある。

なお、この産地基準の考え方に関しては、平成 21 年に岐阜市、平成 24 年に豊中市、平成 25 年に柏市と、同規模の市において、受益者負担公平化を図るため、使用料等を定めるにあたっての基準を設けている。

② 使用料の減免の考え方について

（ア）使用料の減免について

現在、個別に減免規定が定められているものについては、

公平、公正の観点から統一した基準を設定することが望ましい。また、「特に必要があると認められ場合」の考え方を整理し、各部局の裁量で減免することのないよう、施設ごとに具体的な取り扱いを作成するなど努めるべきである。

(イ) 暖房費について

暖房費については、施設の利用に当たり追加で徴収している例がある。その現状は、86 ページ以降の資料のとおりで、施設によって様々である。

本来使用した者が実費として支払うのが当然であり、減免規定とは関係なく実費相当として徴収する必要がある。

そして、各施設によって異なる暖房費の取扱いの不整合を是正すべきである。

各施設における暖房費の追加割合や徴収の要否について市の方針を定め、公平性の観点からも統一的な取扱いをすることが望まれる。

(ウ) 利用料を無料とする対象について

条例において、特定の利用者等に対して使用料を無料としている施設を 86 ページ以降の表で示したが、例えば、女性センターでは、「市の区域内に住所を有し、または市の区域内に存する事務所若しくは事業所に勤務する女性、またはその女性で構成する団体および市の区域内において男女共同参画社会の形成の推進に関する活動を行う団体は無料とする。」となっており、無料対照が他の施設と比較しても幅広く、施設利用者のほとんどが無料となっている状況にある。

施設の設置目的などを踏まえると、一定の範囲で無料とすることは否定しないが、市全体として無料とする施設や対象範囲については、前記の減免措置と合わせて考え方を整理する必要があると考える。

資料2-1

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
総務部	—	地域交流まちづくりセンター	末広町4-19	市民活動を支援するとともに、市民に交流等の場を提供し、および地域の情報を発信し、もって豊かで活力あるまちづくりに寄与するため	市民活動支援施設 会議室	401.94
					市民活動支援施設 事務ブース	48
					市民交流施設 研修室	113.47
					市民交流施設 フリースペース	272.16
					駐車場	1,862.19
企画部	総務使用料	臨海研究所	大町13-1	水産・海洋に関する研究を支援し、ならびに水産・海洋に関する企業、研究者および学術研究機関の間の連携および交流を促進することにより、産業技術の向上を図り、もって地域産業の発展に資する	研究室	78
					大会議室	35.6
					中会議室	27
					小会議室	16.6
市民部	総務使用料	女性センター	東川町11-12	女性の福祉の増進と教養の向上を図り、および男女共同参画社会の形成の促進に寄与する	会議室	36
					講習室第1号	36
					講習室第2号	36
					和室第1号	18.3
					和室第2号	18.3
					和室第3号	32.4
					調理実習室	72
戸井支所	総務使用料	地域会館 小安中央会館	小安町717-1	市民に集会、学習、交流等の場を提供することにより、地域活動の促進を図り、もって良好な地域社会の維持および形成に寄与するため	大会議室	132.5
					研修室1	49.69
					研修室2	99.37
					実習室	49.69
					調理室	44.71
					和室1	24.84
					和室2	19.87
		地域会館 小安西会館	小安町272	同 上	1階研修室	24.3
					2階研修室	62.775
					調理実習室	16.2
		地域会館 小安東会館	小安町469	同 上	研修室A	86.96
					研修室B	20.25
					研修室C	28.35
					研修室D	24.3
					調理実習室	16.2

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
300円/h	記載なし	第11条3項（指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる）	有	事務ブースの使用の期間が1月未満である場合における利用料金の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる ロッカーの使用の期間が1月未満である場合は、これを1月とする フリースペースの利用者が2,001円以上の入場料等を徴収する場合は、次の各号に掲げる入場する者1人1回につき徴収する入場料等の額の区分に応じ、1日につき、当該各号に定める額とする (1) 2,001円以上3,000円以下・・・25,000円 (2) 3,001円以上4,000円以下・・・30,000円 (3) 4,001円以上5,000円以下・・・35,000円 (4) 5,001円以上・・・40,000円
3,000円/1区画 1月				
500円/h				
10,000円/日 ※商品の宣伝、 展示、販売等 営利目的で 使用する場合 →20,000円/日				
2hまで無料 その後100円/30分				
45,000円/1区画 1月	記載なし	第10条4項（市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）		1区画は、おおむね78平方メートルとする 会議室を宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、使用料の額を2倍した額とする
350円/1h				
250円/h				
150円/h				
600～ 720円	利用料金の5割に 相当する額を徴収す る	第8条1項（第4条1項に規定するものの使用料は無料とする。） 第8条第2項（第4条第2項に規定するものは別表に定める使用料を納付しなければならない。）	有	○第4条1項（使用者の範囲）①市の区域内に住所を有し、または市の区域内に存する事業所もしくは辞表所に勤務する女性、②①に規定する者で構成する団体、③市の区域内において男女共同参画社会の形成に推進に関する活動を行う団体 ○第4条2項（市長は、第3条の事業の実施に支障がないと認めるときは、1項に規定するもの以外のものに使用させることができる） ○第8条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第8条第2項も使用料を減免することができる）
600～ 720円				
600～ 720円				
360～ 600円				
360～ 600円				
720～1,080円				
1,800～2,400円				
1,200～2,040円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	第6条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる）	有	
430～ 710円				
910～1,530円				
450～ 770円				
810～1,370円				
230～ 380円				
170～ 300円				
250～ 420円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
810～1,370円				
330～ 570円				
910～1,540円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
210～ 350円				
290～ 490円				
250～ 420円				
330～ 570円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
戸井支所	総務使用料	地域会館 釜谷会館	釜谷町300	同 上	研修室	72.87
					娯楽室	24.84
					静養室	13.25
					調理室	9.97
		地域会館 汐首東会館	汐首町67-2	同 上	相談室	24.3
					調理実習室	24.3
					研修室	80.19
		地域会館 汐首西会館	汐首町331-2	同 上	集会室	43.06
					相談室	19.87
					遊戯室	101.11
					調理室	30.63
		地域会館 瀬田来会館	瀬田来町321-1	同 上	研修室	39.75
					相談室	43.89
					講堂	104.34
					調理室	28.16
		地域会館 弁才町会館	弁才町274-2	同 上	研修室1	153.9
					研修室2	51.03
					研修室3	77.76
					調理実習室	41.31
		地域会館 泊町会館	泊町32	同 上	相談室	16.56
					調理実習室	22.77
					研修室	81
		地域会館 館町会館	館町83	同 上	集会室	68.168
					生活相談室	14.91
					教養娯楽室	11.18
					調理室	14.91
		地域会館 原木会館	原木町98-1先	同 上	会議室	59.6
					調理実習室	43.13
					1階研修室	16.59
					2階研修室	125.87
極法華支所	総務使用料	地域会館 元村会館	元村町114	同 上	研修室	201.30
					相談室	18.00
					調理室	20.90
					和室	17.40
		地域会館 銚子会館	銚子町46-2	同 上	研修室	121.50
					相談室	11.14
					調理室	19.44
					和室	20.66
		地域会館 富浦会館	富浦町135-5	同 上	集会室	53.46
					和室1	27.36
					和室2	24.30
					調理室	6.86

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
760～1,300円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
260～ 450円				
130～ 230円				
210～ 350円				
250～ 420円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
510～ 870円				
840～1,410円				
340～ 590円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
160～ 270円				
810～1,380円				
490～ 840円				
340～ 580円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
370～ 640円				
890～1,510円				
480～ 810円				
1,610～2,520円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
330～ 570円				
810～1,370円				
870～1,470円				
170～ 300円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
480～ 810円				
910～1,540円				
710～1,190円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
150～ 270円				
110～ 180円				
310～ 530円				
630～1,060円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	同 上	有	
900～1,520円				
170～ 300円				
1,320～2,200円				
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
210～ 310円				
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
210～ 310円				
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
210～ 310円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
極法華支所	総務使用料	地域会館 島泊会館	島泊町111-1	同 上	集会室	54.65
					和室	19.87
					調理室	17.28
		地域会館 新八幡町会館	新八幡町71-1	同 上	集会室	63.60
					和室	27.66
					調理室	29.81
		地域会館 新浜町会館	新浜町170-2	同 上	集会室	69.56
					和室	24.84
					調理室	37.26
南茅部支所	総務使用料	地域会館 古部会館	古部町422	同 上	集会室	48.44
					研修室	9.33
					調理室	11.17
		地域会館 白井川会館	木直町110-2	同 上	集会室	48.44
					研修室	9.93
					調理室	11.17
		地域会館 ボン木直会館	木直町722-1		集会室	104.34
					研修室	16.56
					調理室	11.17
		地域会館 尾札部中央会館	尾札部町499-3		集会室	27.95
					研修室	13.97
					調理室	13.97
		地域会館 黒鷲会館	尾札部町2021		集会室	91.09
					研修室	13.24
					調理室	13.24
		地域会館 望路会館	岩戸町135-4		集会室	63.18
					研修室	9.72
					調理室	9.72
		地域会館 木直会館	木直町433-4	同 上	集会室	153.86
					第1研修室	32.06
					第2研修室	35.2
					第3研修室	46.94
					和室研修室	55.13
					調理実習室	36.11
		地域会館 尾札部会館	尾札部町573-1	同 上	集会室	145.8
					研修室	83.92
					静養室	17.55
図書室	16.2					
調理室	22.68					
地域会館 川汲会館	川汲町272-1	同 上	集会室	162		
			研修室	51.03		
			静養室	16.2		
			図書室	16.2		
			調理室	22.68		

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
410～ 620円	利用料金の2割に 相当する額	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき12,400円とする
310～ 460円				
210～ 310円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～2,060円				
720～2,060円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～1,850円				
720～1,850円				
920～2,260円	300円/1h			
720～1,850円				
720～1,850円				
920～2,260円	300円/1h			
720～1,850円				
720～1,850円				
920～2,260円	300円/1h			
720～1,850円				
720～1,850円				
920～2,260円	300円/1h			
720～1,850円				
720～1,850円				
1,540～4,320円	300円/1h 集会室610円/h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
1,130～2,780円				
1,130～2,780円				
1,130～2,780円				
1,130～2,780円				
1,330～3,500円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～2,060円				
510～1,850円				
510～1,850円				
720～2,060円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～2,060円				
510～1,850円				
510～1,850円				
720～2,060円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
南茅部支所	総務使用料	地域会館 大船会館	大船町241-2	同 上	集会室	118.41
					研修室	54.6
					静養室	28.98
					図書室	
					調理室	13.24
		地域会館 見日会館	尾札部町1423-1	同 上	集会室	124.74
					第1研修室	29.16
					第2研修室	29.16
					調理室	34.02
		地域会館 磯谷会館	双見町148-9	同 上	集会室	115.02
					第1研修室	16.2
					第2研修室	38.88
					調理室	26.73
		地域会館 安浦会館	安浦町71-1	同 上	集会室	146.97
					研修室	27.54
					調理実習室	22.68
					談話室	41.31
		地域会館 白尻会館	白尻町234-1	同 上	集会場	150
					第1研修室	60.35
					第2研修室	72.6
					第3研修室	24.4
		地域会館 双見会館	双見町243-2	同 上	調理室	48.2
					集会室	72.1
					研修室	31.5
					調理室	16
恵山支所	総務使用料	地域会館 日浦会館	日浦町82	同 上	会議室	188.3
					和室	38
		地域会館 尻岸内会館	大瀬町146-2	同 上	集会室	216
					和室研究室	39.7
					会議室	19.9
恵山支所	総務使用料	地域会館 中浜会館	中浜町101-5	同 上	コミュニケーションホール	190.3
					研修室	38.9
					会議室	25.8
		地域会館 女那川会館	女那川町1先	同 上	会議室	178
					和室	25.9
		地域会館 古武井会館	古武井町150-4	同 上	遊戯室	151.5
					研修室	39.7

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～2,060円				
510～1,850円				
510～1,850円				
720～2,060円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～1,850円				
720～1,850円				
720～1,850円				
920～2,260円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～1,850円				
720～1,850円				
720～1,850円				
720～2,060円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
510～1,850円				
720～2,060円				
510～1,850円				
1,330～4,120円	300円/1h ※集会室610円/h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
920～2,570円				
920～2,570円				
720～1,640円				
1,130～3,290円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
920～2,260円				
720～1,850円				
720～1,850円	300円/1h	同 上	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする
720～1,850円				
1,580～2,710円	2,360～3,490円	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,240円、冬季にあつては7,360円とする 調理用器具をしようした場合は、ガス料金の実費を徴収する
1,010～1,690円	1,790～2,470円			
1,650～2,840円	2,430～3,620円	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,320円、冬季にあつては7,440円とする 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する
1,050～1,770円	1,830～2,550円			
1,050～1,770円	1,830～2,550円			
1,610～2,760円	2,390～3,540円	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,430円、冬季にあつては7,550円とする 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する
1,030～1,720円	1,810～2,500円			
1,030～1,720円	1,810～2,500円			
1,510～2,590円	記載なし	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき4,050円とする
960～1,610円				
1,510～2,590円	記載なし	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき4,050円とする
960～1,610円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
恵山支所	総務使用料	地域会館 御崎会館	恵山町663-2先	同 上	多目的ホール 夏季	160
					和室研修室 夏季	27.9
		地域会館 柏野会館	柏野町31-2	同 上	遊戯室 夏季	127.3
					和室研修室 夏季	32.4
恵山支所	総務使用料	恵山市民センター	柏野町117-209	市民に研修、余暇活動の場を提供することにより、地域活動の促進を図り、もって市民の福祉の増進に資する	集会室	312.5
					娯楽室	37.5
					研修室 (1室分)	37.5
					研修室 (2室分)	75
					娯楽室および研修室 (1室分)	75
					娯楽室および研修室 (2室分)	112.5
					調理室	37.5
					全館	462.5
恵山支所	総務使用料	恵山福祉センター	柏野町117-209	高齢者に健康の増進、交流等の場を提供することにより、高齢者の福祉の増進に資する	恵山福祉センター	512.84

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
1,650～2,840円	2,430～3,620円	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,430円、冬季にあつては7,550円とする 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する
1,050～1,770円	1,830～2,550円			
1,510～2,590円	2,290～3,370円	同 上	有	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき、夏季にあつては4,050円、冬季にあつては7,170円とする 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する
960～1,610円	1,740～2,390円			
2,030～3,050円	1,230円	第6条3項（市長は、公営上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	記載なし	結婚式、葬祭等で全館を使用する場合は、1日につき11,330円とするこの場合において、暖房を使用したときは、暖房料として6,140円を徴収する 調理用器具を使用した場合は、ガス料金の実費を徴収する
3時間～670～1,010円/h	3時間～410円/h			
790～1,240円	510円			
3時間～330～450円/h	3時間～200円/h			
670～1,010円	410円			
3時間～220～330円/h	3時間～200円/h			
1,240～1,920円	820円			
3時間～440～660円/h	3時間～300円/h			
1,460～2,250円	920円			
3時間～550～780円/h	3時間～300円/h			
2,030～3,050円	1,230円			
3時間～670～1,010円/h	3時間～410円/h			
790～1,240円	510円			
3時間～330～450円/h	3時間～200円/h			
4,860～7,460円	3,070円			
3時間～1,770～2,570円/h	3時間～1,110円/h			
大人（300円）	記載なし	第4条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる）別表摘要（市の区域内に住所を有する、60歳以上の物および生活保護法による被保護世帯に属する者は、無料とする）	記載なし	
小学生（100円）				
中学生以上の障害者（200円）				
母子家庭に属する者（200円）				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
恵山支所	総務使用料	恵山コミュニティセンター	日の浜町154	市民に集会、交流、研修、文化活動等の場を提供することにより、地域活動の促進を図り、もって市民の福祉の増進に資する	集会室	306.9
					研修室	87.6
					調理実習室	55.3
					和室A	23.2
					和室B	22.8
					全館	495.8
保健福祉部	民生使用料	総合福祉センター	若松町33-6	障害者、老人、母子及び寡婦、児童等に対して総合的に各種の福祉サービスを提供し、市民の福祉の増進を図る	1階会議室	42.5
					2階第1会議室	71.35
					2階第2会議室	57.23
					3階第1会議室	75.48
					3階第2会議室	48.5
					4階会議室	112.52
					多目的ホール	892.8
保健福祉部	民生使用料	療育・自立支援センター	湯川町2-39-26	心身に障害のある者およびその疑いのある者に対して自立した日常生活または社会生活を営むために必要な支援を総合的に提供することにより、その福祉の増進を図る		4,588.20
子ども未来部	民生使用料	桔梗福祉交流センター	桔梗4-1-18	児童、高齢者等の健康の増進および教養の向上を図り、ならびに地域における交流の場を提供し、もって児童、高齢者等の福祉の増進に資する	桔梗児童館遊戯室	162
					桔梗児童館児童集会室	33
					桔梗児童館地域交流室	28.5
					桔梗福祉の家集会室1	28.34
					桔梗福祉の家集会室2	41.5
					桔梗福祉の家作業室	25.2
子ども未来部	民生使用料	根崎生活館	根崎町556-2	市民の生活改善と文化の向上をはかり社会福祉の増進に寄与する	集会室	51.03
					研修室	28.35
					託児室	16.2
子ども未来部	民生使用料	花園保育園	花園町32-1	児童の健全なる育成と福祉を図る		756.55
		湯浜保育園	湯浜町14-2			475.2
		つつじ保育園	日の浜町172-8			629.79
		尾札部保育園	尾札部町824			684.01
		白尻保育園	白尻町603-1			604.44
子ども未来部	民生使用料	中島児童館	中島町30-8	児童の情操のかん養、文化財の提供及び生活指導の実施によって健康にして明朗な児童を育成する	児童集会室 集会室 和室	433.45
		湯川児童館	湯川町2-13-16			152.08
		西部児童館	入舟町6-17			401.54
		高盛児童館	高盛町17-10			167.76
		五稜児童館	白鳥町14-29			167.27
		宮前児童館	宮前町25-15			198.74
		人見児童館	人見町15-5			198.74
		日吉が丘児童館	日吉町2-34-5			202.31

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
3,900～14,100円	利用料金の5割に相当する額 ※全館を全日使用した時は、10,600円	第8条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的で、または入場料等を徴収する催物等で使用する場合は、使用料の額の20割に相当する額とする ただし、全館を全日使用するとき、42,400円とする
1,200～ 4,400円				
1,200～ 4,400円				
500～ 1,800円				
500～ 1,800円				
5,800～17,000円				
530～ 1,770円	40～130円	記載なし	有	
890～ 2,970円	70～230円			
720～ 2,400円	50～170円			
950～ 3,160円	70～240円			
610～ 2,030円	40～140円			
1,410～ 4,710円	110～370円			
11,240～37,470円	910～3,030円			
省 略	記載なし	第7条4項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、センターの利用に係る診断書の手数料を減免することができる）		
200円	200円/h	第9条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる）	記載なし	
200円	50円/h			
200円	50円/h			
200円	120円/h			
200円	120円/h			
500円	50円/h			
200～350円	実 費	第4条2項（市長は、特別の理由があると認めたものについては、使用料を減免することができる）	有	映画その他特別に電力を使用する場合の電力量は、別に納入しなければならない
150～250円				
150～250円				
省 略	記載なし			
200～350円 200～350円 150～250円	実 費	第7条2項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	記載なし	第3条2項（その他第2条の目的達成のために活動する関係団体の会議、市民の集会及び催し等に、市長の許可を受けて使用することができる） 映画その他特別に電気を使用した場合は、電気料の実費を徴収する

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
子ども未来部	民生使用料	人見児童館	人見町15-5	児童の情操のかん養、文化財の提供及び生活指導の実施によって健康にして明朗な児童を育成する	児童集会室 集会室 和室	198.74
		日吉が丘児童館	日吉町2-34-5			202.31
		大川児童館	大川町9-8			192.4
		谷地頭児童館	谷地頭町9-5			198.74
		東川児童館	東川町11-12			291.03
		上湯川児童館	上湯川町8-1			298.11
		本町児童館	本町36-15			231.86
		富岡児童館	富岡町1-49-27			297
		美原児童館	美原2-21-7			231.66
		湯浜児童館	湯浜町14-3			248.95
		深堀児童館	深堀町14-6			304.56
		鍛冶児童館	鍛冶2-20-5			326.21
		昭和児童館	昭和2-37-2			339.79
		旭丘児童館	旭岡町2-51-1			394.28
		山の手児童館	山の手3-4-7			405.08
		赤川児童館	赤川1-30-35			433.38
		亀田港児童館	亀田港町42-16			475.9
		神山児童館	神山町241-70			478.04
子ども未来部	民生使用料	古川母と子の家	古川町7-1	児童の健康を増進し情操を豊かにして明朗な児童の育成をはかるとともに母親の教養を高め地域社会の福祉の増進に寄与する	遊戯室	79
					研修室	19
					図書室	16
環境部	衛生使用料	日乃出いこいの家	日乃出町24-4	市民の健康の保持および環境衛生の向上に資するため、余熱利用の入浴施設を設置	浴場	370.73
保健福祉部	衛生使用料	函館市斎場	船見町27-1	火葬場	12歳以上の死体	
		戸井斎場	館町169-1		12歳未満の死体	
		楳法華斎場	絵紙山町27-2		死産児	
		南茅部斎場	尾札部町2457-1		上肢、下肢等身体の一部	
			2457-2、2459		胞衣産わい物	
			2460、2470、 2471、2473、			
保健福祉部	衛生使用料	市立函館保健所	五稜郭町23-1	記載なし	駐車場（施設使用者）	1,783
					駐車場 （施設使用者以外）	1,783

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
200～350円 200～350円 150～250円	実 費	第7条2項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	記載なし	第3条2項（その他第2条の目的達成のために活動する関係諸団体の会議、市民の集会及び催し等に、市長の許可を受けて使用することができる） 映画その他特別に電気を使用した場合は、電気料の実費を徴収する
200～350円 150～250円 150～250円	実 費	第5条2項（市長は特別の理由があると認めたものについては、使用料を減免することができる）	記載なし	第4条2項（市長は、第2条の目的を妨げない範囲において関係団体の集会及び催し等に使用させることができる） 映画その他特別に電力を使用する場合の電力料は、別に納入しなければならない
420円（12歳以上） 140円（6歳～11歳） 70円（6歳未満） 4,200円（回数券11枚つづり）	記載なし	第3条2項（市長は特別の理由があると認める者については、使用料を減免することができる）	有	物価統制令に基づく北海道における統制額が変更されたため、 H26.10.11から料金改定予定 12歳以上 420円→ 440円 6歳～11歳 140円→ 140円 6歳未満 70円→ 70円 回数券11枚つづり 4,200円→4,400円
14,000円/1体 8,500円/1体 4,000円/1体 2,500円/1件 1,000円/1個 /	記載なし	第4条2項（市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	第4条2項（市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる） 死亡の時、死産の時または使用の許可の時に、住民基本台帳法の規定に基づき市の住民基本台帳に記録されていない者の死体、死産児または身体の一部に係る使用の場合は、使用料の額の2倍とする
2時間まで無料 その後100円/30分 ※各種検診等事業の都合により2時間を超えた場合については無料	記載なし	第6条1項（市長は、貧困又は災害等により使用料、又は手数料又は実費を徴収し難いと認めたとき及び特別の事由があると認めたときは、減免することができる）	記載なし	午前2時までに退場しなかった場合における駐車場の使用料→当該時刻から午前7時までの間の使用料の額は、規定にかかわらず1,000円とする
200円（2時間まで） その後100円/30分	記載なし	第6条2項（市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる）		

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
保健福祉部	衛生使用料	総合保健センター	五稜郭町23-1	地域保健対策を総合的に推進する上で、市民の健康の保持および増進に関するサービスならびに健康に関する情報の提供を行い、その利用に供するための施設	【専用使用】	
					フィットネスルーム	288
					ストレッチルーム	107
					トレーニングルーム	196
					【個人使用】	
					フィットネスルーム	288
					トレーニングルーム	196
					運動に関する講座の受講	
					回数券 (11枚つづり)	
					弗化ソーダ塗布	
子ども未来部					B C G接種	
土木部 戸井支所 恵山支所 楳法華支所 南茅部支所	衛生使用料	船見町共同墓地	船見町23、26	この条例は、墓地の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする	【船見町・住吉町・戸倉町共同墓地】	99, 189
		住吉町共同墓地	住吉町16、17		1平方メートルまで	
		戸倉町共同墓地	戸倉町4		1平方メートルを超え 2平方メートルまで	
		鱒川町共同墓地	鱒川町204		2平方メートルを超え 4平方メートルまで	
		亀尾町共同墓地	亀尾町107		※1平方メートルまでごとに	
		東畑町共同墓地	東畑町125		【亀尾町・東畑町・石川共同墓地】	
		鉄山町共同墓地	鉄山町193-4		1平方メートルまで	
		亀田中野共同墓地	亀田中野町135-3		1平方メートルを超え 2平方メートルまで	
		石川共同墓地	石川町275		2平方メートルを超え 4平方メートルまで	
		小安共同墓地	小安町563-1		※1平方メートルまでごとに	
		釜谷共同墓地	釜谷町555-1 556-5、557、 558-2、559		【鱒川町・鉄山町 共同墓地】	
		沙首共同墓地	沙首町608-2 613、613-2		1平方メートルまで	
		瀬田来共同墓地	瀬田来町308		1平方メートルを超え 2平方メートルまで	
		館町共同墓地	館町144-8、154-1		2平方メートルを超え 4平方メートルまで	
		新二見共同墓地	新二見町78		※1平方メートルまでごとに	
		原木共同墓地	原木町130		【亀田中野共同墓地】	
		日浦共同墓地	日浦町137		1平方メートルまで	
		豊浦共同墓地	豊浦町180-1、229		1平方メートルを超え 2平方メートルまで	
		女那川共同墓地	女那川町2-5、2-10、2-26、5-3、225-1		2平方メートルを超え 4平方メートルまで	
		日ノ浜共同墓地	日ノ浜町103-1 103-3、104-1		※1平方メートルまでごとに	
		恵山共同墓地	恵山町376-1、383、 383-1		使用区画1区画につき ※1区画は3.3㎡とする	

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
1,350～1,570円	記載なし	第7条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	記載なし	第4条の2（市の区域内に住所を有する18歳以上の者、その者で構成する団体で健康の保持および増進を目的とするものが使用できる） 2以上の時間区分にわたって使用する場合は、当該使用に係る時間区分の使用料の額を合算した額とする 専用使用の場合で、許可を受けた時間区分を超えて使用したときは、超過時間1時間につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の使用料の額の5割に相当する額を徴収する
490～ 570円				
4,000～4,660円				
400円				
400円				
400円				
4,000円				
570円/1回				
320円/1回				
2,000円/㎡	記載なし	第11条1項（公の救助を受け又は貧困のため墓地使用料納付の資力のない者に対して市長は、これを減免することができる）	記載なし	墓地の使用権の承継については、民法第897条の規定の例による 墓地の掃除、修理等はすべて使用者がこれをしなければならない。使用者が前記の施行を怠ったときは、市においてこれを施行し、その費用を徴収することがある
6,000円/㎡				
5,000円/㎡				
1,000円/㎡				
4,000円/㎡				
3,000円/㎡				
500円/㎡				
2,000円/㎡				
2,000円/㎡				
6,600円/区画				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)	
土木部 戸井支所 恵山支所 楸法華支所 南茅部支所	衛生使用料	楸法華共同墓地	新八幡町113、125-2	この条例は、墓地の設置及び管理について、必要な事項を定めることを目的とする	【小安・釜谷・汐首・瀬田来・館町・新二見・原木共同墓地】	小安 2,919 釜谷 2,727 汐首 3,357 瀬田来 874 館町 4,974 新二見 970 原木 637	
		古部共同墓地	古部町272、272-2		甲種		
		ボン木直共同墓地	木直町734-2、735-2、739-4		乙種		
		木直第1共同墓地	木直町991-2、992、992-2		【日浦・豊浦・女那川・日ノ浜・恵山共同墓地】	日浦 1,437 豊浦 3,087 女那川 4,302 日ノ浜 4,258 恵山 4,321	
		木直第2共同墓地	木直町983、989、990				
		見日共同墓地	尾札部町1424				
		尾札部共同墓地	尾札部町1956、1957、1968-1		【楸法華共同墓地】		
		川汲共同墓地	川汲町1366-1、1366-3、1367		～3.3㎡	1,778.70	
					3.3㎡～4㎡	512.00	
					【古部、ボン木直・木直第1墓地】	古部 1,506 ボン木直 1,156	
		川汲霊園	川汲町1369		【見日・尾札部・川汲・安浦墓地】	木直第1 1,807 木直第2 712	
		安浦共同墓地	安浦町188-2、200-1、200-2、201-1、202-1、203-3		【大船・磯谷共同墓地】	見日 1,986	
					※4㎡以内	尾札部 5,716	
					【木直第2共同墓地】	川汲共同 4,414	
		白尻霊園	白尻町391-1		※4㎡以内	川汲霊園 5,065	
					【川汲・白尻・大船霊園】	安浦 2,035	
					※4㎡以内	白尻 6,401	
		大船霊園	大船町388-1			大船霊園 4,011	
		大船共同墓地	大船町588、589			大船共同 3,200	
		磯谷共同墓地	岩戸町205～207			磯谷1,229	
経済部	労働使用料	勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館)	大森町2-14	勤労者に心身の健康の維持のための施設等を提供することにより、勤労者の福祉の充実および勤労意欲の向上を図り、もって雇用の安定に資する	【基本使用料】	1,462	
					・専用使用		
					アリーナ（アマチュアのスポーツに使用する場合）		
					アリーナ（アマチュアのスポーツ以外に使用する場合）		

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
200円／区画				
5,000円／区画				
5,000円／区画				
20,000円／区画				
5,000円／区画				
10,000円／区画				
50,000円／区画				
3,440～5,120円 （入場料等を徴収 しない場合）	1月4日から4月30 日までの日および11 月1日から12月30日 までの日における専 用使用の場合は、使 用料の額の5割増し の額とする	第8条4項（市長 は、公益上その他特 に必要があると認め るときは、使用料を 減免することができ る） 第9条1項（市長 は、必要があると認 めるときは、駐車場 使用料を減免するこ とができる）	有	センターを使用することができるものは、市の区域内に住所を 有する勤労者（勤労者であった者を含む。）および市の区域内に 住所を有しない勤労者で市の区域内に存する事務所または事業所 に勤務するもの、およびその者で構成する団体、家族とする 市長は、事業の実施に支障がないと認めるときは、上記に規定 するもの以外のものに使用させることができる。
16,800～25,920円 （入場料等を徴収 する場合）				
16,800～25,920円 （入場料等を徴収 しない場合）				
34,320～51,120円 （入場料等を徴収 する場合）				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
経済部	労働使用料	勤労者総合福祉センター (サン・リフレ函館)	大森町2-14	勤労者に心身の健康の維持のための施設等を提供することにより、勤労者の福祉の充実および勤労意欲の向上を図り、もって雇用の安定に資する	軽体育室	176
					大会議室	144
					中会議室	72
					小会議室	54
					視聴覚室	94
					音楽室	74
					工芸実習室	125
					和室研修室	58
					・個人使用	
					アリーナ、軽体育室、和室研修室	
					【回数券による個人使用の使用料】	
					アリーナ、軽体育室、和室研修室	
					【駐車場】	2,774
					施設使用者	
					施設使用者以外	
農林水産部	農林水産使用料	漁村センター	志海苔町269	漁民の生活改善および生産活動の向上に資する	集会室	160
					漁業研修室	80
					老人室	32
					調理実習室	80
農林水産部	農林水産使用料	空港ふれあい菜園	高松町105番地内	市民が農業に親しみ、生産の喜びを味わうことができるよう、園芸作物の栽培のための場を提供し、もって市民の余暇生活の充実に資する		
経済部	商工使用料	産業支援センター	桔梗町379-32	高度な技術を有する研究開発型企業および新規事業を展開する企業を育成し、もって特色ある企業の創出と地域産業の発展に資する	【入居施設】 (各1室あたり)	
					インキュベータールーム	49.8
					インキュベーターファクトリー	96.89
					【開放施設】	
					マルチメディアルーム	86.4
					デザイン開発室	83

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
400～ 560円	1月4日から4月30日までの日および11月1日から12月30日までの日における専用使用の場合は、使用料の額の5割増しの額とする	第8条4項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる） 第9条1項（市長は、必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる）	有	センターを使用することができるものは、市の区域内に住所を有する勤労者（勤労者であった者を含む。）および市の区域内に住所を有しない勤労者で市の区域内に存する事務所または事業所に勤務するもの、およびその者で構成する団体、家族とする 市長は、事業の実施に支障がないと認めるときは、上記に規定するもの以外のものに使用させることができる。
1,920～2,800円				
960～1,440円				
720～1,040円				
1,280～1,840円				
1,040～1,440円				
1,680～2,480円				
1,120～1,760円				
100円（一般）				
80円（高校生）				
50円（小・中学生）				
1,000円（一般）				
800円（高校生）				
500円（小・中学生）				
2時間まで無料 その後100円/30分	実 費	第7条（市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	センターを使用できる者は、市内に住所を有する漁民およびその家族（使用料は無料）、その他市長が特に認める者とする
2時間まで200円 その後100円/30分				
1,000～3,000円				
400～1,200円				
200～ 600円	記載なし	第8条2項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	菜園を使用できるものは、市の区域内に住所を有するもの、その者で構成する団体
500～1,400円				
10,000円/1年度 1区画（50㎡）	記載なし	第10条5項（市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	入居施設の使用料の額は、使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする 入居施設の使用の許可の期間の始期または終期が月の中途である場合は、当該月の使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる マルチメディアルームおよび開放施設の付属設備を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合の使用料の額は、使用料の額を2倍にした額に100分の108を乗じて得た額とする
90,000円/1室1月				
50,000円/1室1月				
500円/1h				
無料				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
経済部	商工使用料	産業支援センター	桔梗町379-32	高度な技術を有する研究開発型企業および新規事業を展開する企業を育成し、もって特色ある企業の創出と地域産業の発展に資する	【開放施設の付属設備】	
					プレゼンテーションシステム	
					音声装置のみ使用の場合	
					2次元映像制作システム	
					3次元映像制作システム	
					ホームページ制作システム	
					映像デジタル化システム	
					アナログ編集システム	
					カラープリンター (昇華型熱転写方式)	
					カラープリンター (インクジェット方式)	
					ページプリンター	
					プロッター	
観光部	商工使用料	写真歴史館	元町12-18	歴史的建造物を保存し、および活用して、箱館開港がもたらした写真文化の歴史を広く市民および観光客に伝え、もって本市の文化の向上と観光の振興に資する	【個人】	169.93
					一般	
					学生・生徒・児童	
					【15人以上の団体】	
					一般	
					学生	
楯法華支所	商工使用料	灯台資料館	恵山岬町80-9	灯台の果たしている役割としくみに関する資料を展示し、およびその歴史と文化を広く市民および観光客に伝え、もって本市の文化の向上と観光の振興に資する	個人	711.34
					10人以上の団体	
					学生・生徒・児童	
					10人以上の団体	
土木部 教育委員会 市民部	土木使用料	公園		記載なし	業としての写真の撮影	
					業としての映画の撮影	
					興行	
					博覧会、展示会その他これらに類する催しのための使用	
					競技会、集会その他これらに類する催しのための使用	

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
4,300円/使用許可 1回につき	記載なし	第10条5項（市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	入居施設の使用料の額は、使用料の額に100分の108を乗じて得た額とする 入居施設の使用の許可の期間の始期または終期が月の中途である場合は、当該月の使用料の額は、日割りにより計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる マルチメディアルームおよび開放施設の付属設備を商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は使用料の額は、使用料の額を2倍にした額に100分の108を乗じて得た額とする
1,270円/使用許可 1回につき				
230円/1h				
230円/1h				
230円/1h				
700円/1h				
550円/1h				
80円/使用許可 1回につき				
30円/使用許可 1回につき				
30円/使用許可 1回につき				
30円/使用許可 1回につき				
200円	記載なし	規定なし	有	小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする
100円				
160円/1人				
80円/1人				
400円	記載なし	記載なし	有	小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする
300円/1人につき				
200円				
150円/1人につき	記載なし	第22条1項（市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる） 第22条2項（指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる）	有	
1,700円/写真機 1台1月				
170円/写真機 1台1日				
8,500円/1日				
35円/1㎡ 1日				
35円/1㎡ 1日				
170～900円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
土木部 教育委員会 市民部	土木使用料	公園		記載なし	【千代台公園野球場】	23,400
					※入場料を徴収する場合	
					職業	
					一般	31,200
					学生・生徒・児童	
					【千代台公園陸上競技場】	
					※入場料を徴収する場合	31,200
					・専用使用	
					・個人使用	
					一般	
					回数券（1日券11枚綴り）	
					高校生	
					回数券（1日券11枚綴り）	
					高校生を除く児童	
					回数券（1日券11枚綴り）	

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
40,000円/1日 ※入場料の総収入 の100分の15に 相当する額	記載なし	第22条1項（市長 は、公益上その他特 別の理由があると認 めるときは、使用料 又は占用料の全部又 は一部を減免するこ とができる） 第22条2項（指定 管理者は、特に必要 と認める場合におい て、あらかじめ市長 の承認を受けて定め るところにより、利 用料金を減免するこ とができる）	有	
24,000円/半日 ※入場料の総収入 の100分の9に 相当する額				
4,400円/1h				
20,000円/1日 ※入場料の最高額 の110人分に 相当する額				
12,000円/半日 ※入場料の最高額 の70人分に 相当する額				
2,200円/1h				
10,000円/1日 ※入場料の最高額 の80人分に 相当する額				
6,000円/半日 ※入場料の最高額 の50人分に 相当する額				
1,100円/1h				
20,000円/1日 ※入場料の最高額 の150人分に 相当する額				
12,000円/半日 ※入場料の最高額 の90人分に 相当する額				
200円/1日				
2,000円				
100円/1日				
1,000円				
50円/1日				
500円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
土木部 教育委員会 市民部	土木使用料	公園		記載なし	【根崎公園ラグビー場】	
					※入場料を徴収する場合 一般	20,400
					学生・生徒・児童	
					【新川公園野球場】	8,158
					【根崎公園野球場】	12,100
					【根崎公園アーチェリー場】	
					・専用使用	4,140
					・個人使用	
					一般	
					学生・生徒・児童	
					【千代台公園弓道場】	
					・専用使用	512
					・個人使用	
					一般	
					学生・生徒・児童	
					【千代台公園庭球場】	
					・人工芝のコート	12,900
					一般	
					学生・生徒・児童	
					・クラブハウス	
					大会運営室	
					シャワー室	
					放送施設一式	
					【見晴公園園亭】	143
					【梁川公園動力式 ゴーカート】	7,752
					【空港緑地志海苔ふれあい広場パーク ゴルフ場】	
					一般（学生含む）	14,000
					生徒・児童	
					共通シーズン券で使用する者	

資料2-2

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
4,500円/1日 ※入場料の最高額 の90人分に 相当する額	記載なし	第22条1項（市長 は、公益上その他特 別の理由があると認 めるときは、使用料 又は占用料の全部又 は一部を減免するこ とができる） 第22条2項（指定 管理者は、特に必要 と認める場合におい て、あらかじめ市長 の承認を受けて定め るところにより、利 用料金を減免するこ とができる）	有	
2,700円/半日				
1,800円/1日 ※入場料の最高額 の60人分に 相当する額				
1,050円/半日				
1,200円/1日				
120円/1h				
1,200円/1日				
120円/1h				
3,000円/1日				
150円/1回				
110円/1回				
3,000円/1日				
150円/1回				
110円/1回				
600～900円/1面 1h				
300～450円/1面 1h				
1,000円	500円			
100円/1人 1回につき	記載なし			
2,500円				
750円/1日				
1台1周につき 60円				
300円/1日				
150円/1日				
10,000円/1シーズン				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
土木部 教育委員会 市民部	土木使用料	公園		記載なし	【昭和公園庭球場】	
					人工芝のコート	1,600
					一般	
					学生・生徒・児童	
					【昭和公園多目的広場証明施設】	
					一般	12,600
					学生・生徒・児童	
					【すずらの丘公園パークゴルフ場】	
					一般（学生を含む）	61,964
					生徒・児童	
					共通シブソ券で使用する者	
					【市民の森駐車場・千代台公園駐車場】	
					・市民の森駐車場	3,600
					普通自動車 (定員11人以上)	
					普通自動車 (定員10人以下)	
					小型・軽自動車	
					・千代台公園駐車場	5,900
					施設使用者	
					普通自動車（定員10人 以下に限る）	
					施設使用者以外	
					普通自動車（定員10人 以下に限る）	
					【白石公園はこだてオートキャンプ場】	
					・キャンピングカーサイト	51,000
					・スタンダードカーサイト	
					・フリーテントサイト	
					・キャビンサイト	
					6人用	
					4人用	
					・シャワー室	
					・コインランドリー	
					洗濯機	
					乾燥機	

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
600～900円/1面 1h				
300～450円/1面 1h				
700円/全面 1h				
350円/半面 1h				
350円/全面 1h				
180円/半面 1h				
400円/1日				
200円/1日				
10,000円/1シーズン				
1,000円/1日1回				
200円/1日1回				
200円/1日1回				
記載なし/2時間	記載なし	第22条1項（市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料又は占用料の全部又は一部を減免することができる） 第22条2項（指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる）	有	
100円/その後 30分毎				
200円/2時間				
100円/その後 30分毎				
6,000円/1区画1泊				
2,500円/1区画1日				
5,000円/1区画1泊				
2,000円/1区画1日				
2,500円/テント1張 1泊				テント1張の使用人数が5人をこえるときは、5人を超える人数1人につき500円を加算する
1,000円/1日				テント1張の使用人数が5人をこえるときは、5人を超える人数1人につき200円を加算する
14,000円/1泊				
10,000円/1泊				
100円/1回				
200円/1回				
100円/1回				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
					【白石公園パークゴルフ場】	
					一般（学生を含む）	20,200
					生徒・児童	
					共通シーズン券で使用する者	
					【千代台公園野球場】	
					※入場料を徴収する場合 広告（ファクトライト）に面したフェンスのうち市長が指定する箇所）	23,400
土木部	土木使用料	熱帯植物園	湯川町3-1-15	市民に熱帯植物等に親しむ場と憩いの場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	店舗（野球場内）	17
					一般	11,700
					20人以上の団体	
					小学生・中学生	
					20人以上の団体	
					バッテリーカーの使用	
土木部	土木使用料	戸井ウォーターパーク	原木町281、285-1、309-1、327-1ほか	市民に憩いの場とレクリエーションに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	【コテージ】	
					宿泊 大人	20,200
					小人	
					休憩	
					【オートキャンプ場】	
					スタンダードカーサイト	20,200
					フリーテントサイト	
					コインランドリー	
					【温泉保養センター】 ※入浴する場合に限る	
					大人	9,400
					回数券（11回券）	
					中人	
					回数券（11回券）	
					小人	
					回数券（11回券）	
					【温泉保養センター】 ※大広間または和室を専用使用する場合に限る	
					大広間	9,400
					和室（1室分）	
					和室（2室分）	

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
				市の区域内の学校に在学する生徒（高校、特別支援学校の高等部及び専修学校に在学する者を除く。以下同じ）
400円/1日				
200円/1日				もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住する者の白石公園パークゴルフ場の使用は、無料とする
10,000円/1シーズン				
30,000円/1箇所 （高さ1.4m、 幅6m） 当たり1年につき				
120円/1㎡1日				
300円				
240円/1人につき				
100円	別表摘要（小学校 就学前の者その他市 長が特に認める者 は、無料とする）	記載なし	有	
80円/1人につき				
50円/1台 1回につき				
4,620円4/一泊				
3,360円/一泊				
3,150円/1室				
5,250円/1区画 1泊				
2,100円/1区画 1日				
2,625円/1区画 1泊				スタンダードカーサイト→使用人数が5人を超えるときは、5人を超える人数1人につき1区画1泊については人数1人につき1,050円を、1区画1日については人数1人につき315円を加算する
1,050円/1区画 1日				
300円/1回				フリーテントサイト→使用人数が5人を超えるときは、5人を超える人数1人につき1区画1泊については人数1人につき525円を、1区画1日については人数1人につき105円を加算する
	記載なし	第7条3項（指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる）	有	
360円				
3,600円				温泉保養センター入浴料→市の区域内に住所を有する、65歳以上の者、身体障害者福祉法第15条1項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者で、その障害の級が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級から3級に該当する者、厚生労働大臣の定める療育手帳の交付を受けている者または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条1項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に係る利用料金の額は、1回50円とする
150円				
1,500円				
80円				
800円				
5,250円				
2,100円				
4,200円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積（㎡）
恵山支所	土木使用料	恵山海浜公園	日の浜町22-1、24-1、24-3、24-4、31-1、31-2、219-1、219-2、220-1、220-2	市民に憩いの場とレクリエーションに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	【多目的広場】	387.5
					【キャンプ場】	3,270
					2人以下用	
					3人以上用	
					【なとわ・えさん交流センター】	
					イベントスペース	128.5
					屋上	331.5
		シャワー室	6.02			
土木部	土木使用料	恵山シーサイドパークゴルフ場	高岱町59-1、65、66-2、68-4	市民に憩いの場とスポーツに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	一般（高校生及び学生を含む）	32,000
					シーズン券を使用する者	
					共通シーズン券を使用する者	
教育委員会	土木使用料	南茅部ふるさと文化公園	尾札部町1589、1590-1、1595～1600、1601-1、1603-2、1604～1607、1616-1、1616-4、1618	市民に憩いの場とレクリエーションやスポーツに親しむ場を提供し、もって市民の福祉の増進に資する	野外ステージを商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合	324
土木部	土木使用料	東山墓園	東山町地内	この条例は、函館市の墓園の設置および管理について必要な事項を定めることを目的とする	【墓地】	
					4平方メートル	71,663
					5平方メートル（納骨室付き）	
					6平方メートル	
					8平方メートル	
					12平方メートル	
					※市の区域内に住所を有しない者については、5割増しの使用料を徴収する	
					【墓園管理料】	
					1平方メートルにつき	71,663
					【臨時使用料】	
					工事	71,663

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
2,000円/1日	記載なし	第7条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	
300円/1張1泊				
500円/1張1泊				
2,000円/1日				
2,000円/1日				
200円/1回				
300円/1日	記載なし	第4条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	共通シーズン券とは、当該券を発行する年度のパークゴルフ場ならびに函館市都市公園条例に規定する空港緑地志海苔ふれあい広場・すずらの丘公園・白石公園パークゴルフ場の供用期間中に限り、記名の者がこれらの施設を使用することができる券をいい、1シーズンとは、当該券を発行する年度の供用期間をいう 小学校就学前の者、児童、生徒および市の区域内に住所を有する70歳以上の者は、無料とする
7,000円/1シーズン				
10,000円/1シーズン				
4,725～15,750円	記載なし	第7条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、同上第1項ただし書の使用料を減免することができる）	有	第7条1項（文化公園の施設の使用料は、無料とする。ただし、野外ステージを商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、使用料を前納しなければならない） 使用者が入場料等を徴収する場合において、当該徴収した入場料等の合計額の1割に相当する額がこの表の規定による使用料の額を超えるときは、当該1割に相当する額とする
	記載なし	第8条3項（市長は、同条1項の管理料を、特に必要と認めるときは、減免することができる）	有	墓園→墓地およびその周囲の緑地ならびに墓園内に設ける施設をいう
167,600円				墓地→墳墓を設け、または碑石、形像類およびこれらに付属するものを建設するため墓地として市長が指定した区域
329,200円				墳墓→焼骨を埋蔵する施設
377,200円				墓地を使用しようとする者は、市の区域内に住所を有する者でなければならない
586,800円				ただし、市長が特別の事由があると認めた者については、この限りではない
1,006,000円				墓地の使用権は、他人に譲渡し、または転貸することはできない
				墓地の使用権は、相続人または親族等で祭祀をつかさどる者に限り、市長の許可を得てこれを承継することができる
				市長は、前記の許可をしたときは、承継許可証を交付するものとする
800円/年				墓地の使用者が次の項目に該当する場合は、市の区域内に住所を有する者を代理人に選定し、市長に届けなければならない
60円/1日1㎡				1. 市以外の区域に住所を有する者であるとき 2. 市以外の区域に住所を変更したとき この場合、代理人は墓地の使用者に代わり義務を負うものとする 使用者が死亡し、相続人または親族等で祭祀をつかさどる者がいないとき、又は使用者の住所が10年以上明らかでないときは、墓地の使用権は消滅する

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	戸井生涯学習センター 戸井総合学習センター 極法華総合センター 南茅部総合センター	浜町33-2 浜町308-1 新浜町156-1 川汲町1520-4	市民に生涯学習に関する活動その他地域における集会等の場を提供し、もって市民の生涯学習活動の振興に資する	【戸井生涯学習センター】	
					講堂	224
					研修室A	34
					研修室B	28
					研修室C	102
					茶室	34
					調理実習室	45
					工房	34
					【戸井総合学習センター】	
					大会議室	496
					小会議室	59
					研修室	53
					研修会議室	245
					青年研修室	58
					調理実習室	58
					【極法華総合センター】	
					大ホール	440
					大ホールステージ設備	100
					第1研修室	47
					第2研修室	56
					第3研修室	37
					会議室	45
					調理実習室	90
					視聴覚室	45
					プレイルーム	34
					控室	23
					全館（結婚式、葬祭等で使用する場合に限る）	917
					【南茅部総合センター】	
					講堂	377
					第1会議室	36
					第2会議室（視聴覚室）	36
					第1研修室	61
					第2研修室	89
					調理室	73
教育委員会	教育使用料	公民館 亀田公民館 戸井公民館	青柳町12-17 富岡町1-18-3 浜町290-1	社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定に基づき、市民のために實際生活に即する教育、学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する	【公民館】	
					講堂	354
					第1集会室	60
					第2集会室	58
					第3集会室	29
					【亀田公民館】	
					講堂	159
					第1集会室	33
					第2集会室	40
					第3集会室	53
					調理室	40
					【戸井公民館】	
					講堂	184
					和室	34
					第1研修室	50
					第2研修室	29
					実習室	29

資料2-34

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考			
4,200～ 7,090円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと	第6条3項（市長 は、公益上その他特 に必要があると認め るときは、使用料を 減免することができる）		商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、使用料 の額の5割増しの額とする			
1,050～ 1,770円							
1,050～ 1,770円							
2,100～ 3,540円							
1,050～ 1,770円							
3,150～ 5,320円							
3,150～ 5,320円							
	11/1～4/30までの 日にあつては、使用 料の額の2割増しの 額とする				商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、使用料 の額の5割増しの額とする		
5,250～ 8,870円							
3,150～ 5,320円							
2,100～ 3,540円							
4,200～ 7,090円							
1,050～ 1,770円							
3,150～ 5,320円							
	使用料の額の3割 に相当する額を徴収					商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、使用料 の額の5割増しの額とする	
2,060～ 3,090円							
1,030～ 1,550円							
1,030～ 1,550円							
1,550～ 2,320円							
1,240～ 1,850円							
820～ 1,240円							
1,030～ 1,550円							
820～ 1,240円							
520～ 770円							
820～ 1,240円							
15,400円/日				商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合は、使用料 の額の5割増しの額とする			
3,090～12,360円	1,030円/1h						
1,230～ 4,530円	300円/1h						
1,230～ 4,530円							
1,230～ 4,530円							
1,230～ 4,530円							
1,440～ 6,180円							
600～ 1,200円	使用料の5割に相 当する額を徴収備付 物件以外の電気器具 その他の機械器具を 使用したときは、電 気料等の実費を徴収	第8条2項（使用料 について市長が特に 認めるときは、減免 することができる）					
380～ 750円							
380～ 750円							
150～ 380円							
240～ 480円							
180～ 360円							
360～ 660円							
360～ 660円							
240～ 480円							
	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと 備付物件以外の電 気器具その他の機械 器具を使用したとき は、電気料等の実費 を徴収				第8条2項（使用料 について市長が特に 認めるときは、減免 することができる）		
950～ 1,610円							
150～ 270円							
260～ 450円							
150～ 260円							
300～ 510円							

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積（㎡）
教育委員会	教育使用料	中央図書館	五稜郭町26-1	図書館法第10条の規定に基づき市に図書館を設置する	視聴覚ホール	211
					大研修室	105
					中研修室	51
					小研修室	30
		千歳図書室 港図書室 湯川図書室 旭岡図書室 美原図書室 桔梗配本所	千歳町15-10 港町2-7-1 湯川町2-40-13 旭岡町2-51-12 美原1-26-12 桔梗4-1-18		駐車場	施設使用者 それ以外
教育委員会	教育使用料	市立函館博物館	青柳町17-1	博物法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、市に歴史、芸術、民族、産業、自然科学に関する資料を総合的な立場から扱う博物館を設置する	一般	2,502
					10人以上の団体	
					学生・生徒・児童	
					10人以上の団体	
教育委員会	教育使用料	北洋資料館	五稜郭町37-8	北洋漁業に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用に供する	一般	665
					10人以上の団体	
					学生・生徒・児童	
					10人以上の団体	
教育委員会	教育使用料	青少年研修センター	谷地頭町5-14	団体宿泊研修その他団体活動を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民の生涯学習活動の推進に資する	【団体宿泊研修による使用料】	
					児童及び中学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者、引率者含む）	382
					高校生及び学生ならびにこれらの者に準ずる者（指導者、引率者含む）	
					勤労青少年およびこれに準ずる者（指導者または引率者含む）	
					その他の者	
					【団体宿泊研修以外の使用料】	
					体育館	445
					大研修室	126
					中研修室	54
					小研修室	35
					和室	58
教育委員会	教育使用料	青年センター	千代台町27-5	青少年の教養の向上、健康の増進ならびに情操の純化をはかるため	体育館	540
					第1クラブ室	59
					第2クラブ室	84
					会議室	46
					和室	46
					音楽視聴覚室	
					調理実習室（ガス、水道および備付器具の使用料含む）	44

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
4,000～7,000円 1,200～2,100円 600～1,100円 300～600円 2h無料～100円/30分 200円/2h～同上	記載なし	第13条4項及び14条2項（市長が公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	無	
100円 80円/1人につき 50円 40円/1人につき	記載なし	第5条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、入館料を減免することができる）	無	小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする。日曜日における入館料は無料とする
100円 80円/1人につき 50円 40円/1人につき	記載なし	記載なし	有	小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする
200円/1人1泊 400円/1人1泊 400円/1人1泊 1,000円/1人1泊 2,000円 600円 300円 200円 300円	11/1～4/30までの期間は、使用料の5割に相当する額を加算する	第8条2項（市長は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	
2,500～5,000円 700～1,000円 400～500円 800～1,300円 600～900円 300～500円 1,500～2,000円	1,750～2,000円 120～140円 70～80円 150～170円 110～120円 60円 110～120円	第8条3項（市長は、青少年の健全育成その他公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	市に在住又は在勤する勤労青少年の使用料は無料とする 特設電力料および臨時電灯料については、実費を徴収する

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	亀田青少年会館 戸井青少年会館 南茅部青少年会館	亀田本町19-21 釜谷町755 安浦町302	青少年の教養の向上および健康の増進を図り、ならびに豊かな情操を養い、もって青少年の健全な育成に資する	【亀田青少年会館】	
					体育室	286
					研修室	64
					【戸井青少年会館】	
					体育室	232
					第1集会室	20
					第2集会室	20
					第3集会室	20
					研修室	138
					調理室	15
教育委員会	教育使用料	市民会館	湯川町1-32-1	市民の文化活動および集会等の用に供するため	大ホール	3,719
					小ホール	342
					楽屋 1号	48
					楽屋 2号	48
					楽屋 3号	24
					楽屋 5号	24
					楽屋 6号	88
					大会議室	276
					小会議室 1号	72
					小会議室 2号	72
					和室	45
					展示室	360
教育委員会	教育使用料	芸術ホール (ハーモニー五稜郭)	五稜郭町37-8	市民に芸術文化に関する活動の場を提供し、もって本市の芸術文化の振興に寄与するため	ホール	1,331
					楽屋 1号	56
					楽屋 2号	11
					楽屋 3号	14
					会議室	56
					ギャラリー	400
					リハーサル室	182
					練習室 1号	27
					練習室 2号	20
					録音調整室	10
					駐車場	施設使用者
						それ以外
教育委員会	教育使用料	箱館奉行所	五稜郭町44-3	復元した箱館奉行所庁舎を活用して、特別史跡五稜郭跡の歴史を広く市民等に伝えとともに、その利用に供し、もって本市の文化の向上と教育の発展に資するため	【一般】	979
					個人	
					学生	
					【20人以上の団体】	
					個人	
					学生	

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
720～ 2,400円	240～ 720円	第9条3項（市長は、青少年の健全育成その他公益上必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	市に在住または在勤する勤労青少年ならびに児童、生徒、学生又はそれ以外の者で青少年会館の目的に沿った会議または集会等を行う者の使用料は無料とする
360～ 1,200円	120～ 360円		無	
1,440～ 2,200円	200円/ストーブ1台 ※時間区分ごと			
110～ 210円				
110～ 210円				
110～ 210円				
960～ 1,630円				
180～ 310円				
16,800～86,400円	基本使用料の5割に相当する額を徴収。時間区分の欄に掲げる全日の使用の場合は、午前・午後および夜間の各時間区分の基本使用料を合計した額を基本使用料とみなし、第5項の規定による超過時間に係る使用料は基本使用料とみなす	第6条4項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的として使用する場合は、基本使用料の10割増しとする 練習等のため、舞台のみを使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の基本使用料の5割に相当する額とする 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、1人1回の入場に係る入場料について次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額と基本使用料の合計額とする (1)2,000円～3,000円 15割 (2)3,001円～4,000円 20割 (3)4,001円～5,000円 25割 (4)5,001円～ 30割 入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する
4,800～18,720円				
600～ 1,680円				
600～ 1,680円				
360～ 1,200円				
360～ 1,200円				
1,200～ 3,600円				
3,600～10,080円				
1,080～ 3,360円				
1,080～ 3,360円				
1,080～ 3,360円				
4,560～14,400円				
15,000～76,800円	基本使用料の額（ホールは平日の基本使用料の額）の5割に相当する額を徴収。時間区分の欄に掲げる全日使用の場合は、午前・午後および夜間の各時間区分の基本使用料を合計した額を基本使用料とみなし、第5項の規定による超過時間に係る使用料は基本使用料とみなす	第6条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは減免することができる）	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的として使用する場合は、基本使用料の20割増しとする 練習等のため、ホールの舞台のみを使用する場合の使用料は、当該使用に係る時間区分の基本使用料の5割に相当する額とする 使用者が入場料を徴収する場合の使用料は、1人1回の入場に係る入場料について次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を基本使用料に乗じて得た額と基本使用料の合計額とする (1)2,001円～3,000円 25割 (2)3,001円～4,000円 30割 (3)4,001円～5,000円 35割 (4)5,001円～ 40割 入場料の額が2種類以上定められている場合は、その最高額を基準として使用料を算定する
720～ 2,020円				
190～ 640円				
490～ 1,240円				
750～ 2,100円				
5,070～16,000円				
2,550～ 9,960円				
1,200～ 5,460円				
800～ 3,420円				
2,000～ 4,000円				
2h無料～100円/30分	記載なし	第7条3項（市長は、必要があると認めるときは減免することができる）		
200円/1h～同上				
	記載なし	別表5摘要（小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする）	有	
500円				
250円				
400円/1人				
200円/1人				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	青柳市民庭球場	青柳町10	記載なし	一般/学生	2,380
		日吉市民庭球場	日吉町4-7		一般/学生	3,864
		南茅部市民庭球場	白尻町327-3		市の区域外に住所を有する者	3,562
教育委員会	教育使用料	日吉サッカー場	日吉町4-7	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与するため	芝コート	18,118
					クレーコート	
					会議室	
					シャワー室	
教育委員会	教育使用料	西桔梗野球場	西桔梗町252-27	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与するため	野球場	10,600
教育委員会	教育使用料	市民プール	千代台町22-25	市民の心身の健全な発達とスポーツ活動の普及、振興を図るため	一般（回数券4,200円/11枚）	6,701
					上記50人以上の責任者有団体	
					高校生（回数券2,400円/11枚）	
					上記50人以上の責任者有団体	
					小中学生（回数券1,200円/11枚）	
					上記50人以上の責任者有団体	
					幼児（回数券500円/11枚）	
					上記50人以上の責任者有団体	
教育委員会	教育使用料	市民体育館	湯川町1-32-2	市民の体育活動及び催物等の用に供するため	競技場（専用使用）	7,424
					第1体育室（専用使用）	
					第2体育室（専用使用）	
					第3体育室（専用使用）	
					第4体育室（専用使用）	
					第1会議室（専用使用）	
					第2会議室（専用使用）	
					第3会議室（専用使用）	
					競技場等個人使用/回数券（一般）	
					競技場等個人使用/回数券（高校生）	
					競技場等個人使用/回数券（小中生）	
					駐車場	施設使用者
						それ以外

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
150円/80円/1面1h	記載なし	第8条（市長において特別の事情があると認めるものについて減免することができる）	無	
同上			有	
1,030円/1面1h			有	
一般2,000円/1h	記載なし	第6条2項（市長は公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる）	有	
生徒1,000円/1h				
一般1,000円/1h				
生徒500円/1h				
200円/1h				
100円/1人1回				
一般800円/h 7,000円/昼間	記載なし	第7条2項（市長は公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる）	有	
学生400円/h 3,500円/昼間				
420円/2h～ 220円/h	記載なし	第3条2項（市長は、特に必要と認めるときは使用料を減免することができる）	有	市の区域内に居住する幼児は無料
340円/2h～ 170円/h				
240円/2h～ 120円/h				
200円/2h～ 100円/h				
120円/2h～ 60円/h				
80円/2h～ 40円/h				
50円/2h～ 30円/h				
30円/2h～ 20円/h				
5,400～144,000円	基本使用料の 5割相当	第6条4項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる）	有	アリーナ建設中
1,200～ 1,920円				
600～ 840円				
600～ 840円				
360～ 600円				
2,640～ 3,840円				
1,320～ 2,040円				
720～ 1,200円				
一般120円/1,200円	記載なし			
高校生90円/900円				
小中生60円/600円				
2h無料～ 100円/30分	記載なし	第6条の2第2項（市長は必要があると認めるときは減免することができる）		
200円/2h～同上				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積 (㎡)
教育委員会	教育使用料	亀田福祉センター	美原 1-26-12	福祉及び生活文化の向上を図る	講堂	418
					第 1 会議室	150
					第 2 会議室	147
					第 3 会議室	24
					特別室	112
					第 1 和室	31
					第 2 和室	31
					第 1 研究室	21
					第 2 研究室	21
					第 3 研究室	27
					調理室	37
教育委員会	教育使用料	函館市重要文化財 旧函館区公会堂	元町町11-13	重要文化財旧函館区公会堂を保存し、およびその文化的活用を図るため	【一般】	1,900
					個人	
					20人以上の団体	
					【学生・生徒・児童】	
					個人	
					20人以上の団体	
教育委員会	教育使用料	北方民族資料館	末広町21-7	北方民族に関する資料を保管し、および展示して教育的配慮の下に市民の利用を図るため	【一般】	1,736
					個人	
					20人以上の団体	
					【学生・生徒・児童】	
					個人	
					20人以上の団体	
教育委員会	教育使用料	函館市文学館	末広町22-5	郷土ゆかりの文学者の資料を保管し、および展示にて教育的配慮の下に市民の利用に供するため	【一般】	1,027
					個人	
					20人以上の団体	
					【学生・生徒・児童】	
					個人	
					20人以上の団体	

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
4,560～7,440円	利用料金の額（全日使用の場合は、午前、午後および夜間の利用料金の額を合計した額）の5割に相当する額を徴収する。	第6条第3項（指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。	有	商品の宣伝、展示、販売等営利目的として使用する場合は、基本使用料の5割増しとする
1,560～2,400円				
1,560～2,400円				
360～600円				
1,560～2,400円				
480～720円				
480～720円				
360～600円				
360～600円				
360～600円				
480～720円				
	記載なし	別表適用（小学校就学前の者、市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの、引率する教員等、その他市長特に認める者は無料とする	有	
300円				
1人につき 240円				
150円				
1人につき 120円				
	記載なし	別表適用（小学校就学前の者、市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの、引率する教員等、その他市長特に認める者は無料とする	有	
300円				
1人につき 240円				
150円				
1人につき 120円				
	記載なし	別表適用（小学校就学前の者、市の区域内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率されたもの、引率する教員等、その他市長特に認める者は無料とする	有	
300円				
1人につき 240円				
150円				
1人につき 120円				

部 局	目	施 設 名 称	住 所	設置目的・趣旨	有料施設名称等	面積（㎡）
教育委員会	教育使用料	縄文文化交流センター	白尻町551-1他	博物館法（昭和26年法律第285号）第18条の規定に基づき、市に先史時代に関する資料を扱うため	【一般】	1,733
					一般	
					学生・生徒・児童	
					【20人以上の団体】	
					一般	
					学生・生徒・児童	
教育委員会	教育使用料	戸井運動広場	小安町525-1	スポーツの振興を図り、もって市民の心身の健全な発展に寄与するため	グラウンド	6,519
					テニスコート	1,493
					ゲートボールコート	748
		恵山総合体育館	川上町506		総合体育館	1,516
		恵山プール	川上町506		一般 個人	724
					小中高校生 個人	
					専用使用	
		南茅部プール	尾札部1608-1		一般 1回券/回数券（11回）	1,667
					高校生 1回券/回数券（11回）	
					中学生 1回券/回数券（11回）	
					小学生 1回券/回数券（11回）	
		南茅部運動広場	川汲1657他		野球場	14,000
						14,000
					グラウンド	11,200
						11,200
		南茅部スポーツセンター	白尻町604-1		アリーナ	949
					研修室兼柔剣道室	424
					研修室兼トレーニング室	75
					控室	37
						9,601
						432
						1,614
		恵山運動広場	川上町511			
古部体育館	古部町252-3					
古部グラウンド	古部町252-3他					

頁 2 - 4 4

利 用 料 金	冬季（暖房）料金	減 免 規 定	指定管理者	備 考
	記載なし	別表5摘要（小学校就学前の者、市内の学校に在学する学生、生徒または児童で教員等に引率された者、引率している教員等、その他市長が特に認める者は無料とする）	無	特別展示期間については、1,000円を超えない範囲において特別展示に係る実費を勘案して市長が別に定める
300円				
150円				
240円/1人				
120円/1人				
一般 3,150円	記載なし	第6条3項（市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、減免することができる）	無	市の区域内に住所を有しないものが使用する時に使用料を徴収する
小中学生 1,570円				
一般 1,570円				
小中学生 780円				
一般 1,570円				
小中学生 780円				
6,180～10,810円	8,240円～14,420円		無	販売等営利目的の場合は20割相当
300円/回	記載なし		無	市の区域内に住所を有しないものが使用する時に使用料を徴収する
100円/回				
8,000～10,000円/3h				
300/3,000円	記載なし		有	
200/2,000円				
150/1,500円				
100/1,000円				
一般 12,360円	記載なし		有	市の区域内に住所を有しないものが使用する時、又は催物で使用する時に使用料を徴収する
学生 6,180円				
一般 8,650円				
学生 4,320円				
8,240～37,080円	基本使用料の2割相当		有	市の区域内に住所を有しないものが専用使用する時、又は催物で専用使用する時に使用料を徴収する
2,570～11,530円				
610～ 2,760円				
410～ 1,840円				
	記載なし		無	
			有	
			有	

2 墓地・墓園使用料及び墓園手数料について

(1) 現状

「函館市墓園条例」第3条（定義）には、「墓園」とは墓地及びその周辺の緑地並びに墓園内に設ける施設をいうとしており、「墓地」とは墳墓（焼骨を埋蔵する施設）を設け、又は碑石、形像類及びこれらに付属するものを建設するため墓地として市長が指定した区域をいうとしている。

次の①及び②の表に示すとおり、墓地及び墓園の使用料は、永代使用料となっており、一度使用料を支払うとその後は一切使用料を支払う必要はない。

更に、墓地の使用料は永代であるにもかかわらず、相当低額であり、恵山地区の共同墓地にあっては、使用料の規定もない。

次に条例の管理手数料の徴収規定であるが、東山墓園には手数料（管理料）の規定はあるが、墓地にあっては管理料の規定が存在しない。

このように東山墓園と比較して墓地の取得・維持コストが低いことから、①の表でも示すとおり、函館市役所本庁管理分の共同墓地（船見町・住吉町・戸倉町・亀尾町・石川・鱒川町・鉄山町・亀田中野）については、墓地使用可能区画数に対して100パーセントの使用（貸付）状態となっていることがわかる。

この点、共同墓地の使用を希望する人がどの程度いるのか市土木部職員に聴取したところ、船見町及び住吉町の共同墓地の使用希望者（待機者）数は、いずれも40件程度となっているとのことである。

① 「函館市墓地条例」に規定されているものの位置と使用料等

名称	位置	貸付数/区画	使用料（永代使用料）
函館共同墓地	船見町 船見町 23 番ほか	2074/2074	2,000 円/1 m ² 以下
	住吉町 住吉町 16 番ほか	3741/3741	6,000 円/1 m ² 超 2 m ² 以下
	戸倉町 戸倉町 4 番	646/646	15,000 円/2 m ² 超 3 m ² 以下
	亀尾町 亀尾町 107 番地	117/117	20,000 円/3 m ² 超 4 m ² 以下
	東畑町 東畑町 125 番地	64/64	1,000 円/1 m ² 以下
	石川 石川町 275 番地	51/51	4,000 円/1 m ² 超 2 m ² 以下
	鱒川町 鱒川町 204 番地	28/28	9,000 円/2 m ² 超 3 m ² 以下
			12,000 円/3 m ² 超 4 m ² 以下
			500 円/1 m ² 以下

	鉄山町	鉄山町 193 番地の 4	42/42	2,000 円/1 m ² 超 2 m ² 以下 6,000 円/2 m ² 超 3 m ² 以下 8,000 円/3 m ² 超 4 m ² 以下
	亀田中野	亀田中野町 135 番地の 3	166/166	6,600 円/3.3 m ²
戸井 共同 墓地	小安	小安町 563 番地 1	293/300	甲種 200 円/3.3 m ² 以下 乙種 5,000 円/3.3 m ² 以下 ※甲種及び乙種の別について は、市長が指定する
	釜谷	釜谷町 555 番地ほか	213/260	
	汐首	汐首町 608 番地ほか	182/189	
	瀬田来	瀬田来町 308 番地	129/141	
	館町	館町 144 番地 8 ほか	484/500	
	新二見	新二見町 78 番地	24/37	
	原木	原木町 130 番地	74/80	
恵山 共同 墓地	日浦	日浦町 137 番地	116/110	料金規定なし
	豊浦	豊浦町 180 番地 1 ほか	300/314	
	女那川	女那川町 2 番地 5 ほか	280/287	
	日ノ浜	日ノ浜町 103 番地ほか	291/343	
	恵山	恵山町 376 番地ほか	418/453	
綴法華 共同墓地		新八幡町 113 番地ほか	488/508	5,000 円/3.3 m ² 以下 20,000 円/3.3 m ² 超 4 m ² 以下
南茅部 共同 墓地	古部	古部町 272 番地ほか	70/75	5,000 円/4 m ² 以下 ※木直第 2 のみ 10,000 円/4 m ² 以下
	ボン木直	木直町 734 番地ほか	48/55	
	木直第 1	木直町 991 番地ほか	244/250	
	木直第 2	木直町 983 番地ほか	34/43	
	見日	尾札部町 1424 番地	157/170	
	尾札部	尾札部町 1956 番地ほか	352/366	
	川汲	川汲町 1366 番地 1 ほか	333/355	
	安浦	安浦町 188 番地ほか	148/160	
	大船	大船町 588 番地ほか	200/200	
	磯谷	岩戸町 205 番地ほか	70/75	
霊園	川汲	川汲町 1369 番地	148/174	50,000 円/4 m ² 以下
	白尻	白尻町 391 番地 1	389/400	
	大船	大船町 388 番地 1	234/273	

②「函館市墓園条例」に規定されているものの位置と使用料及び手数料

名称	位置	使用料（永代使用料）	面積	区画	手数料 （管理料）
函館市 東山墓園	函館市東山町 地内	167,600 円/4 m ² 329,200 円/5 m ² 377,200 円/6 m ² 586,800 円/8 m ² 1,006,000 円/12 m ²	153,392 m ²	3,838 1,036 2,087 232 120	800 円/1 m ² 当 たり年額

（２） 各条例の比較

次に各条例の比較をしたのが次の表である。

	墓地条例	墓園条例
使 用 者 の 資 格	特に規定なし	原則として市の区域内に住所を有する者
割 増 使 用 料	特に規定なし	上記以外の市長が特別の事情があると認めた者に対し、使用料の 5 割増の使用料を徴収する
管理料	規定なし（墓地の掃除、修理等は全て使用者が行い、使用者がこれを怠った時は、市が代行し、その費用を徴収することがある）	墓園の清掃等のため墓地の使用者から徴収（減免規定有）
使 用 権 の 承 継	民法第 897 条の規定の例による	市長の許可を得て、相続人又は親族等で祭祀をつかさどる者に限る
使 用 許 可 の 取 り 消 し	① この条例又はこれに基づく規則に違反したとき ② 使用許可の条件に違反したとき ③ 使用許可の申請に偽りがあったとき	① 許可の目的以外に使用したとき ② 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けたとき ③ 3 年間管理料を納めないとき ④ 使用許可を受けた後 3 年を経過しても墳墓を設けず、又は使用のための設備を設けないとき ⑤ 法令又はこの条例もしくはこの条例に基づく規則に違反したとき
墓 地 の 返 還	改葬によって不用となった墓地は、原形に復して返還しなければ	使用している墓地が不用となったとき、又は使用許可を取り消されたとき

	ならない	は、その場所を原状に回復して返還しなければならない
使用権の消滅	規定なし	① 使用者が死亡し、相続人又は親族で祭祀をつかさどるものがないとき ② 使用者の住所が10年以上明らかでないとき ※使用権が消滅したときは、市長は、当該墳墓又はその他の物件を一定の場所に改葬し、もしくは移転することができる

この表から墓地について言えることは、

- (ア) 函館市民でない人でも使用者になれる資格があり、
- (イ) 函館市民でない人の使用料に割増料金規定もなく、
- (ウ) 管理料を支払う義務もなく、
- (エ) 一度取得した使用権は、消滅もせず、祭祀をつかさどる者に使用権の承継が可能であり、改葬によって不用となる以外は、墓地の返還義務もないということである。

このような中で、函館市は次で述べるとおり、毎年、この墓地を維持するための支出を余儀なくされている。

(3) 墓地の維持に係る歳出について

墓地に係る歳出（平成24年度決算）については、下表に示すとおりである。

	旧函館市	旧戸井町	旧恵山町	旧楸法華村	旧南茅部町	函館市全体
報償費	756,000				132,000	888,000
消耗品費				64,785		64,785
電気料				19,634	144,087	163,721
水道料			44,103	14,227	81,612	139,942
修繕料			40,897		109,515	150,412
清掃手数料						10,752
委託料	2,371,000	48,000	168,000	409,500	938,500	3,935,000
土地賃借料					20,000	
合 計	3,127,000	48,000	253,000	518,898	1,425,714	5,372,612

函館市墓地条例では、墓地の掃除、修理等は全て使用者が行い、使用者がこれを怠った時は、市が代行し、その費用を徴収することがあると規定しているにもかかわらず、市で支出した費用について、使用者（函館市に住所がない者を含む）から、これらの実費相当額を徴収していない状況となっている。

（４） 墓地使用者の管理状況等

共同墓地使用者の実態確認のため、「使用者名簿」等のサンプル調査を実施したところ、昭和60年に使用者の実態確認調査が行われて以降、現在に至るまで使用者の実態確認は行われていないことが判明した。

このことから、使用者の実態を確認するため、次表に示すサンプル調査を実施した結果、「共同墓地返還届」の状況をみると、約半数の使用者が函館市民以外の者であったことが判明し、「共同墓地新規使用許可申請書」の状況をみると、使用許可となった使用者全体の約1割が函館市民以外の者であることが判明した。

そして、「共同墓地使用权承継届出書」の状況を見ると、使用权を承継した人の約3分の1が函館市民以外の者であることが判明した。

● 墓地使用者のサンプル調査（函館市役所本庁管理分）

	函館市内	函館市外
共同墓地返還届（H26.4～H26.12）	11人	9人
共同墓地新規使用許可申請書（H22.4～H26.12）	78人	7人（※）
共同墓地使用权承継届出書（H26.4～H26.12）	58人	26人

※ 函館市外の人が新規に墓地使用权を取得した7件の使用料の内訳（船見町 20,000 円/4 m²、住吉町 15,000 円/3 m²、住吉町 40,000 円/8 m²、住吉町 15,000 円/3 m²、住吉町 20,000 円/4 m²、住吉町 15,000 円/3 m²、戸倉町 15,000 円/3 m²）

（５） 監査結果（意見）

使用者の管理を徹底し、管理手数料を徴収することが望まれる。

函館市では毎年、墓地の掃除、修理、委託費等の支出を行っているが、墓地の使用者からその費用を徴収していない。

これは、行政財産である墓地について、現使用者の実態を市で把握していないことが原因の一つと考えられる。

墓地条例の使用者負担の原則や、公共施設の使用者の応分負担

の観点からも、墓地使用者は最低限の墓地管理料を支払うべきと考える。

なお、管理料の算定に当たっては、上記実費以外に、今後、使用者の実態把握に係る経費（郵便料金等）や管理に係る人件費などのコストも考慮する必要があるものと考ええる。

次に、住民（函館市民）以外の者の使用料及び管理手数料の料金設定の変更が望まれる。

前述したとおり、不動産の使用料とは、地方公共団体の行政財産の目的外の使用又は公の施設の利用の対価として徴収されるものである。

墓地については、この「公の施設」に該当するものと考えられ、「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設ということになっている。

そして、ここでいう「住民」とは、当該地方公共団体の区域内に住所を有する者ということになっており、「福祉」とは、辞書等の解説では、「公的配慮によって社会の成員が等しく受けることのできる安定した生活環境」など、「しあわせ」や「ゆたかさ」を意味する言葉であり、すべての市民に最低限の幸福と社会的援助を提供するという理念を指すとなっている。

墓地が公の施設とするならば、函館市民の福祉の増進が最優先されるべきであるが、函館市墓地条例では、函館市民以外でも永年使用権が取得できる規定となっており、実際に、毎年、函館市民以外の者に墓地の永年使用権を与えている。

そして、函館市墓園条例のような函館市民以外の使用者から割増料金を徴収するという規定もないことから、函館市民と同じ低額の使用料しか徴収していない。

また、前記「墓地使用者のサンプル調査」や、若者の市外流出等の現状からも、今後は、墓地の使用権を承継する者が、函館市民以外の者が多くなる傾向となっている。

このような中で、函館市民の税金で、他の市町村の住民のための支出が永年続くということは、住民福祉の観点と市の歳入確保の観点からも、このままにしておくことは望ましくないものと考ええる。

したがって、今後は、函館市民以外の使用者からは割増しによ

り、使用料及び管理料を徴収すべきではないかと考える。

更に、使用権の存続期間等について検討する必要があるのではないかと考える。

永代使用権というものについて考察してみると、函館市財産条例施行規則第9条では、「行政財産の目的外使用許可」に係る期間は1年以内（期間の更新は可能）となっており、「行政財産である土地の貸付」の場合であっても、貸付期間は30年以内となっている。

このことから、使用（貸付）期限を設けずに行政財産を永年使用させるという規定は、使用（貸付）期間について、財産条例との整合性がないと言わざるを得ない。

当該共同墓地は、あくまでも行政財産であり、墓地使用者に所有権を移転したものではない。

たとえ、結果として永年使用することになるとしても、一定の使用期限を定め、更新手続きが必要な規定にする必要があると考える。

なお、この更新手続きが煩わしいと感じる使用者は、改葬等を考えるきっかけとなり、特に住民以外の使用者の墓地の返還が期待され、新たに墓地の使用を希望する住民の墓地使用権の取得が促進できるものと考えられる。

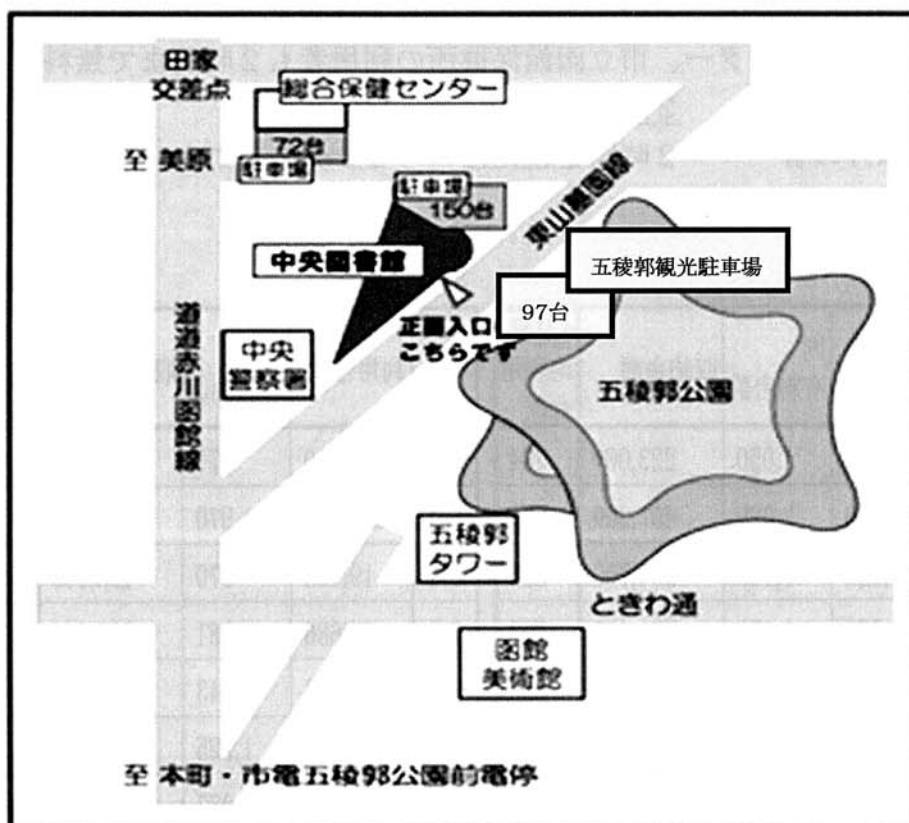
3 駐車場の使用料

(1) 駐車場料金及び減免について

駐車場料金について、一部地域における実態から検討した。

函館市中央図書館近郊の駐車場は、次のとおり 3 駐車場施設がある。

- ① 函館市中央図書館駐車場
- ② 市立函館保健所来庁者駐車場（函館市総合保健センター）
- ③ 函館市五稜郭観光駐車場



(中央図書館ホームページ参照 一部追加)

市立函館保健所来庁者駐車場以外は、ほぼ通年 24 時間利用可能な駐車場施設となっている。

また、函館市中央図書館条例、市立函館保健所使用料及び手数料条例、函館市五稜郭駐車場については函館市駐車場条例によって駐車場の駐車料金が定められている。

各駐車場施設の現状については、次のとおりとなっている。

○ 函館市中央図書館駐車場

開館時間 9:30～20:00

駐車場収容台数 150台
(身障者用 3台を含む)

利用時間 0:00～24:00

駐車場使用料

・施設使用者 2時間まで無料
2時間を超えたのち30分までごと 100円

※総合保健センター、市立函館保健所の利用者も2時間まで無料

・施設使用者 2時間まで 200円
以外の者 2時間を超えたのち30分までごと 100円

平成24年度

	利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数
4月	23,519	1,050	223,000	784
5月	20,220	2,026	457,300	652
6月	24,650	1,138	234,700	822
7月	24,570	1,179	261,400	793
8月	24,901	1,300	278,200	803
9月	24,057	1,136	236,800	802
10月	23,827	1,168	247,700	769
11月	23,605	1,132	246,500	787
12月	21,440	926	246,700	692
1月	18,432	909	214,500	595
2月	21,445	938	218,900	766
3月	23,886	1,203	249,600	771
合計	274,552	14,105	3,115,300	

平成25年度

(単位:台、円)

	利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数
4月	23,010	970	188,200	767
5月	23,820	1,970	444,500	768
6月	19,965	970	198,100	666
7月	22,686	1,081	209,200	732
8月	24,283	1,243	252,300	783
9月	22,868	1,225	255,900	762
10月	22,739	1,077	217,200	734
11月	22,143	1,080	243,500	738
12月	18,996	676	134,300	613
1月	18,635	700	151,100	601
2月	19,767	887	212,300	706
3月	21,742	1,106	229,300	701
合計	260,654	12,985	2,735,900	

年間平均 752台/日

年間平均 714台/日

○ 市立函館保健所来庁者駐車場（函館市総合保健センター）

駐車場収容台数 72台

（身障者用 2台を含む）

利用時間 7：00～翌日の2：00

駐車場使用料

- ・施設使用者 2時間まで 無料
- 2時間を超えたのち30分までごと 100円
- ※ 中央図書館の利用者も2時間まで 無料

- ・施設使用者 2時間まで 200円
- 以外の者 2時間を超えたのち30分までごと 100円
- ・午前2時までに退場しなかった場合における 1,000円
- 当該時刻から午前7時まで

平成24年度

平成25年度

（単位：台、円）

	利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数		利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数
4月	9,631	383	82,900	321	4月	8,560	390	86,500	285
5月	9,575	580	129,200	309	5月	9,970	634	150,100	322
6月	9,148	370	76,200	305	6月	8,800	335	69,600	293
7月	10,035	373	75,200	324	7月	10,091	372	75,700	326
8月	13,017	388	79,900	420	8月	9,564	315	64,400	309
9月	9,341	327	66,800	311	9月	9,430	402	82,200	314
10月	9,951	458	93,200	321	10月	10,090	458	96,900	325
11月	9,831	382	79,600	328	11月	9,511	414	86,000	317
12月	9,048	283	60,200	292	12月	9,400	331	65,700	303
1月	9,736	386	78,100	314	1月	9,020	305	64,800	291
2月	9,172	409	96,100	328	2月	9,933	392	83,800	355
3月	10,100	465	92,600	326	3月	10,823	463	100,300	349
合計	118,585	4,804	1,010,000		合計	115,192	4,811	1,026,000	

年間平均 325 台／日

年間平均 316 台／日

○ 函館市五稜郭観光駐車場

駐車場収容台数 97台（身障者用 2台を含む）

利用時間 0：00～24：00

駐車場使用料

- ・施設使用者 2時間まで 無料
- 2時間を超えたのち30分までごと 100円
- ・施設使用者 1時間まで 200円
- 以外の者 1時間を超えたのち30分までごと 100円

※ 施設使用者とは、函館市駐車場条例 別表1の備考5において規定されている施設を使用した者。

平成24年度

	利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数
4月	2,423	2,407	628,200	81
5月	9,217	9,177	2,430,100	297
6月	3,209	3,185	785,000	107
7月	3,034	3,008	796,600	98
8月	4,855	4,813	1,307,500	157
9月	3,316	3,266	839,500	111
10月	2,366	2,337	598,700	76
11月	1,308	1,291	327,800	44
12月	633	612	151,100	20
1月	640	632	155,000	21
2月	704	698	188,500	25
3月	955	935	258,000	31
合計	32,660	32,361	8,466,000	

平成25年度

（単位：台、円）

	利用台数	内 有料台数	収納金額	1日平 均利用 台数
4月	2,128	2,117	539,100	71
5月	10,516	10,472	2,679,200	339
6月	3,736	3,713	886,800	125
7月	3,131	3,106	807,700	101
8月	4,973	4,931	1,329,300	160
9月	3,432	3,402	882,300	114
10月	2,260	2,249	551,400	73
11月	1,329	1,320	321,000	44
12月	755	735	183,600	24
1月	626	622	166,800	20
2月	622	612	144,300	22
3月	1,027	1,011	248,200	33
合計	34,535	34,290	8,739,700	

年間平均 89台／日

年間平均 95台／日

○ 函館市駐車場条例

第一条 この条例は、駐車場法の規定に基づき、市が設置する路外駐車場の管理、駐車料金の額およびその徴収方法ならびに建築物における駐車施設の附置および管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(途中省略)

第十五条 路外駐車場の名称および位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
函館市棧橋駐車場	函館市若松町10番
函館市元町観光駐車場(広場式)	函館市元町33番
函館市元町観光駐車場(立体式)	函館市末広町20番13号
函館市五稜郭観光駐車場	函館市五稜郭町27番
函館市函館駅前広場駐車場	函館市若松町57番

(途中省略)

第十七条 路外駐車場(月ぎめ駐車場を除く。)の駐車料金(以下『料金』という。)の額は、別表第1に定めるとおりとする。

別表第1

自動車の種別	区 分	料 金	
普通自動車	函館市元町観光駐車場(広場式) 函館市元町観光駐車場(立体式) (月ぎめ駐車場を除く。)	1時間まで	200円
		1時間を超えた後30分までごと	100円
小型自動車 軽自動車	函館市五稜郭観光駐車場	施設使用者	2時間まで 無料
			2時間を超えた後30分までごと 100円
		施設利用者	1時間まで 200円
		以外の者	1時間を超えた後30分までごと 100円
	函館市函館駅前広場駐車場	30分まで	無料
		30分を超えた後1時間まで	200円
		1時間を超えた後30分までごと	100円

備考

1～4省略

5 「施設使用者」とは、函館市芸術ホール条例第5条に規定する使用者および当該使用者の使用に係る施設に入場した者ならびに函館市北洋資料館および北海道立函館美術館に入館した者をいう。

各駐車場について近隣にもかかわらず、利用者の扱いや、料金について差異がある。

各駐車場の2時間における利用率

	年度	年間平均台数／日 ①	利用可能台数 ②	利用率 ①／②
中央図書館	24	752	150	5.01
	25	714		4.76
総合保健センター	24	325	72	4.51
	25	316		4.39
五稜郭観光駐車場	24	89	97	0.92
	25	95		0.98

※ 利用率とは、駐車可能台数で何回満車になるかということであるが、使用時間や有料台数に含まれる無料時間超による有料台数によって多少差異はある。

函館市五稜郭観光駐車場
平成24年度

(単位: 台、円)

	利用台数	有料台数	1時間までの料金	収納金額	30分延長分	1日平均利用台数	1日平均延長利用台数
4月	2,423	2,407	481,400	628,200	1,468	81	47
5月	9,217	8,177	1,635,400	2,430,100	7,947	297	256
6月	3,209	3,185	637,000	785,000	1,480	107	48
7月	3,034	3,008	601,600	796,600	1,950	98	63
8月	4,855	4,813	962,600	1,307,500	3,449	157	111
9月	3,316	3,266	653,200	839,500	1,863	111	60
10月	2,366	2,337	467,400	598,700	1,313	76	42
11月	1,308	1,291	258,200	327,800	696	44	22
12月	633	612	122,400	151,100	287	20	9
1月	640	632	126,400	155,000	286	21	9
2月	704	698	139,600	188,500	489	25	16
3月	955	935	187,000	258,000	710	31	23
合計	32,660	31,361	6,272,200	8,466,000	21,938		

※ 1時間が基本駐車料金 200 円で、延長利用台数の比較が他の駐車場より台数は多くなる。

平成25年度

(単位: 台、円)

	利用台数	有料台数	1時間までの料金	収納金額	30分延長分	1日平均利用台数	1日平均延長利用台数
4月	2,128	2,117	423,400	539,100	1,157	71	39
5月	10,516	10,472	2,094,400	2,679,200	5,848	339	189
6月	3,736	3,713	742,600	886,800	1,442	125	48
7月	3,131	3,106	621,200	807,700	1,865	101	60
8月	4,973	4,931	986,200	1,329,300	3,431	160	111
9月	3,432	3,402	680,400	882,300	2,019	114	67
10月	2,260	2,249	449,800	551,400	1,016	73	33
11月	1,329	1,320	264,000	321,000	570	44	19
12月	755	735	147,000	183,600	366	24	12
1月	626	622	124,400	166,800	424	20	14
2月	622	612	122,400	144,300	219	22	8
3月	1,027	1,011	202,200	248,200	460	33	15
合計	34,535	34,290	6,858,000	8,739,700	9,409		

※ 1時間超利用の台数が年間通じて減少傾向にある。

(2) 現状での問題点

中央図書館や総合保健センターの利用率は、駐車可能台数に対し、2時間単位で4～5回転分の稼働率となっており、中央図書館においては開館時間のかなりの時間帯で満車に近い状況となっている。

また、中央図書館の供用開始に合わせ、総合保健センター駐車場との相互利用を開始し、駐車料金を同一の取り扱いとしたことから、どちらも駐車場稼働率は高い水準となっている。

一方、函館市五稜郭観光駐車場は、函館市駐車場条例により観光用として設置されたが、一日平均の利用台数は、駐車可能台数を下回る結果となっている。

また、施設使用者の2時間無料の施設について、同条例別表第1備考において定められているところであるが、図書館、総合保健センターや箱館奉行所は含まれていない。

各施設における月別の有料駐車台数において、特に5月は花見のシーズンから中央図書館や総合保健センターの有料利用台数は倍増している。

中央図書館、総合保健センター駐車場は、施設使用者以外の場合2時間まで駐車料金が200円であるが、五稜郭観光駐車場の場合は1時間200円と基本料金が倍となっているため、施設使用者以外の者では、同一料金で倍の時間が駐車可能な中央図書館や総合保健センター駐車場に向かい、五稜郭観光駐車場の利用者が少ないといった現象となるのではないかと考えている。

(3) 監査結果（意見）

近接している駐車場にもかかわらず、施設設置の目的などの違いがあるため、料金の規定が異なり、利用状況に大きな差が生じている。

現在、指定管理者への移行が多くなり、それぞれの施設における管理となっているが、市行政財産の活用の観点での市民への利便性や公平性、さらに、図書館の利便性、観光施設への誘導等を考えた場合、各部署における規定の検討のみならず、近郊関連施設との調整を図ることが必要であり、函館市五稜郭観光駐車場については、2時間無料となる施設使用者の対象施設の拡大の検討、また、料金設定における時間単価の統一など、単独ではなく近郊駐車場との均衡を検討する必要があると考える。

VI 監査総括

特に必要があると認められた個別の使用料の検証結果については、各項で指摘・意見を述べているところであり、各部局での再検討をお願いしたい。

使用料の全体的な監査意見としては、各施設ごとに使用料や減免・免除規定が定められているところであるが、全体的には統一的に取り扱われているわけではない。

使用料は施設を利用する人が施設使用の対価として負担し、施設の維持管理等に要する費用に充てることとなる。不足分に対しては市税などをおして市民全体で負担することとなる。

また、使用料を市民の理解の上で負担してもらうために、使用料の算定が市民に理解してもらわなければならない、効率的な施設運営により費用を低減し、使用料を低廉にする必要もある。

以上のことから次の点について今後検討を重ねる必要があると考える。

① 受益者負担による公平性

前述のように、使用料が施設の維持管理費用に満たない場合、市税などで賄うため市民全体の負担となる。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を図る必要があり、受益者負担を原則とするべきである。

ただし、一律に受益者負担を求めるのではなく、施設の性質において、受益者負担と公費負担の割合は検討する必要がある。

② 減免・免除規定の統一化

各施設において減免・免除規定が定められているが、過大な減免・免除規定は受益者負担の公平性を損なうこととなることから、減免・免除対象は、統一的な基準を設ける必要がある。

③ 使用料算定方法の明確化

負担を求める市民に対し、使用料の算定根拠を明確にするとともに、共通の算定方法による透明性を確保する必要がある。

④ 維持費のコスト削減

施設の維持管理費用が使用料の算定に影響を与えることから、効率的な施設運営により費用を低減し、低廉な使用料を追及する必要がある。

⑤ 一定期間での使用料の検証

一定期間において、施設の維持管理費用の検証を行い、使用料の改定を検討する必要がある。

また、検証結果は、市民に明確にするためにも公表する必要がある。

以上のような内容について検討していただき、市所有施設等の活用、市財政の健全化に資するよう希望する。